

第四百七十七回
国 会

参議院金融問題及び経済活性化に関する特別委員会会議録第二号

(三三〇)

平成十二年四月二十六日(水曜日)
午後一時二分開会

委員の異動

四月二十四日

大沢 辰美君

補欠選任

市田 忠義君

四月二十六日

市田 忠義君

補欠選任

吉川 春子君

出席者は左のとおり。

委員長 眞鍋 賢二君
理事 河本 英典君
須藤 良太郎君
溝手 顕正君
山崎 力君
小川 敏夫君
直嶋 正行君
日笠 勝之君
笠井 亮君
山本 正和君

委員

市川 一朗君
岩城 光英君
上杉 光弘君
景山 俊太郎君
木村 仁君
佐々木 知子君
鈴木 正孝君
世耕 弘成君
中川 義雄君
中島 眞人君
日出 英輔君

国務大臣

大蔵 大臣
国務 大臣
(金融再生委員
会委員長)

政務次官

大蔵 政務次官
金融再生 政務次
官

事務局側

常任委員会専門
員
政府参考人

星野 朋市君
松村 龍二君
森田 次夫君
山内 俊夫君
浅尾 慶一郎君
海野 徹君
勝木 健司君
川橋 幸子君
齋藤 勲君
櫻井 充君
羽田 雄一郎君
峰崎 直樹君
築瀬 進君
浜田 卓一郎君
益田 洋介君
森本 晃司君
池田 幹幸君
小池 晃君
吉川 春子君
大脇 雅子君
田名部 匡省君
渡辺 秀央君
西川 きよし君
宮澤 喜一君
谷垣 禎一君
林 芳正君
村井 仁君
吉田 成宣君

参考人

警察庁刑事局長 林 則清君
金融再生委員会 森 昭治君
事務局長
金融監督庁検査 五味 廣文君
部長
金融監督庁監督 乾 文男君
部長
大蔵省金融企画 福田 誠君
局長
林野庁長官 伴 次雄君
局長
預金保険機構理 松田 昇君
事長

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○金融問題及び経済活性化に関する調査

(金融機能の再生のための緊急措置に関する法律
第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理の
ために講じた措置の内容及び報告に関する
件)

○預金保険法等の一部を改正する法律案(内閣提
出、衆議院送付)

○保険業法及び金融機関等の更生手続の特例等に
関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、
衆議院送付)

○委員長(眞鍋賢二君) ただいまから金融問題及
び経済活性化に関する特別委員会を開会いたしま
す。

まず、委員の異動について御報告いたします。
去る二十四日、大沢辰美君が委員を辞任され、
その補欠として市田忠義君が選任されました。
また、本日、市田忠義君が委員を辞任され、そ
の補欠として吉川春子君が選任されました。

○委員長(眞鍋賢二君) 政府参考人の出席要求に
関する件についてお諮りいたします。

金融問題及び経済活性化に関する調査のうち、
金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第
五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために
講じた措置の内容及び報告に関する件について、
調査のため、本日の委員会に金融再生委員会事務局
長森昭治君、金融監督庁検査部長五味廣文君及び
金融監督庁監督部長乾文男君を、また預金保険法
等の一部を改正する法律案及び保険業法及び金融
機関等の更生手続の特例等に関する法律の一部を
改正する法律案の審査のため、本日の委員会に警
察庁刑事局長林則清君、金融再生委員会事務局長
森昭治君、金融監督庁検査部長五味廣文君、金融
監督庁監督部長乾文男君、大蔵省金融企画局長福
田誠君及び林野庁長官伴次雄君を政府参考人とし
て出席を求め、その説明を聴取することに御異議
ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕
○委員長(眞鍋賢二君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(眞鍋賢二君) 次に、参考人の出席要求
に関する件についてお諮りいたします。

金融問題及び経済活性化に関する調査のうち、
金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第
五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために
講じた措置の内容及び報告に関する件について、
調査のため、本日の委員会に参考人として預金保険
機構理事長松田昇君の出席を求めたいと存じま
す。御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり〕
○委員長(眞鍋賢二君) 御異議ないと認め、さよ
う決定いたします。

○委員長(真鍋賢二君) 金融問題及び経済活性化に関する調査のうち、金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第五条の規定に基づく破綻金融機関の処理のために講じた措置の内容等に関する報告に関する件を議題といたします。

本件の報告は既に聴取いたしておりますので、これより質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○浅尾慶一郎君 民主党・新緑風会の浅尾慶一郎です。

まず、破綻金融機関の問題に入る前に、現在いろいろと商工ローンの問題が言われておりまして、先般も当院において証人喚問をいたしました。商工ファンドの社長さんを証人喚問した次第でございますが、その商工ファンドについても、違法性があるということで強制捜査に着手したわけでございます。

そこで、実はその商工ローンに限らないわけでありまして、谷垣新大臣が就任される以前に越智大臣の答弁の中で越智大臣が約束された件でございますけれども、谷垣大臣も元弁護士という点でございまして、非常に社会正義に明るいということだと思っておりますので、きつと同意いただけるのではないかと思いますけれども。

いわゆる利息制限法と出資法との間の制限金利の違いがある。しかも、利息制限法は百万円を超える部分は御案内のとおり一五%以上は払う必要はないと書いてあるわけでございますが、その利息制限法に基づいて仮に年率三〇%とかいう契約を結んだ場合でもこれは払わなくても、払う意思がないということになった場合にはこれは商工ローン側もあるいはいわゆるサラ金業者側もそれを請求しないということが巷間行われておりますし、また近時の判例でもそのようなことが言われておるといふ次第であります。

そこで、実は越智大臣がお約束されたのは、当院においても議論がなされたいわゆるノンバンク社債法案の附帯決議の中で、消費者教育というものがあつて、その消費者教育を徹底して行い

ますというところが附帯決議の中に記されておるわけでございますけれども、この消費者教育についての、利息制限法を超える金利の部分についてはこれは任意に払わない限りは弁済する必要がないですという消費者教育をやるということはお約束をいただいたわけでございます。どういふ形でやるかというのとは、例えば貸金業者の中でそういうポスターを張るとか、いろいろなやり方があるでしょうし、あるいは政府広報を使つてそういったようなことを周知徹底することもできるわけだと思ひます。

私は、いずれにしても一五%と三〇%なら三〇%の間の大きな違いというのがあるということがございます大きな問題だと思ひますし、知つていふことと知らないことによつて利益不利益があるというのとはこれはかなり問題なのではないかなというふうにして思つておりますので、ぜひ谷垣金融再生委員長に、その後どういふ形でこの利息制限法を超える部分については任意に払わない限りは払う必要がないですという教育をされておるかということをお願いしたいと思います。

○政務次官(村井仁君) ただいま浅尾先生から御指摘のございました点は、昨年の十二月の十日でございましたが、越智前金融再生委員長が御答弁の中で、結論的には勉強させていただきまうというふうなおっしゃり方で御答弁申し上げた点でございますが、これにつきまして改めて申し上げます。

まず、利息制限法と出資法との間の制限金利の違いがある。しかも、利息制限法は百万円を超える部分は御案内のとおり一五%以上は払う必要はないと書いてあるわけでございますが、その利息制限法に基づいて仮に年率三〇%とかいう契約を結んだ場合でもこれは払わなくても、払う意思がないということになった場合にはこれは商工ローン側もあるいはいわゆるサラ金業者側もそれを請求しないということが巷間行われておりますし、また近時の判例でもそのようなことが言われておるといふ次第であります。

そこで、実は越智大臣がお約束されたのは、当院においても議論がなされたいわゆるノンバンク社債法案の附帯決議の中で、消費者教育というものがあつて、その消費者教育を徹底して行い

であることを契約者に周知徹底させることを義務づける。そうしますと、民事訴訟を念頭に置く場合に、契約者は超過利息が無効であると知りながら任意に支払つたと貸金業者が主張するのを容易にするという問題点もあるわけでございます。かえつて契約者の不利に働くおそれもある。そういうことを指摘しつつ、貸金業規制法の行為規制の観点から検討すべき事項というより消費者行政の問題として観念するべきものと、このような趣旨の答弁で勉強させていただきたいと、このようにおっしゃつたと私は理解をしております。

それで、この点につきましては、いずれにいたしましても消費者行政の観点からの取り組みというのとは私どもだけでやれませんので、今後、同法の施行後の状況等を見きわめつつ、この趣旨を踏まえながら、先生の御趣旨を踏まえながらさらに勉強をしていきたい、このように考えているところでございます。

いすれにいたしましても、経済企画庁がどちらかというところという問題につきましては主務官庁でございますので、よく相談もしてまいりたい、こんなふうな考えでいるところでございまして、さような意味での連携作業を現在いろいろ工夫をしておりますのでございまして。

○浅尾慶一郎君 今の政務次官の御答弁は実は昨年の委員会でも同じような御答弁があつたわけでございますが、私が伺つておるのは、昨年の十二月から現在の間に勉強がどういふ形で進んだのか、全く行われていないのか、その点だけなんです。

○政務次官(村井仁君) 今ちょっと御説明申し上げましたけれども、やっぱりなかなか法律論としても難しい点がございますので、率直に申し上げて、今すぐそういうことでこの問題について明示的に私わたくしはいいんだぞというのを公示しろというところまでやれるかという話になりますと、なお私どももちよつとまだ関係省庁との間で議論が煮詰まっていなくて、こういうふうな御理解をいただきたいと存じます。

○浅尾慶一郎君 私が伺つたのは議論されましたかどうかということでございます。

○政務次官(村井仁君) もとより国会であれだけの御議論のあつたことでございまして、それから越智前委員長が勉強させていただきたいと申し上げたことでございまして、私どもとしてもきちんと議論をさせていただいていることははっきり申し上げたいと存じます。

○浅尾慶一郎君 私は法律論の話ももちろんあると思ひますが、判例でもう既に、裁判を起こした場合必ず今の判例では一五%を超える部分は返されておるといふ現実があるわけなんです。

それで、私が申し上げたいのは、そのことを知つていふ人は裁判を起こすか、あるいは先方も負けることはわかっているわけですから、裁判に行かないまでも、その場でもう、じゃそれ以上はいいすよというところになつておるわけでございますから、知つていふか知らないかによつて大きな利益、不利益があるということが社会正義に照らしてどうかということをお願いしてございまして、それについて、再生委員長は弁護士であり社会正義についても大変熱心に取り組まれておられるということなので、御所見を伺いたい次第でございます。

○国務大臣(谷垣禎一君) 私、昔弁護士をやつておりましたところ、この利息制限法違反の問題は随分やつたことがございまして、今、浅尾委員がおっしゃいましたように、判例もいろいろ、私も昔のことでございますが、最近のものまでフォローしておりませんが、いろいろ判例がございまして、例えば内容証明一本出すことによつて追及がほとんどとまつてしまつとか、いろいろなことがあつたと思ひます。

それで、今総括政務次官が御答弁申し上げましたように、消費者行政の観点もあるでしょうし、あるいは弁護士や法廷でどう対応していくかという問題、多角的に取り組まなければ、やはり一種の金を借りる者のニーズがあり、そこに弱い立場と強い立場があつてこういう問題が起きてくるわ

けでございますから、多角的な取り組みは必要だ
らうと思います。

ただ、多角的な取り組みが必要だからといって、
我々のやることを、これは経済企画庁が主管で
ありますと申し上げてはいけないと思ひまして、
私どもでできることは何かあるかと検討してい
きたいと思っております。

○浅尾慶一郎君 ぜび引き続き主管となる部分も
あるかもしれませんが経済企画庁と密に連携をと
つていただいて、できる限り社会正義の実現に努
めていただきたいということを申し上げさせてい
たきます。

○浅尾慶一郎君 問題は移さしていただきたいと思
ひますが、長銀がリップルウッド社が組成した
ニュー・LTCB・パートナーズ・CVというこ
所に売却をされました。

ここに株式売買契約書の本文だけあるんです
が、まず再生委員長、これ読まれましたか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 一応目を通してありま
す。

○浅尾慶一郎君 きょうは預金保険機構の松田理
事長にもお越しいただいておりますが、松田理事
長はこれにサインされているわけでございますか
ら当然読まれたと思ひますが。

○参考人(松田昇君) 読んでおります。

○浅尾慶一郎君 谷垣委員長も松田理事長もそれ
ぞれ法曹の御出身ということでございしますが、私
ます一目これを大急ぎで読んで感じたのは、
ちよつと日本の契約書、日本語でちろん書いて
あるし裁判管轄は日本の東京地方裁判所となつて
いますが、日本の契約書というよりは、かなりこ
れはアメリカのあるいは海外弁護士が入つてつ
くつた契約書だと思ひますが、まず再生委員会側
でとなたか涉外に強い弁護士事務所は雇われまし
たか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 当時のいろいろな経緯
につきましましては私も十分まだフォローできてい
ない面があるかと思ひますので、事務局から御答
弁をさせたいと思ひます。

○政府参考人(森昭治君) 本件につきましましては、
一方の交渉、国側の交渉を担当していただきますのは再
生委員会、預金保険機構でございますが、預金保
險機構において海外弁護士を雇つております。

○浅尾慶一郎君 その海外弁護士がどこかとい
うことを聞くつもりはありませんが、非常に
買い手に有利な契約になつてゐるのではないかな
というふうに思ひます。

具体的に述べさせていただきますが、まず定性
的に申し上げれば、預金保険機構、長銀の義務は
はつきりと書いてあるのに対して、買い手側の義
務は限定的に書かれておるといふことだと思ひま
す。

具体的な例で申し上げさせていただきますと、
例えば何かここで書いてあることになつてあつた
場合、不正があつた場合は、預金保険機構が五十
億を超える部分については損害賠償に應じまし
うとなつておるんですが、一方で、ニュー・LTC
B・パートナーズにもそういう事項は入つてお
りますけれども、このニュー・LTCB・パート
ナーズというのは、いわゆる有限会社で、しかも
リミテッドパートナーというところで、ほとんど何
か実態があるのかないかわからないわけであり
まして、本来であればそのニュー・LTCBに出
資をしてゐるそれぞれの出資者に対してそのこと
を保証させることを要求するべきなんだと思ひま
すが、これを読む限りにおいては一切そういう
ようなことはなくて、あくまでもニュー・LTC
B・パートナーズでその責任が切られてしまつて
いるような形になつておりますが、この点まず問
違ひがないかどうか伺ひたいと思ひます。

○政府参考人(森昭治君) 表明あるいは補償につ
きましまして両方の当事者がどういふ義務を負つて
いるかという先生の御指摘かと思ひます。

パートナーズ社側の義務ということにおきまし
ては、あくまでもニュー・LTCB・パートナー
ズ・CVの義務としてあるわけでございますが、
先生のおっしゃるとおり、その背後にある投資家
まではかかつておりません。

○浅尾慶一郎君 ちなみに、五十億を超える、ま
あ百億円損失があつた場合に、ニュー・LTC
B・パートナーズはオランダ法人であります、す
ぐ多分倒産もできるんだと思ひますが、本当に百
億請求できるんでしょうか。

○政府参考人(森昭治君) 当方といひまして
は、契約に従ひまして、仮に先方の方にそのよう
な補償の対象となる事柄が起きたとするならば、
契約に従ひまして請求をするといふふうに考へて
おります。

○浅尾慶一郎君 再生委員長に伺ひます。
預金保険機構、いわば国とニュー・LTCB・
パートナーズ、リミテッドパートナーズと、信用
力はどちらが大きいですか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 大変お答えが難しい御
質問ですが、それは一般論といたしまして、日本
のようなこれは大きな国でございますから、日本
の方が信用が低いなんというところは、大臣をして
おります者として、お答えができないわけござ
います。

○浅尾慶一郎君 逆に、言葉をかえて伺ひますが、
ニュー・LTCB・パートナーズ、リミテッド
パートナーズですから、例えがいいかどうかわか
りませんが、いわゆる有限会社であります。しか
も最近組成されたばかりの有限会社であります。
その有限会社が、例えば急に百億の債務を負つ
たとして、本当に払えると思われませんか。どうも
このニュー・LTCB・パートナーズは、余り資
本金も大きくないような、しかもこの買収のため
だけにつくられた会社でありますので、私はこれ
は書いてあつても意味のない、極論すれば意味の
ない条文文ではないかなと思ひます。

○国務大臣(谷垣禎一君) 先ほど国とこのLTC
B・パートナーズとどちらが信用力が上かとい
うお問いかけでございましたけれども、一般に民間
企業と国と比べますと、それは国の方がうんと信
用がある。それで、民間企業も信用はいろいろで
ございますが、こういう金融機関をもう一回どう

いうところに売つていくかといふような場合に、
それぞれが組合をつつたりあるいは何とかリミ
テッドといふのをつつたりするのには私はよくあ
る手法だろふと思ひまして、これをあさいでしま
いますとなかなか買い手が見つかりにくいとい
うことだろふと思ひます。

○浅尾慶一郎君 私が実は申し上げたかつたの
は、リミテッドパートナーがいけないといふこと
ではなくて、リミテッドパートナーシップに出資
してゐるいろいろな大きな会社があるわけであ
る。そこらちゃんとレター・オブ・ギャランティー
なり、あるいはその機関がそれでも本心に信用が
あるのかないのかわからないといふことであれ
ば、信用力のある例えは銀行に保証を入らせる
といふのがこうした取引の場合の通例だといふこ
とだと思ひますが、これをされておられないのは、
そこを見落とされたのか、それとも先ほど伺ひま
したようにそれは一体だれの責任なんですかとい
うことなんですか。

恐らくこれは金融再生委員会の、一義的にはサ
インをされております預金保険機構の責任になる
のかもしれないが、先ほど預金保険機構の方に
伺つたら、これは逐次法律にのつとつてすべて再
生委員会と相談をして決めておられるといふこと
ですから、少なくともこの契約の条文に関しては
再生委員会の責任といふことで間違ひないかどう
か。再生委員会の責任で間違ひがないかどうかだ
けお答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(谷垣禎一君) そうでございます。
○浅尾慶一郎君 それでは、引き続き再生委員会
の方に伺つてまいりたいと思ひます。

今、実態がないような契約になつてゐるんじや
ないかといふことを一つ申し上げさせていただき
ましたが、ほかにもいろいろと例がありまして、
例えて申し上げますと、これは日本の契約ではな
かなかないんじやないかと私が個人的に思つた
ことなんです、例えば長銀の持つておる土地で
何らかの環境問題が発生した場合その責任はすべ
て国がかかりますよといつたような条文も別に

入っておるんですが、これは環境問題に対してかなり先進的な、土壌汚染とかに関する隠れた瑕疵という点に対して先進的なアメリカの考え方が入っているのではないかなと思いますが、その例だということだけ申し述べさせていただきます。それからもう一つ大きな、国にとって明らかな損失だとな私が個人的に感じておりますことを申し上げさせていただきますと、恐らく私が読む限りにおきましては、税が追加的に発生した場合これは預金保険機構なり国が過去のものについて新生長銀に払いますよということが書いてあるんですが、逆に過去払った税において税効果が発生した場合はこれは恐らくどうぞお取りくださいというふうになつていられると思うんですが、この点間違いないでしょうか。

○政府参考人(森昭治君) お答え申し上げます。税につきましては、補償についての御指摘かと思えますけれども、特別公的管理銀行に移った後に、十一年三月の納税期に、もちろん赤字決算でございますので税金を実際に納めたということはないんですが、繰欠額も含めまして納税申告書を提出しております。

問題は、その十一年二学期の納税申告書が正しかったかどうか、後に税務当局からの調査によって仮にも増益が発生するとかそういうことによつて税が徴収される場合は、そういう場合は国の公的管理になつた後の納税申告でございますので、我々は保証をいたしまして、そういう場合は払いますということを表示しておるわけでございます。

○浅尾慶一郎君 私が申し上げていることはそういうことではなくて、過去に長銀が有税で償却をしたものについて、将来、当該企業が無税に該当しますよと国税が認定した場合、当然税金は戻ってくるわけですが、これはニュー・LTCB・パートナーズに帰属する財産ですね。間違いないですね。

○政府参考人(森昭治君) 大変失礼いたしました。先生のその御質問を答弁の途中で失念してしま

まったわけでございますけれども、税効果につきましては、いろいろな議論がございました。ただ、資産、負債の差のロスで預金保険機構によつて三・六兆円埋めたという状況のもとで先方に引き渡したわけでございますけれども、そういう資産、負債がバランスしている状況の銀行に税効果があるかという点の最終的にはそういう議論になります。結論的に申し上げれば、繰り延べ税金資産というものは計上いたしませんでござい

た。そういうことで、将来につきましても、それは税効果は資本金勘定をつくった後で税効果が出てくるものでございまして、その税効果については新生長銀の方に帰属することかと思

います。○浅尾慶一郎君 私が申し上げたいのは、国が何かした行為によつて偶発的に発生した税についてはすべて責任を持ちますよと、ところが、将来発生するかもしれないからこれは左に置いておいて、仮に言葉は悪いですがもうかつた場合にはどうぞお取りくださいというのは、契約書のつくり方としてはおかしいんじゃないですかというところなんです。

契約書をつくらしたら、国が表明して、将来税について損失が発生した場合については、仮に税効果で別途益が出ているがそこだけは相殺しますよと書くのが恐らく何等な契約のつくり方なんだと思うんですが、その点について、もし何かあれば御意見をいただきたいと思

います。○政府参考人(森昭治君) お答え申し上げます。大変申しわけございません。先生の御指摘に対する理解が不足しているのかもしれないけれども、我々としては、クロージングで先方に引き渡した時点におきましては、将来の収益というものは何も保証されているものでござい

ませんので、繰り延べ税金資産というものは計上できないわけでございます。一方におきまして、国が表明、補償しているものにつきま

しては、当然我々としては納税申告書が正しいものということではしておりますので、仮に何かあった場合には補償するとしたわけでござい

ます。○浅尾慶一郎君 質問に答えていただいていないんです。私が申し上げているのは、あるかないかじゃなくて、あつた場合はこれも同様に扱うべきだということを申し上げているわけであつて、扱っていないのは契約書に不備があるのではないかと

いうことであります。次にいきます。もう一つ契約書に不備がある例を申し上げます。先ほどのニュー・LTCB・パートナーズというの

は、有限会社であつて、新しく組成した特別な会社ですから、過去の実績もありません。この会社が十億円を買いますと、それから新規で株を二百億円ですか資本注入すると書いてあるんですが、繰り返になりますけれども、ニュー・LTCB・パートナーズなるものは本来は信用がビジネスの実業の世界においては

ないといふのが私は通常の扱いだと思

うんです。であるとするならば、ニュー・LTCB・パートナーズの後ろにある株主が、私が出資するから安心してくだ

さいよという文書を出すんだと思

うんです。えっている信用と比べると大変な格差があるんじゃないかなと思

ひまして、もし今私が指摘していることが違つたらば御意見をいただきたいと思

います。○政府参考人(森昭治君) 一言お答えさせていただきます。ニュー・LTCB・パートナーズ社は、もちろんいろいろ外銀も含めた出資者から成つて

いるわけですが、千二百億円を合計出資したわけでございますけれども、その出資の確認及び入金

の確認は当委員会においてしております。○浅尾慶一郎君 それは、出資の確認というのは、現に銀行に入つたということ

をその特殊なエスクロアカウンタが何かで確認されているんですか、それとも単に文書で出資しますよという約束状で

すか。○政府参考人(森昭治君) 当方において長銀の口座に入金されていることを確認しております。

○浅尾慶一郎君 ただ、私がおかしいなと思

うのは、売買の実行がされる日と出資がされる日

が契約書の間では同日になつてい

るんですが、本

たいろんな企業があります。通常は彼らはそこはリスクを負っているわけなので、うまく株が上がればもうかりますということなんだと思うんですが、何がおかしいかといいますと、この契約書だけを見ると、長銀からニュー・LTCB・パートナーズの後ろにいる株主に対して融資の制限が一切ないんです。ということはこういうことが起きるかといいますと、しかも今の新しい金融技術を使えば、新生長銀がつぶれたときはこの融資を返さなくてもいいですよという金融派生商品というものをつくれるわけなんです。デリバティブで。仮に、私が例えば三百億円出資しましたということにして、私の会社に新生長銀から三百億円、どこか海外の、どこでもいいんです、ケイマンとか何かを通して融資をした場合には、しかも金融派生商品をかませた場合には、全くリスクなく取引ができるようになっていくんだと思うんですが、その点間違いないですね。

○政府参考人(森昭治君) 先生の御指摘、そういう仮定の議論をすればそういうことになるかと思ひますけれども、それは銀行監督上の問題でございまして、大口融資規制とアームズ・レングス規制で通常の銀行と同じような規制でやっていくという考え方が思ひます。

○浅尾慶一郎君 事務局長もよくこの契約書を読まれたんだと思ひますけれども、明らかにこれは日本側に不利、アメリカ側は細かいところまですべて規定がされておるんですね。通常であれば、今申し上げたようなことも日本側が書いて、こういう融資はだめよと二重にかけてもいいわけですよ、こういう契約書の場合の規制は、それをしていないというのはおかしいなというふうに思ひます。

ところで、長銀がこの売却をするに当たってゴールドマン・サックスをファイナンシャルアドバイザーで雇っていますよね。当然ゴールドマン・サックスは、何回も以前から御説明のとおりこういうM&Aの取引をやっているわけですから、こういうことは気づいているはずだと思うんですが、

んですが、何で指摘されなかったんですか。

○政府参考人(森昭治君) 先生御指摘のとおり、ファイナンシャルアドバイザーとしてゴールドマン・サックスにいろいろな助言を求めているわけでごいまして、そういうゴールドマン・サックスのチェック、さらに預保の雇っている海外弁護士、さらに最終的には再生委員会のチェックということで、当該契約書が最終的に承認されたということを御理解いただきたいと思います。

○浅尾慶一郎君 私が申し上げたいのは、そのアドバイザーがアドバイザーとして果たすべき機能は明らかにこの契約を読むと果たしていないんじゃないかなということでありまして、それに對して、チェックをしたというふうにおっしゃるんですけれども、今ある申し上げたようなことがあるので、チェックが足りないということだと思ひます。

ところで、この契約書でサインをされております「J・クリストファー・フラワーズ」という方がいます。買手側でサインされております、ちなみに「J・クリストファー・フラワーズ」さんはこのフラワーズという人物は、ゴールドマン・サックスにいたんじゃないですか、あるいはつい最近までいたんじゃないですか。

○政府参考人(森昭治君) お答え申し上げます。我々の理解では、十一年四月ごろまでゴールドマン・サックスに在籍したというふうに理解しております。

○浅尾慶一郎君 ということは、攻め手と守り手というか、売り手と買い手は両方とも仲のいい人たちが後ろにいるということじゃないかなというふうに思ひます。

そのゴールドマン・サックス、いろいろ仕事をされているということなんですが、私が見る限り、こういう契約書を結ぶということに関して、いろいろと政府側、国民側にとって不利なことが明らかにあるわけですから、本当にその機能を果たしているのかなということが疑問になります。

ちなみに、今月発売されております月刊文芸春秋の記事によりますと、ゴールドマン・サックス社の、本件十億円で国が買ったわけですが、十億円で買ったものについて彼らが得た収入は、国の側に立ってアドバイスしているわけですよ、十億円で売ったものについて彼らが得た収入というのは七億円と書いてあります。

ということは、国庫に入るのは十億じゃなくて三億しか入らない。しかも、その三億の中には今までゴールドマンがやったようないろいろなサービスについて月次で払っているものがあるでしょうから、ほとんど入らないという理解でいいですか。

○政府参考人(森昭治君) お答え申し上げます。先生にも前にも御答弁させていただきましたとおり、ゴールドマン・サックス社とのFA契約の内容につきましては、先方がたくその開示を拒否しております関係で、申し上げるわけにはいきません。したがって、成功報酬が幾らであったかということにつきましては御答弁を控させていただきます。

○浅尾慶一郎君 今の御発言は大変重大な問題があると思ひます。その重大性について入りますが、その前に、今先方が拒否しているということとでございまして、日債銀についてはモルガン・スタンレーがFAになっておりますが、モルガン・スタンレー社は拒否をしております。したがって、日債銀のFA契約についてはぜひ開示をしていただきたいと思ひますが、再生委員長お願ひします。

○国務大臣(谷垣禎一君) やはり取引上の観点からそういう契約の個別の内容、ゴールドマン・サックスなりモルガン・スタンレーなりが拒んでいる限りは、我々としては……

○浅尾慶一郎君 モルガンは拒んでないですよ。○国務大臣(谷垣禎一君) いやいや、我々としてはお出しするわけにいかないわけでごいします。が、以前のこの当委員会、浅尾委員との御議論の中で、モルガン・スタンレーはOKをしていると、

出すことに對して異議はないというお話があったと聞いております。

私どもも、それだけであらうですかというわけにはまいりませんので、当委員会の事務局においてその点は確認したけれども、やはり出してらつては困るということであつたというふうに報告を受けております。

○浅尾慶一郎君 じゃ、確認しますが、ゴールドマン・サックスと長銀との契約には守秘義務事項が入っていますが、モルガン・スタンレーと日債銀との契約の間には守秘義務事項は入っていないんですね。

○政府参考人(森昭治君) 守秘義務に関しましては、長銀とゴールドマン・サックスとの契約、それから日債銀とモルガン・スタンレーの契約、守秘義務については同様と認識しております。

○浅尾慶一郎君 以前の当委員会におきます御答弁ではそうではなくて、モルガン・スタンレーとの契約には守秘義務がないということが書いてあります。

なぜこの契約の開示が大事かということは今から申し上げさせていただきますと思ひます。そもそもこの株式売買契約書を読まれば、明らかに日本側に不利なことがわかっておりまして、果たしてそれにずっと携わっておった機関が本当にその機能を果たしているのかということとを調べていかなければいけない。そのためにはどういふ契約になつていたかということを見ないと議論ができないわけでありまして、ぜひその開示をしていただきたいと思ひます。

し、以前の当委員会の横沢委員長の答弁では、かかるべき時期が来れば開示をするということも御答弁をいただいております。

したがって、もう既に長銀については売却が終わっているわけですから、しかもよくよくこの株式売買契約書を読めると、これはもう反論の余地がないと思ひます。日本側にとって公正でない、ちよつと条件が不公平である、あるいは相手側については非常に細かいところまで契約書

上で保護がされているにもかかわらず、日本側は保護が弱いということは争う余地がないところだと思ひます。

○そのような契約に対してアドバイザーとして重要な役割を果たしたゴールドマン・サックスの果たした機能について検証することが私は本場に必要だと思ひますので、再度早急に契約書の開示を求めたいと思ひます。

○国務大臣(谷垣禎一君) 浅尾委員は明らかにこれは日本側に不利であるというふうに断定をされるわけでありまして、これは私も海外取引というふうなことはよく存じないわけでごさいます、この長銀買収に係る補償とか表明とかい

ろんな事項が通常の企業買収の場合に比して著しく不利なものかどうかということになりますと、今、FAとしてゴールドマン・サックスを使っていたわけでごさいますけれども、それだけではなくて、預金保険機構が依頼していた海外弁護士とい

いますか、そういうところにもいろいろ意見を聞いて、著しく不利なものではないというのを確認しているというふうな報告を受けております。

○浅尾慶一郎君 再生委員長、本場に読まれてこれは公平だと思ひますか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 私自身読みまして、これはいろんな過程もあったと思ひますが、特段これでもって著しく不平等なものであるというふうには認識しておりません。

○浅尾慶一郎君 先ほど来申し上げておるようなことは、ニュー・LTCB・パートナーズの信用力を補完するようなことに付いては、当然その契約の中に組み込んでおくということが通例としてあるわけですから、これは、場合によっては海外弁護士は彼らの仕事の範疇ではないかもしれせん

が、ゴールドマンというファイナンシャルアドバイザーはまさにそのことは知っているわけでありまして、その彼らがやっていないのは、真実がどうかというところは別にして、例えば先ほど申し上げましたようにこのクリストファー・フラワーズという人間がもとゴールドマンにいたからそ

ういうことなんじゃないかなというところが疑われるも仕方がないんじゃないかなというふうな思ひます。

それから、もう一つその例を申し上げたいと思ひますが、日債銀の売却について、今度は攻め手、攻守を変えて買い手に名乗りを上げておりますソフバンク連合のアドバイザーにゴールドマン・サックスがなっております。このことはさすがの

ゴールドマンも本場にいかどうか事前に金融再生委員会にお伺いを立てたと。そうしたら、我が金融再生委員会は結構ですと言ったということなんです、本場にそれでいいんですか。

私は、売る方というのはなるだけ高く、なるだけ売り手に有利な条件をつけるというのが売る方の務めなんだと思ひます。買う方はなるだけ安く、なるだけ買い手に有利なような条件をつけるというのが買い手の特にアドバイザーの務めであるわけでありまして。

なぜ、売る方のアドバイスをしていた人が今度買い手のアドバイザーになる、しかもお伺いを立てたらどうぞと答えられたんでしょか。

○国務大臣(谷垣禎一君) これが問題じゃないかという御指摘ですが、ゴールドマン・サックス社からは去年の秋ごろソフトバンクグループのフィナンシャルアドバイザーを受注したのがどうかというお話があったようであります。それで、金融再生委員会としては、ゴールドマン・サックス社が長銀譲渡に関して知り得た情報についてこれは当然のことながら守秘義務を遵守すると、それからまた利益相反の防止を徹底するというところでございまして、これはやむを得ないという言葉で申し上げると思ひますが、やむを得ないと判断したものと聞いております。

○浅尾慶一郎君 非常に私は問題があると思ひます。国益の観点からいえばこれは明らかに問題であるということだけ申し上げさせていただきます、そして委員長にお願いをいたしますが、いろいろとそのゴールドマン・サックスと長銀との契約、あるいは日債銀とモルガン・スタンレーとのフィ

ナンシャルアドバイザー契約、これは問題がありますので、ぜひ委員会として資料請求をさせていただきますと思ひます。

○委員長(眞鍋潤二君) 後処理委員会において協議いたします。

○浅尾慶一郎君 それでは、もう一点だけこの長銀の売却について伺わせていただきますが、先ほど、通常の金融監督行政のもとにおいて、海外における融資で出資者に迂回してお金が回らないようにするということに森事務局長は御答弁いただいたわけでごさいます、実際に本場に今の日本の監督行政のもとでそれが一〇〇%できると確約できますか。

○政府参考人(森昭治君) 私が先ほど申し上げましたのは、ニュー・LTCB・パートナーズの出資者、外銀あるいは外証があるわけでごさいますけれども、そういうところへの融資の問題という御指摘でございますが、それは通常の、同じように日本の銀行であれば、日本の銀行もいろんな事業会社等を株主に持っておるわけでごさいます、それと同列で監督上の配慮がなされるのではないかと、このように申し上げた次第でごさいます。

○浅尾慶一郎君 今の御答弁を伺っておりますと、仮に本場に性悪説に立つた場合には防げないということなんではないかなと思ひます。それは間違いないですね、御答弁を。

○政府参考人(森昭治君) 先生の御想定がどういふものかということについて明確に把握してないのかもしれないけれども、銀行監督上は大口融資規制とアームズ・レングス・ルールと、やっぱこの二つを柱に監督していくということしかないかと思ひます。

○浅尾慶一郎君 それは答えになつていないわけ、例を申し上げますと、ニュー・LTCB・パートナーズに出資をしたある企業、例えば二百億円出資した企業に新しい長銀がどこから融資をする。それは別にいろんな子会社を使つてもできるでしょうけれども、そうした場合に、それを本場に一〇〇%今の監督行政で防げるかどうかという

ことです。

○政府参考人(森昭治君) 通常の銀行が、株主にいろいろな事業会社もあるわけでごさいますけれども、そういうところの融資と同じことでごさいます、全く一〇〇%融資してはいけない、一切融資してはいけないというルールはないんです、いかと考へております。

○浅尾慶一郎君 ということは、できるということとでよろしいわけですね。

○政府参考人(乾文男君) 先ほど森事務局長がお答へしておりますけれども、大口融資規制ないしはアームズ・レングス・ルールというのがございますけれども、それに反しない場合、通常の融資というのはそれは当然可能だろうというふうな考へております。

○浅尾慶一郎君 そこで、できるということになると、先ほど来申し上げておりますように、そういう融資をすれば、仮に新生長銀がもう一回つぶれても全く損はないように取引を仕組むことができるわけなんです。本来はこの契約の中でそれができないように書いておくのが通例だと思ひますし、仮に再生委員会が気づかなかつたとしても、再生委員会が雇われたゴールドマン・サックスがそこに気づくのが普通のプロフェッショナルなサービスを提供する人の当たり前のことだということだと思ひます。だから私は、どういう契約になつていたのか出していただきたいということをお願いをさせていただいた次第であります。

余りこの議論をしても多分水かけ論になつてしまふので、次に移らせていただきます。他の破綻金融機関について話を伺いたいと思ひます。なみはや銀行が破綻をいたしました。前身は何銀行ですか。

○政務次官(村井仁君) 福徳銀行となにわ銀行でございます。

○浅尾慶一郎君 その銀行は破綻をしたことはありませんか、その前に。

○政務次官(村井仁君) いずれにいたしまして、福徳につきましては御案内の、もう先生十分

御承知のとおりでございますけれども、破綻をいたしましたので、それで福徳とにわを一緒にいたしまして、なみはやということにしたわけでございます。

○浅尾慶一郎君 一緒にされるときに、本来であれば、問題のある債権を別にして、本当にきれいな形にしてなみはや銀行というのをつくられるのが私は筋なんではないかなと。ところが、それをされなかったために、もう一回合併してつくった銀行がまた破綻してしまったということなんだと思いますが、その点についての行政の責任はどういうふうにかえられますか。

○政務次官(村井仁君) 申しわけございません。私ちよと勘違いいたしまして、福徳銀行、なにわ銀行、いずれもまだ破綻をしたわけではなくて、特定合併という形で処理をしたということでございます。

○浅尾慶一郎君 その特定合併というのは言葉のあやで、危ないから特定合併をさせて支援をしたんだと思いますが、それにもかかわらず破綻した責任というのは行政としてどういうふうにとられるかということです。

○政務次官(村井仁君) 福徳銀行それからなにわ銀行に対して、それぞれ当時の大蔵省におきまして検査をしておりまして、それに基づきましてそれぞれ債務超過ではないことを認めまして特定合併を行ったわけでございますけれども、しかしながらその特定合併制度というのは現在のようない時期に金融システム危機の中で行われた制度でございますので、その時点では、実施計画の承認あるいは合併の認可というような行政行為そのものでございますけれども、それぞれの法令にのっとりまして適切に行われたものと私どもは理解しているわけでございまして、ただ、結果としてなみはや銀行の再建が実現できなかったということは非常に残念なことだと思っておりますけれども、これは金融システムの不安あるいは危

機が我が国経済を覆っていた平成九年から十年の秋にかけてのことでございますので、金融再生法等はそのようなことを一つの教訓といたしましてつくられたことだろうと思っております。その時点においては私は法令にのっとりまして最善を尽くしたものだと思っております。

○浅尾慶一郎君 その時点で最善を尽くされたとおっしゃいますが、検査をして、不良債権があつたらその部分に対して十分な資金を預金保険機構から特定合併に際して贈与すると。贈与した金額あるいはその不良債権として認定した債権額が少なかったんじゃないかということ伺っているんです。

○政府参考人(乾文男君) 先生御案内のように、この特定合併の制度は、両行が合併をいたしましたときに、新設合併でございましてけれども、合併をいたしましたときに、贈与ということではございませんで、預金保険機構が不良資産を買収するというところでございます。

その買収するための前提としての必要な検査というのは行つたわけでございますけれども、検査を行つた結果をもとにいたしましたので、両行及びその監査法人が十年三ヶ月の決算というものを固めたわけでございますが、その決算によりまして、両行とも債務超過ということではございませんでした。

そうしたことから、当時の大蔵省におきまして特定合併のあつせんが行われたわけでございまして、私どもその当時、当時というのは大蔵省当時でありますけれども、不良債権の売却を行ったことによりまして確かに両行の資本基盤というものは薄うございました。通常ならば自己資本が四割を超えているわけでございまして、四割を超ええるためには今後の収益の強化とかあるいは増資というものが必要であつたわけでございましてけれども、提出されました計画を慎重に審査いたしますと、今後この特定合併の計画の中で不良債権の処理、それから資本の増強、リストラ計画につきまして抜本的な経営の刷新というものが認められ

まして、スタート時においては四割を超えているというわけにはこれはまいりませんけれども、その計画期間中にそうしたことが達成されるということ、これはまさに特定合併制度の中のいろんな基準に合致しているということから、これは金融監督庁におきまして特定合併計画の実施計画の承認あるいは合併の承認を行ったものでございまして。

ただ、その後一年以内に破綻したことにつきましては先ほど政務次官が申し上げたとおりでございますけれども、私どもは、このなみはや銀行が合併の前後から貸出先についての収益の改善を図ろうとしていろいろな新規の融資ないしは貸しを行ったこと、それらが景気、景況の悪化等の中でいわば裏目に出まして、特定合併の前後から急速に資産の悪化を招いて、先ほど御指摘のような破綻の状態になったというふうに認識しているところでございます。

○浅尾慶一郎君 不良資産をしつかりとちゃんと移転されていけば、幾ら景気が悪くなったとはいへマイナス成長といつたつてその当時でせいぜい〇・五とか一〇ぐらいですよ、一〇マイナス成長のときに銀行が一年でつぶれてしまうということはおもともとは不良債権が相当残つていたと思えないんです。残つていたとすればそれは検査が甘かつたかその判断が甘かつたかどつちかなんですけれども、そうでないと言ふのなら、なぜ一年間でつぶれたかもう少しわかりやすく説明していただけないか。

○政府参考人(乾文男君) 余りちよと破綻銀行とは申せ個別の事情に立ち入ることは差し控えたと思ひますけれども、銀行が特定合併のころからいろいろな融資を行つたこと、融資を行つたことにつきまして、その後捜査当局によりまして指摘されたことを見ますと、いわばそうした融資自体が特別責任であつたというふうな指摘を受けているところがございます。そうしたことから、銀行の判断というものが誤りがあつたというふうな言わざるを得ないのかと思つてるところでございます。

○浅尾慶一郎君 私が申し上げたいのは、一年で特別責任に該当するような新規の融資先を見つけないというのは、これは多分相当難しいと思うんですね。もともとあつて、いろんな関係があるから、まあそこはちよと経営の状況が悪いけれども貸しましようということなんじゃないかと思ひます。

本来は、検査に入つて、これはやっぱりどう見ても不良債権、不良資産だから預金保険機構に移しちやいまいしょうというのが行政としてとられるべきことだつたと思うんですが、それをされてこなかつたのは明らかに行政において行政の責任があるのではないかなということでもあります。

これ以上求めても、結構ですので、次に移らせていただきますが、同じように破綻をしている銀行が幾つもあります。その中で、最近あるいは以前から私が指摘をさせていただいておりますものを一つだけ取り上げさせていただいていきたいと思います。

朝銀信用組合について、横領ですとかいろいろ刑事的な問題も指摘がなされております。以前、柳沢金融再生委員長の時代に、これについて、金融再生法にのつてれば、新しく整理管財人ないしになった人が犯罪を告発しなければいけない、仮に金融再生法にのつたら普通の通常の今までのルートで行つても、国家公務員としては犯罪の告発をしなければいけないということを御答弁をいただいております。

いよいよ幾つかその朝銀信用組合が破綻をし合併している中で、ここに公的資金で一兆円を超えたと云われるお金が使われると言われておりますが、その原因が仮に横領であり、それがまたどこからかなくところに行つてしまつていてのことであれば、これは当然公務員としてのルートをとるにしても告発をすべきだと私は思ひますが、その点について現在の進行状況を伺いたいと思ひます。

○政務次官(村井仁君) 個別のお話でございます

ので、ちょっと一般論としてお答え申し上げます。を得ないわけでございますけれども、まず公務員の告発の義務の問題でございますけれども、これにつきましては、確かに刑事訴訟法の二百三十九条第二項に「官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思考するときは、告発をしなればならない。」このように規定されている。それはそのとおりでございます。

ただ一方、金融検査につきましては、金融機関の業務の健全かつ適切な運営を確保するために実施されるという観点から、犯罪の摘発を主眼に置いていないものではないということを御理解いただきたいわけでございます。その趣旨で、協同組合による金融事業に関する法律いわゆる協金法でございますが、この第六条第一項におきまして、

「犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。」とわざわざ規定がされている、こういうこともございます。

さような意味で私どもは、このようなことを十分に念頭に置きました上で、ただいま委員御指摘のようないろいろな問題につきまして、御案内のとおり信用組合につきましてはこの四月から私ども国の方にその検査監督の権限が移行されたというように背景もございまして、もし違法な事実があるならばこれはきちんと対応させていただくということでも御理解をいただきたいと存じます。

○浅尾慶一郎君 一言だけいいですか。
○委員長 眞鍋賢二君 浅尾君、時間が来ておりますが、最後に一言だけ。

○浅尾慶一郎君 最後に一言だけ。
大変重大な問題でありますので、もし一般のルートで行く場合にはできないということであれば、金融再生法は犯罪の告発ということを書いてありますので、ぜひ金融再生法に基づいて処理をするように申し上げさせていただいて、質問を終わらせていただきたいと思います。

○笠井亮君 日本共産党の笠井亮です。
まず、長銀及び日債銀の旧経営陣に対する責任

追及の問題なんです。退職金の返還要求を行ってきたと思うんですが、現在の状況はそれとどどのようになっているか、お答え願いたいと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 長銀、日債銀の旧経営陣の退職金返還金の返還につきましては、その二つの銀行が金融再生法に基づいてつくりまして金融再生委員会が承認した経営合理化計画というのがございまして、それに基づきまして、もう亡くなった方を除きますが、平成元年以降に退任した代表取締役に対して支給した退職金返還金を要請してきたところでございます。

この性質は、法律的な、あるいは刑事的あるいは民事的な責任追及というのではなくて、今の合理化計画に基づき、その結果、長銀につきまとう性格でございまして、その結果、長銀につきましては五億五千五百万円の返還がなされたところでございます。日債銀については、対象者全員より返還について基本的な了解を得ておりますが、順次入金中でございまして、現在一億五千二百二十万円の返還がなされているところでございます。

○笠井亮君 それぞれ対象者の人数と額、対象額が幾らなのに対して今の額はというのをちょっと言っていただけですか。
○政府参考人(森昭治君) お答え申し上げます。対象者の範囲は、先ほど大臣が御答弁されたとおりでございますが、長銀の場合は二十三名でございまして、そして、長銀の場合は、その二十三名の税引き後の退職金返還の手取りは二十九億九千三百万円でございます。それに対して自主的に返還されたものは、大臣がおっしゃられましたとおり、五億五千五百万円でございます。長銀につきましましては三月一日に既に民間銀行になっておりますので、これ以上の自主的な返還を求めることは難しいということでございます。

日債銀につきましましては、対象となりました退任した代表取締役の数は十六名でございます。そして、その税引き後の手取り額は十九億四千三百三十万円でございます。これに對しまして、いまだまだ特別公的管理銀行でございますので、当方の選任した頭取初め役員が自主的な返還交渉をさらに行っておりまして、現時点で入金されましたのが一億五千二百二十万、こういうところでございます。

○笠井亮君 長銀は、今、譲渡後あるいは売却後、これ以上退職金返還を行えないとされているというふうにされましたけれども、その理由は何でしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 先ほど申しましたように、この退職金返還請求が経営合理化計画に基づいた自主的なものでありまして、当時の国有管理下の長銀の経営陣にその義務を自主的なものとして、何というか、取り組みをやつてもらっているというところでございます。

しかし、そのほかに民事、刑事上の法律的な責任追及というのもございます。これはちなみに申し上げますと、元取締役十五名に對しまして総額六十三億円の損害賠償を求める四件の訴訟を今東京地方裁判所に提起しております。これは民事でございます。

それから、ちなみに申し上げますと、日債銀の方は内部調査委員会の報告書で……
○笠井亮君 長銀の方でいいです。
今損害賠償請求をしているという話もありましたけれども、大臣が言われたように、賠償請求を行っているのが二十三人中十五人ということで、残る八人については請求が行われていない。その中には、九億三千万円の退職金を受け取って、長銀の関係者からもこれだけの不良債権をつくったのはパブル期にも隠然と力を振るった杉浦さんの責任と指摘されている元会長も含まれているわけでありまして。

それで、この間の答弁の中で、森総理初め前、現再生委員長も繰り返して、公的負担の大きさにかんがみれば退職金の返還額が少ないのは極めて遺憾だと総理は言われました。また、大臣も歴代、前、現で、役員退職金は功労金として支払われている、これだけ経営を悪くして国民の税金を何兆

円も入れないといけないようにしたのに何が功労なのかと柳沢大臣は言われましたし、巨額の公的資金を投入した立場からすると十分だと評価はできない、残念だというふうにご谷垣大臣もおっしゃいました。

そういうことであるならば、自主的というふうには先ほど言われましたけれども、特に民事上、刑事上の責任を追及されなかった旧経営陣が杉浦さんを初めとしているわけですが、こういう方々については知恵を絞って請求を継続すべきじゃないかと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 知恵を絞れということでございますが、我々今行政の場におります者としては、知恵を絞った場合にまず第一にできません。これは民事、刑事上の法的責任追及でございます。それ以外ということになりますと、先ほど申し上げましたように、自主的な返還努力に期待するというところでございまして、従前、国有管理下の旧長銀の経営者にはそのことを期待し、我々も十分努力をするように徹底してまいったところでございます。

○笠井亮君 自主的にだから限界はあるんだという話ですけれども、杉浦さんは、昨年三月に行われた長銀との交渉の際にも取締役経験者の中で一人だけ御出席なさらずに、知人を通じて、自分に責任はない、民事責任を問わないなら返還するというような条件もつけたりされているという問題もあるわけですが、このところはこれだけ税金を投入したという問題があるし、本当にどういふ努力をするのかというのが問われていると思っております。

伺いますけれども、長銀の旧経営陣に対する損害賠償請求というのは、新生長銀が引き継ぐことになりましたか、どうなりますでしょうか。
○政府参考人(森昭治君) お答え申し上げます。民事の訴追の方は、預金保険機構の方が引き継いでおります。
○笠井亮君 損害賠償が民事の方については預金

保険機構に引き継ぐということであれば、退職金返還要求も同様にそういうところで引き継いで、保険機構の方からやるということも含めてこれは検討してやるべきじゃないかと思うんですけれども、その点はいかがでしょうか。

○国務大臣(谷垣一君) 先ほど委員がおっしゃいましたように、私もロス埋めに注入した額の大ささると思います、この返還額を見まして無然たる思いは禁じ得ないところでございますけれども、しかし先ほど申しましたように、じやどういう手段があるかといふと甚だ手詰まりでございまして、その辺のところは御理解をいただきたいと思っております。

○笠井亮君 これはやっぱり再生委員長、よく検討して、どういう形でやるのか法的ないろんなことはあるでしょうけれども、やるべきだと思います。

ところで、日債銀の方ですけれども、これに對してはすでに民事訴訟は提起されてないといふことだと思ふんですが、なぜ民事請求が提起されてないんですか。その点についていかがですか。

○国務大臣(谷垣一君) これは、日債銀の中に内部調査委員会というのをつくりまして、そこが一応報告書を出しております。その報告書では、民事責任の追及について提訴すべき案件なしという報告になっておりました。

しかし、いろいろなその報告書に問題点の指摘がございまして、その問題点の指摘を受けた案件について、監査役会で引き続きこれはどうするかというところで今調査検討をさせていただいてる最中でございます。

○笠井亮君 報道によりますと、調査検討、再調査の結果、結論をとし一月末までに出すということもされていんだと思いますが、いまだに検討中だということでもあります。それで、一方では譲渡、売却に関する最優先交渉先が既に二月に決定をしている。そして、長銀の場合をとってみますと、大体その最優先交渉先が決まってから半年間

ぐらいいでやられているわけですから、そのことを考えると、二月ですから、この七、八月には最終譲渡、売却に至る可能性はあるということだと思ふんですが、その辺は一体どうなるおつもりなのか、どのように考えられるのか。

○国務大臣(谷垣一君) 御指摘のように優先交渉先が決まっております。私どもとしてはできるだけ早く結論を出したい、時間をかければ資産が劣化してきて国民負担も多くなるわけでございますから、できるだけ早く売却先を見つけたいわけでございますが、それで、今の委員の御質問は、それとこういう旧経営陣に対する責任追及がどうなるかということだろうと思ひます。

こちらの方の責任追及の方の結論も早く出していただいで、できるものはしていただかなければいかぬと、こう思っております。

○笠井亮君 長銀の場合は、既にもう売却された後だから、自主的でも仕組みとしても難しいといふことで、なおかつ努力が必要だと私は申し上げたんですが、日債銀の場合は、まだそういう意味ではそういうところまで行っていないという段階なので、しかもこれまで、先ほど冒頭お答えいただきましたように、返還状況を見ますと、十九億四千三百万円請求するのに対して一億五千二百二十万円といふことで、長銀と比べても非常に低い水準でこの返還の問題が推移しているといふことだと思ふんです。

ですから、やはり長銀のようにあまいな形で請求を打ち切られてしまうということが許されないようにするために、これはやっぱりさらに努力が必要だと思ふんですけれども、その辺大臣、もう一回お答えをお願いします。

○国務大臣(谷垣一君) 先ほど申し上げた自主的な返還については、さらに努力をしていただく必要がございまして、現に努力が行われている最中といふふう聞いております。

それで、今の内部調査委員会の報告では、民事上の責任追及に値するものなしという報告でございしますが、今監査役等で検討していただいておりますが、ひとつそこではいろいろ御議論いただいて

ますが、ひとつそこではいろいろ御議論いただいていると聞いておりますのは、要するに長銀の場合には配当等について違法配当の問題があつたわけでございますが、日債銀等についてはそういう問題がない。このあたりをどう考えていくかという問題があるやに聞いております。

○笠井亮君 いずれにしましても、そうしますと、その辺をきちっとさせない限りは、その最終譲渡、売却にはいかないといふことはおっしゃれますよね。

○国務大臣(谷垣一君) 当然のことながら、最終的に売却先を決めて民間に、今は国有管理下にありますが、民間に移す前までは今の問題に一つの結論を出さなければいけないだろうと思っております。

○笠井亮君 次の問題、私何っていきいたいと思ひます。

これは貸し流しに関連した問題なんですけれども、二十一日の本会議質疑の中で、資本注入の中小企業向け貸し出し実績の中にいわゆる水増しといふことがある、そして報告内容を調査せよといふ我が党の池田議員の質問に対して、総理は、決算で確定した報告を求め公表される際に再生委員会がヒアリングを行うなど適切な対応をするだろうといふふうにお答えされました。

私は、問題の緊急重大性がわかりかなくなっているんじゃないかといふふうにお聞きです。

資本注入を受けた大手十五行は、四月四日に公表された見込みで、中小企業向け貸し出し目標三兆円を一六〇%から一七〇%超過達成したと言つたわけですが、実際は大きく違つていたといふことが衆議院の審議でも明らかになりました。

企業に頼んで、一時的に期末残高を積み増しする。それから三つ目に、大企業に貸し付ける資金をまず一時的にその大企業の関連子会社に貸し出す形にして、そして短期間のうちにそれをまた大企業に貸した方につかえるという形で、表向きだけ経営健全化計画の目標は達成したといふことで公表した。これはいわば国民を欺く水増しだったといふことが明らかになったと思ひます。

それで、総理大臣が決算報告が公表されてからといふふうにおっしゃったんですが、そんな悠長な問題じゃないと思ふんですね。公的資金投入の口実の一つとされて、貸し流し解消といふことがどうなっているかといふことが大問題になつてきたわけで、これは個々具体的に中小企業、零細企業にとつてみれば、この一日一死生死がかつた問題だといふふうにお聞きです。

ですから、再生委員会としては、こういうことが実態の一部でも明らかになつてきたわけですから、そして疑問点があるといふことがあつたわけだから、これは決算を待つまでもなく直ちに調査をするといふことをやるべきじゃないかと思ふんですが、その点はいかがでしょうか。

○国務大臣(谷垣一君) 先日、衆議院の参考人質疑で、全銀協の会長が国会のお求めに應じられて暫定値を発表されたわけで、その暫定値をどう見るかについていろいろ御議論があつたわけでございます。

我々としては、まだその暫定値がどういふ性格のものであるか十分に確認できておりません。それはいろんな理由がございまして、その暫定値を確定的なものにしていくためには、例えばどれだけ償却をしたかといふようなこともあわせて見なければなりません。

それで、各金融機関におかれましては、もうじき決算期が参りますから、今決算期に向けての数字の精査の最中がございまして、私どもとしてはそういうものを見ながらなぜこういう数字が出てきたのかといふことについてもきちっと報告を求めたいと思っております。

○笠井亮君 これは単なる疑惑の段階じゃないというところであると思うんですね。

衆議院でも二度目の参考人質疑の中で、富士銀行の山本頭取が、銀行子会社の多くは中小企業だと、十億円以上増加した子会社が数社あるということ、いわば水増し実績の一部ということをお認めになったと私は思うんです。それから、全銀協の当時の杉田会長も、大企業の子会社に対する融資も一般的だという形で言われました。

現場でも、大企業に近い優良なコアミドルなんかに無理に頼んでいて、そういう会社の社長さんにとにかく借りてくれという形で泣き込んだという担当者の話も私は伺いました。

だから、そういうごまかしがやっぱり公然とやられている。しかも、去年九月から見ると、なかなか本当に貸し出しがふえなかったのに、期末になって急にばつとふえたと。大臣もいろんな問題で疑問点はあるというふうに以前に言われていましたよね。

そういう点でいきますと、貸し出し増加を条件に公的資金を入れたわけですから、この決算期ということはもちろんそこで見える必要があるんだけど、しかしそれ以前にも直ちに呼んで、これは支出はどうなっているんですか、国会でも取り上げられたけれどもということで、きちっと聞くくらいはできるんじゃないですか。

○国務大臣(谷垣禎一君) ここまで、ここまで参りますとというのはちよつと表現がいかがうかわかりませんが、いずれにせよもう近々、近々というのも正確な表現ではございませんが、六月末各行決算期でございまして、それに向けていろいろな数字をどうするかというのを整理しておられる最中で、その整理しておられる過程ではなかなかしつかりしたものは得られないと思っております。

ある程度内部で数字が固まりましたときに、私たちとしては、その数字の意味、そしてどういうような御努力によってそういう数字になったのかということをごきちつと聞きたいと、このように

思っております。

○笠井亮君 結局積み重ねて数字の結果というのはいずれ決算のときに出ると思うんだけれども、しかし、実態としてはこういうことが起こっているというところが指摘され、銀行もそういうことが一部あるというところは言われているわけですから。

その数字が結果的に出たときに、その数字になった原因は何かを調査するということはもちろんそれはそれでやっただけいんだけれども、実際に実態が明らかになっている中で、先ほども言いましたけれども、今本当に中小企業にとつてはこれはもう一日一日なんですよ、やっぱり貸し出しとか融資の問題というのは。

ですから、例えば銀行でいくと健全化計画の実施状況について月別の金額と件数というのは当然持っているはずなので、その水増しの実態が指摘されているのであれば、そういうことも一方では調べるということを今から始めると。六月末というのはまだ大分先ですから。

そういう点で、聞けばわかるはずだと私は思うんです。そういう点で、今から始めてみようというお気持ちもないんですか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 決してゆっくりやろうなんというのを申し上げているつもりではございませんで、数字がある程度整理されたものの上に乗って議論をしませんと、きちつとした結論が得られませんので。

今各金融機関において数字を、六月末が決算の期でございまして、それ以前にかなり中でいろいろおまとめになるわけですね。そのあたりまで待たないと、なかなかしつかりしたものが得られないだろうということを申し上げているわけでございます。

○笠井亮君 そのままとめるということを最終的にやる中で、いろいろままとめることもあるわけですよ。しかし、こういう実態が明らかになつたとき直ちに、どうなのかと、そういうことはないのでかどうかわかればできることがあるはずだ

と思うんですね。

それで、杉田参考人、前会長は、関連子会社については実勢ベースで私自身は数字を出すことは可能かなというのを思っているというふうに国会の場でも言われているわけなんですね。

だから、そういうことを作業としてはやるべきじゃないんですか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 杉田前全銀協会長がそのような趣旨の御答弁を参考人質疑の場で、銀行の子会社向け融資の月次残高の推移については全銀協に持ち帰って検討するという発言をされたということは承知しておりますので、私たちとしては、その全銀協の対応も注視していきたいと思っております。

○笠井亮君 これは私は六月を待たずにやるべきだということを重ねて申し上げたいし、今注視してやっていくということも言われましたので、ぜひそういう作業をやつて、きちつとただしていくということが必要だと思えます。

それから同時に、金融再生委員会あるいは監督庁として、この問題でこういう実態が明らかになつてきた中で、今後の問題でなければ、経営健全化計画の計画どおりに実行しているかということでも新たに厳格な基準を設けてチェックするようにつきまじやないかと思うんですが、そういうことについては実態も踏まえてもちろんやっていくというところをおっしゃるんでしょうが、そういう方向での検討というのはするんですか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今の御質問の御趣旨は、平成十一年度に関しては、要するにこの間暫定値が出て、これから確定した数字を出していただくということですが、平成十二年度のこと……

○笠井亮君 これからのこと。

○国務大臣(谷垣禎一君) 平成十二年度の件につきましては、当然次の計画を、この間の数値をきちつと確定していただいて、同時に平成十二年度の計画も出していただかなければいかぬということだろうと思えます。

ですけれども、この貸し出し問題で結局そういう形で水増しするようなやり方というのが起こらないようにするための基準とかチェックするための仕組みとか、あるいは例えばですよ、今は一年間で、十二年度出したら最後一回報告するだけですよ、じゃなく、半分の九月の段階で中間報告させるとか、具体的にこういうやり方、抜け道が起こらないようなことをするために、あるいはより厳格にするためと言つてもいいです、何らかのことを考えていくというお考えはないのかということですよ。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今おっしゃった点も、この平成十一年度の末、この三月ですね、この三月の数字がどういふものかというのを分析していく中で今のようないふこともあわせて考えていくということではないかと思えます。

○笠井亮君 不当な水増し工作が確認される、あるいは悪質なケースがあつた場合について、これは今後ということをおっしゃるんでしょうけれども、それはきちつと公表し、業務改善命令を発動するということも当然検討すべきだと思うんですけれども、それについてはいかがですか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 基本的には、経営健全化計画に基づいてどういう数字を達成していただいたかというふうなものは公表しまして、それによって一種の何というんでしょうか、そういうものによって各金融機関にまた次の努力を促すというのが第一でございます。

それから、今の業務改善命令ということになりますと、これはなかなかいふんな、どういう場合に業務改善命令を出すのか、また出すのが中小企業向けの貸し出しをふやす上において実効性があるのか、そのあたりはいろいろ問題もございまして、十分検討させていただきたいと思えます。

○委員長(眞鍋義二君) 笠井君、時間が来ております。

○笠井亮君 国民の税金を出してもらつて、貸し渋りを解消すると約束しながら、それを守らない

上に水増し報告までしている。これはもう実態として明らかになっているわけですから、こんなことを断じて許しやいけないというふうに思います。私は、厳格な調査と対処を求めていく、六月末ということじゃなくて、この委員会をやっている最中にきちっと報告を出してほしいというふうに重ねて求めて、質問を終わります。

○大瀧雅子君 社会民主党の大瀧でございます。今般の報告書につきまして、三点ほど御質問をさせていただきます。

まず、金融再生法五十条に定められた措置を効果的に実施するための体制整備として、内部調査委員会が設置され、調査活動が行われております。一つは特別公的管理に至る原因となった責任を明らかにすること、二つは特定大口債権から集積的に進められている不良債権の調査、三つは不良債権の発生以外の経営責任も明らかにすることということであります。

これらの目的に基づいて設置された内部調査委員会の調査活動の取りまとめというのが本年三月をめどに進められているとの報告書の記載がありますが、現在民事責任がどのように追及されているのか。先ほど十五名に対して六十三億、四件、東京地方裁判所というふうに御説明がありました。が、民事責任の追及について経過とその見通しについてお尋ねをいたします。

○政府参考人(森昭治君) お答え申し上げます。先生御指摘のとおり、金融再生法五十条に基づきまして、旧経営陣の民事上、刑事上の責任の明確化を目的といたしまして平成十年十二月十一日に弁護士七名を委員とする内部調査委員会を設置いたしました。責任追及につき調査検討してきたわけでございます。

検討の結果、刑事責任に関しましては、長銀の場合、昨年六月四日に第一回報告が経営陣に対して提出され、同年六月十日に民事責任追及を含む最終報告が提出されました。民事責任の追及につきましては、当該最終報告を受けて取締役、監査役並びに内部調査委員から

成る提訴案件協議会を設置いたしました。提訴すべき案件を検討した結果、昨年十二月十六日に、遠法に実施された九年九月中旬の中間配当及び平成十年三月中旬の決算配当、これが一件でございます。第二件目として、リゾート開発会社・アイ・インターナショナルに対する緊急支援融資、三件目といたしまして、マリノリゾート開発運営会社・日本海洋計画に対するプロジェクト資金融資、四件目といたしまして、長銀主要関連ノンバンクの日本リース、日本ランディック、エヌイーディーの三社に対し実施された損益支援及び資金支援。この四件につきまして、事業に關与した前会長増澤高雄、元頭取堀江鐵彌及び元頭取大野木克信を含む元取締役十五人に対して総額六十三億円の損害賠償を求める訴訟を東京地裁に提起したところでございます。

○大瀧雅子君 長銀についてはそのような四件というのを今申されましたが、そのほかの銀行に対しては今検討中ということを言われておりますが、それぞれどのような進捗状況になっているのでしょうか。

○政府参考人(森昭治君) お答え申し上げます。同じく特別公的管理銀行の日債銀につきましては、刑事告訴は既に終わっております。ただ、民事につきましては、一応内部調査委員会の報告書では提訴すべき案件なしとしたわけでございますけれども、いろいろな問題を含む案件もあるというところで監査役会で再度現在検討している最中でございます。

その他の破綻銀行でございますけれども、これは金融整理管財人による業務及び財産の管理を命ずる処分が打たれた五つの第二地方銀行でございます。

国民銀行につきましては、昨年十一月二十九日に旧経営陣二名を告訴いたしました。十一月三十日には逮捕されております。それで、同じく国民銀行につきまます民事につきましては、昨年十二月二十二日、旧経営陣十五名に総額六十三億円の民事訴訟を提起しております。

次に幸福銀行でございますけれども、昨年九月十四日、旧経営陣三名を告訴いたしております。九月十六日には逮捕に至っております。民事につきましては、ことしの二月八日、旧経営陣三人に総額七十三億円の民事訴訟を提起しております。

残りの東京相和銀行、なみは銀行、新潟中央銀行につきましては、現時点におきましては刑事事につきましても民事につきましてもまだ固まった状況ではございません。

○大瀧雅子君 そこで、先ほど退職金の問題が言われまして、非常に徴収が不全であるということでありまして、私はやはり、経営合理化計画に基づいて一応決まったもので、自主的な返還といつても単なる道義的な義務というふうに解釈するのはおかしいのではないかと。預金保険機構がそれを受け難いではないかと。公的資金を出した以上、やはりもう少し預金保険機構がそれを受け難いのでさらに未払い者に対する執行、取り立てということは何らかの形でやるべきだと思ふのですが、金融再生委員長、どのようにお考えでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 大瀧先生は法律家としても大先輩でいらっしゃいますので余りこちたき議論は申し上げるつもりはないんですが、要するに、どういふ根拠に基づいて請求をしていくかというのがなかなか難しいところがございます。いわゆる民事上の契約責任、不法行為責任と言えたり、あるいは刑事責任というのでありますれば、それは明白な方法があるわけでございますけれども、それは道義的と申しましても、あるいは道義的責任という言葉がいのかわかりませんが、自発的な返還を求める場合になかなか手段が限られておるといふことを御理解いただきたいと思います。

○大瀧雅子君 一方、公的管理銀行になったときはリストラが行われるということで、ピーク時である平成五年の約四割の人員削減の二千八百人というの、人件費コストについても五割カットと

いうことで、ボーナスについて組合員層は全部それをカットしてきて一定程度の効果を上げてきているのです。

問題は、この計画に基づいて削減された行員というのはその後雇用はどう確保されているのかということについては、何か情報をお持ちでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 長銀におきましては、金融再生法四十七条に基づく経営合理化計画で人員や営業経費の削減等のいわゆるリストラ策を掲げまして、人員削減については、ピーク時が平成五年の四月末四千六百人でございましたが、その四割削減を図って、去年九月末の時点での行員数を二千四百五十三人としたところでござい

ますが、退職行員の新規雇用先の確保の点については、長銀におきまして再就職先を紹介するなどそれなりの対応が図られたというふうに承知しております。

○大瀧雅子君 そうすると、そのリストラも人件費のカットも経営合理化計画に根拠があるわけですから、退職金の返還も経営合理化計画であります。自発的といつても、この役員の退職金の返還だけが自主的にやられなかったからといって見過ごされるというのはいささか不公平ではないかと。いささか思ふわけです。

○国務大臣(谷垣禎一君) 法律家であると先輩からおっしゃられて進退きわまつたような気がするわけですが、今現に特別公的管理下にある日債銀につきましては当然のことながら返還を求めていく努力を徹底的にやっていたかなければいけないと思っておりますが、長銀につきましてはことしの三月一日で一つの整理がついたというふうに考えざるを得ないのかな、このように思っております。

○大脇雅子君 やはりそこをあえて行っていたきたというのを重ねて申し上げたいと思います。

あと一問させていただきますんですが、特別公的管理下の終了にかかって受け皿機関ということで、最終的に長銀に関してはニュー・LTCB・パートナーズというのが買収して、先ほど浅尾議員からもさまざまな契約内容の疑義がただされましたが、私は、受け皿機構に対する検討事項として、公的負担の極小化が図られているかどうか、あるいは我が国金融システムの安定化に資するのとか、我が国金融システムの効率化、再編、活性化にそこへ譲渡することがそれでよいのかとか、あるいは国際的な評価がどうかとか、企業会計ルールに反しないかとか、さまざまな受け皿機構に対する検討事項が付けられているわけですが、結果、このニュー・LTCB・パートナーズが長銀を買収したということに関して、これらの諸点でどの点で他の譲り受け機関よりもまさっていたのか、そして今現在、新生長銀になったわけですが、今申し上げたような点について効果があるかどうかというところの見直しをお尋ねしたいと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 長銀の優先交渉先の選定に当たりましたは、今大脇委員がお挙げになりましたような種々の観点、公的負担の極小化が図られるか、あるいはその譲渡が我が国の金融システムの安定化とか効率化とかさらには再編や活性化というようなものに資するかとか、こういうようなものも理由を勘案したわけでありま

が、その結果ニュー・パートナーズ社に売却したということ、三月一日に公的管理が終了したところでございます。

それで、新生長銀はスタートしてまだ間もないわけですが、パートナーズ社のもとの経営のあり方が確かにやはり今までの従来の日本の経営の感覚とは少し違うなど、これはどうと言葉で説明するのは難しいんですが、そういう感じを受けるところがございまして、今後、金融界へのよい刺激となるとともに、我が国経済の発展に資する銀行として再生することを期待しているところでございます。

○大脇雅子君 では、時間が参りましたので。

○渡辺秀央君 御苦労さまでございます。

谷垣委員長には、この金融関係の法案のときには官澤大蔵大臣のもとで十分ならつ腕を振るわれて、そしてまた小淵前総理の非常によらした確かな人事のもとに御就任されまして、大いに期待をいたしておるところでございます。

やっぱり新しい役所が始まりあるいはまた新しいシステムがスタートしていく段階というのは、いろいろな問題が出るんだろうと思うんです。そういう中でやっぱりいろいろな試行錯誤しながら将来に向けて万全たることをこれは国家、国民のために、あるいはまた今の日本の経済状況としては、世界の国際市場、ある意味においては世界経済の中においての責任を果たしていく上で大変大きな責任があるろう、またその期待にこたえていかなきゃいかぬだろうというふうに思いますと、非常に私は委員長に就任された谷垣さんに御苦労さんと言いつつながら期待をいたしたいと思うわけでありま

ところで、この委員会は、実は御案内のとおりで、金融特別委員会となっておりますけれども、「経済活性化」という言葉が入っている。これは亡くなった石川さんがこの委員会の冒頭の質問のときにそのことをはっきり先生言っておいた方がいいですねと言うから私は大いにお勧めしたんですが、金融問題はまさに経済の血液だと言つて

我々始めたんです。

昨年は六月十八日に国会に出されて、七月九日にこの委員会が開かれて、また質疑を交わしているんです。ところが、今回はどういいうわけが昨年十二月に出されたのが実はきょうやっています。こういうこととして、ビールの気が抜けた、私も委員の一人です、私も責任があるんですよ。あるんですが、この機会に委員長を初め同僚議員の皆さんにも、やっぱり参議院というもののあり方の中で、まさにこういう問題こそ我々は即座に対応して、衆議院で法律をやっている意味においては大蔵大臣の出席がよければいいんですけど、この報告に基づいた議論を落した雰囲気でも、もう今連休前に五カ月もたつてやっていますみたいなことではなくて、私はやっぱり真剣な議論をして、これが参議院が六年間与えられているその責任だろ

と思うんです。理事会のオブザーバーとしても申し上げたこともありますが、ぜひ冒頭に、もうこんなことにならないようにしておくべきではないかと。今までの議論もすばらしい議論でしたけれども、やっぱり時間が相当たつています。

私もこれから、ちよと手前みそですけれども、皆さんが大型の大局的な質問をされましたから、個別の自分の出身地のところの問題を少し状況を聞いてみたいと思つておるんです。

しかし、これももつと早かつたらもう少し生々しい議論ができたのかという感じが、きょうは聞く以外にないのかなというぐらいに、もう来月は五月ですから、再来月へ行つたらまた次の報告が出る、こういうことですから、そこはやっぱり委員長を初めぜひお考えをいたして、せつかくこの特別委員会の存在を、責務を果たしていくべきだということを申し上げておきたいというふうに思います。

さてそこで、金融監督庁さんかあるいは再生委員会か、現状における新潟中央銀行の状況がどういふふうになっているか、ちよとお聞かせをいただきたいと思います。

○政府参考人(森昭治君) お答え申し上げます。

新潟中央銀行につきましては、現在、金融整理管財人が受け皿を探している段階でございます。現時点におきまして、第四銀行、大光銀行及び北越銀行が名乗りを上げているところでございます。

今後につきましては、資産の振り分けを行った上で候補先に資産の査定をしていただき、合理的な解決ができた時点におきまして基本合意がなされるというふうに認識しております。

【委員長退席、理事須藤良太郎君着席】

○渡辺秀央君 多分そういうこと以外には出てこないんだろうと思うんですね。そこを私はきょう委員長の考えもちよとお聞きしておきたいと思ふんです。

せつかく行政改革あるいはまた金融問題等で再生委員会なり金融監督庁ができた、大蔵省と分離されてこういう形に来年からいよいよきちんとしたスタートをしていく。時代がどんどんどんどん進んでいく、しかもまた今これだけの変化の時代で問題が起こってくる。それに対する対応がどうも旧態依然とした作業の仕方あるいはまた取り組み方、ないしは私はサボタージュとは言いませんよ、一生懸命やっているんだろうと思うんですが、しかし、だけれども、もう少し時間をかけずにもつと対応を迅速にできないものかなという感じがしてならないんです。

例えば、今のお話のとおりで、まだ現在やっているというこの三つの次の受け皿の問題にしても、実際には三月にもう地元の新聞で出ておるんですね、三月に。もう四月いっぱい終わるわけですから、これで連休です。それで五月の中になつちゃう。そうすると、地元の人間というのはどういふことかな。それは十分に私は理解した上で、あえて、あえてそういう取引先の人たちやあるいはまた地域の経済活動をやっている人たちの立場から見ると、我々国政にいる人間あるいはまたその職務にある者として何とかもう少し、これは新潟だけに限らず、今までの前段お話をあつた各地域においても同じだと思ふんです。そういう意味で、

この問題はもう少し時間をかけずにやっていく方便を、ぜひ委員長長の、いろんな取り組み方があると思うんですが、これは一朝にしてなかなか大変でしょうけれども考えるべきではないか。せいぜい、半年たつてもまだたまたたいては、責任の所在も明らかにならないというようなことでは、どうもいかなることかということになると思う。

そこにやっぱり一つの政治に対する不信があったり、あるいはまた一体指導者というのは何を考えているかねと。極端な話が、地域の問題になつていくと知事にまでそういう問題が出てこないとも限らぬというようなことを思いますと、私はぜひ今のようないふことは地元、相手あつてのことです。から、相手がだめだということのはしうがないこととで時間かかると思ふんですけれども、ぜひお考えをいただいで、改善できること、あるいはまた少しはめどを置いて作業をおやりになる、長銀や日債銀のように大きな問題ではないわけなんです、あるいはまた債権債務の問題も極めて明確に出て、昨年の十二月にもう報告書の中にあるわけですから、というような感じがいたしますが、委員長いかがですか。

○国務大臣(谷垣一君) 今、渡辺先生がおっしゃいましたように、破綻銀行の処理はスピード感というものが程度ありますと、実際今まで持っていた財産自体がどんどん悪くなつていきますし、それから特にこういう地域地域に根を張った銀行になりますと、融資先も零細な中小企業者がたくさんおられて、資金繰りもうまくいかないというようなことが起こつて、地域経済にも大きな影響を与える、もうおっしゃるとおりだろうと思います。

随分遅いではないかというおしかりでございますが、私どもとして、幾つか地方銀行の破綻がございませうけれども、幾つかある中で申し上げるつもりは重要でないということは申し上げるつもりはありますが、新潟中央に申しましては地域的な事情から見てもこれはできるだけ急ぐ必要

があるのではないかと考えまして、金融整理管財人等にも督促をいたしまして、しかし今渡辺先生がおっしゃいましたように、なかなか相手あつての話でもございまして、これは地元でもいろいろ御苦労をいただいてそれぞれ働きかけていただいたりのようなことがあつたんだと思ひますが、まだこのぐらゐのところでは十分渡辺先生が明る顔をしてくださるようなところまで来ていない、もう少し努力をしなければいけない、こう思つております。

〔理事須藤良太郎君退席、委員長着席〕

○渡辺秀央君 私が申し上げているのも、少しでも促進剤になればと思つて、あえてこの場で申し上げているんです。でないと、どうもずるずるいっちゃんという感じがしてならないんです。そういう意味で申し上げさせていただきます。

しかし、あえて急いでさつきのお話のように何か余り整理もしないで合併したりあるいはまた整理をしたりということの問題を持ち越してもいいわけせんから、そこはもう当然のことだと思います。ただ、あくまでもこれはまだこういうことでお互いに認識をしておるところがあるから、いわゆるセーフティーネットができて、そういうシステムができてからやっていると話なんです。

ところが、もう時間がなくなつてしまつたのでこの次にでも、個別の案件でもあるわけで、このセーフティーネットシステムができる以前に金融破綻をしたところの、そこで取引をやつた善良な取引業者が大変苦しんでいる面もあるんですね。そういうところはやはりそれを引き継いだ金融機関がちゃんと整理してあるいはまたフォローしていくということにはなつていなければならない、これとてもまさに商売ですからね、そういうこともありまして、そのほかに扱われた善良な取引業者があるいは取引人が、言うならば企業家が非常に苦しい面もあります。一々申しませんが、個別の問題ですから。

しかし、今のようないふシステムができてもおさらこういう状態が時間がかかる、できる以前

のやつはもうそれは仕方がない、切り捨て御免ということでは、どうも先に行つた銀行はまああれも余り責任を問われなかつた、だけれども取引していた善良な人たちが一番損をしたということにもなつて、しかしそこには国の公的資金が入つていないからしょうがないじゃないかと、こういうことにもなるのかもわかりません。

しかし、私が言いたいことは、もう時間が参りましたので、要するに、金融監督庁、金融再生委員会、大蔵省の方とこの三等分された金融政策がみんなそれぞれ言うならば無責任になつて、無責任という言葉がいかどうかわからぬが、どうもきちんとして一本のところ、任務分担されているとは言ふんですけれども、前は護送船団でやり過ぎたなということもありますが、そのころの兼ね合いがちょっと細かい面かもわかりませんけれどもまだスムーズにいつているとは言えない面があるようであります。

私は、尊敬する官澤大蔵大臣在任の間にその三つの関係をひとつせききんちんという一つ、行政改革法で整理されているからということよりも、具体的に運ぶ面において国民あるいはまた経済活動に連漏のないようにしておかないといふかめめではなからうかなと、大変生意気なようですが、そんな感じがちょっと一、二点個別のことでありまして、時間が参りましたが、もし御意見があれば承つて、終わりたいと思います。

○国務大臣(谷垣一君) 今、渡辺先生大変大事な御指摘をなさつたというふうに思つております。

それで、今の金融行政組織は、もう今さら繰り返すまでもございませうけれども、二年前金融監督庁ができて、そしてその年の暮れに金融再生委員会ができて、金融監督庁をその下にぶら下げたと言つてはいけませんけれどもそのようなり、ことしの七月からは大蔵省の大部分の金融の企画立案機能をいただいて金融庁になり、来年一月からは金融再生委員会がなくなつて内閣府に入ること

で、猫の目が変わるようになつておりました、そこはもちろんな行政手法の変化とかいふものも背景にありながら、あるいはそのときそのときの重大案件の処理ということがありながらこうなつて、それなりの必然性があるのでございませうが、組織がこう変わりますと、やっぱりそれに合わせて足並みをそろえていくというのの実実は先生が御指摘のようによつてと氣をつけていかなきゃいかぬと思つております。これから、七月それから来年の一月をもう前にしておりますので、その辺のところを氣をつけながらやっていきたいと思つております。

○渡辺秀央君 終わります。

○西川きよし君 私は当委員会でお世話になるのは初めてでございます、日ごろは国民福祉委員会で大変お世話になつておまして、お金の方でも、医療関係のお金、年金、福祉、そういった分野で、高齢社会、この背景に基づきましていろいろと質問をさせていただいておりますが、金融の分野におきましては私は例外ではないような気がいたします。

例えば、金融機関は高齢者に信頼されるために、健全な経営体質づくり、こういったものに努めなければいけないと思ひます、金融機関におきましては、高齢化市場は安定した資金の吸収源と申しましようか、そして遺産の承継業務など新しいニーズにも対応していかなければならないと、私はそういうふうに思ひます。

そういう意味におきまして、金融機関、金融行政においても、高齢社会への対応というものは大変重要なテーマだと思ひます。

まず、この点から委員長にお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(谷垣一君) 我が国の経済が二十一世紀の少子高齢化社会においても活力を保つていくためには、これだけではできないんですが、やっぱり金融システムが安定してしっかりと、利用者のニーズにこたえられて国際的な競争にもたえられ

なきやいけない、こういうことだろうと思います。

それを目指しまして数年前にいわゆる金融ビッグバンを始めようということになったわけですが、そのときのなぜ金融ビッグバンかというと、ペーパーを今読み返してみますと、まさに今西川委員が御指摘になりましたように、高齢化社会にどう対応していくか、そのための金融システムをつくれという問題意識があつたんだろうと思います。

今、そういう新しいシステムづくりを続けていくわけでございますので、そういう枠組みを利用して金融機関が主体的に今のよう問題に取り組んで高齢化社会に対応したサービスを提供していくようになってもらいたい。また、そのために我々は土俵づくりをしようということでございます。

○西川きよし君 若い委員長ひとつよろしくお願いを申し上げます。

次に、総務庁の貯蓄動向調査というのを見てみますと、高齢者の貯蓄残高は現役世代を上回っております。その背景には、定年退職時における程度まとまった退職金が入るわけですが、また、その一方で、住宅ローンそして子供にかかる教育費という、こういう大きな支出がなくなるわけですから、こういう高齢者に金融機関を選択した理由をお尋ねしております。その理由は、経営の健全性、勤務員の態度が大変よかった、ほかには例えば、近所に店舗とかATMがあつて大変便利だ、店舗も全国的に展開をされているといったお答えがたくさん出てくるわけです。

そういう意味におきまして、金融機関の合理化によりましてこうした高齢者へのサービスが切り捨てとならないようにと、大変こういうものが全国津々浦々いろいろお伺いいたします。こういう工夫をやつていただきたいというふうに思うわけですが、こういった点での御見解を委員長にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(谷垣禎一君) 高齢化社会になって、いろいろ金融機関の合理化や競争が激しくなつて、そういう中でお年寄りに対するサービスみたいなものを切り捨てていくことになってはいかぬのではないかと、こういう御質問でございます。

これはいろいろところでこういう問題意識がございまして、例えば都市銀行などでも、都市銀行で調査研究を行っていることし平成十二年度の上半期のテーマ、高齢化社会における金融機関の役割というテーマで調査研究を続けていただいているわけでありまして。

それで、高齢化社会を迎えるに当たつて金融機関が、よりよい資産運用手段であるとかあるいは魅力あるサービスを提供してもらうように主体的に取り組んでいただきたいわけですが、主に高齢者の方を対象とする商品、例えばリバースモーゲージというようなものがございまして、また遺言信託といふような動きも出てきておりまして、我々としてはこういう取り組みは大いに歓迎したいと思っております。

今後とも、明確なルールに基づいて透明かつ公正な金融行政に努めていくわけでございますが、こういう高齢化社会の準備のため、高齢化社会のインフラとしてのいろいろな努力というのは私たちとしても大いに応援してまいりたいと思っております。

○西川きよし君 リバースモーゲージのお話も出しましたけれども、そこで四月二十三日の日曜日の新聞報道ですけれども、目を通されたかも知れませんが、介護保険の被保険者証を悪用して痴呆症の七十四歳のお年寄りから銀行預金を何と一千三百万円を引き出してしまつたという事件が神奈川県で起こつております。介護保険、痴呆症、高齢者の高額な預金、まさに人の弱みに巧みにつけ込む本当に卑劣なやつがいるわけですね。

しかし、高齢になつても介護を必要とする場合におきまして、御本人が望む限りは自宅でお暮らしをいただきたい。そういった政策を進めていく上におきましては、こうした犯罪から弱い立場の

お年寄りを守る、これは大切なことだと思います。こういう施策は大いに、大変に大切なことであります。どうぞお進めいただきたいと思ひます。

そういう意味でも、成年後見制度、そしてあるいは地域福祉権利擁護事業、これは厚生省でございまして、こういうものを活用しながら金融分野におきまして高齢者に対して積極的にお取り組みいただきたい。この質問を最後にして終わりたいと思ひますが、御答弁をお願いいたします。

○国務大臣(谷垣禎一君) 今、西川委員が引用された新聞に報道されたような事件というのは、これはやっぱり高齢化社会が進んでくると大いに気をつけなきゃいけないだろうと思ふんですね。成年後見制度とかあるいは地域福祉権利擁護事業というようなものの環境整備が進んでいくわけでありまして、金融機関もそういう環境整備というものを意識してやっていかなければいけないんじゃないかと思ひます。とかく目が技術革新とかそういうところに向くわけですが、それが、技術革新がやはり高齢者やあるいは弱者の方に非常に役立つ面もあると思ふんですが、そういうところばかりに目をとられなくて、高齢者にはやはり親切丁寧に対応していくということも私は必要なことだろうと思ひます。

そういう意味合いにおきまして、今国会で御審議いただいている金融商品の販売等に関する法律案、これは金融サービスの利用者保護を図るための説明義務の明確化であるとか、あるいは説明義務違反に対する損害賠償責任などの規定が盛り込まれておりまして、金融機関が金融商品を販売する際にはその商品のリスクについて十分説明しなきゃならない、こういう義務が課される仕組みになつていくわけですが、そのほかにもまだこれからいろいろ工夫をしていかなきゃならない点があるかと思ひますので、またいろいろお教えをいただきたいと思ひます。

○委員長(眞鍋賢二君) 預金保険法等の一部を改正する法律案及び保険業法及び金融機関等の更正手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

両案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○直嶋正行君 民主党の直嶋でございます。

この国会はどういうわけか予算以外に予算関連法案を含めて非常に大蔵関係の法案が、また重要なものがたくさんございまして、私どもも大蔵大臣も相当お疲れだというふうな漏れ聞いているのでございまして、やはりこの議論をする場合も大蔵大臣の御見解を伺わないとなかなか前へ進んでまいりませんので、きょうは金融問題に関して大蔵大臣の御見解を中心にお伺いをさせていただきます。

最初にちよつと私に短い演説をさせていただきます。私は一九九二年七月に初当選しました。そういう意味で、九〇年代の大半は国会で過ごさせていただいたんですが、つくづく思いますのは、この九〇年代というのは本当に日本が金融問題で揺れに揺れた十年だ。もちろん、深刻な不況というのもお互いに相乗効果があつたと思ふんですが、特にバブル経済が崩壊しまして、金融機関の巨額の不良債権がいわゆる顕在化したといひます。これがちよつと九一年から九二年ぐらいにかけまして、これは申し上げるまでもなく宮澤内閣のころでございまして、私が当選した年の秋に銀行の不良債権を一時預ける共同債権買取機構、これをつくるつくらないといひますか、つくつたわけですが、そういう議論をちよつとしていた時期でございました。

○西川きよし君 本件に対する質疑はこの

程度にとどめます。

○委員長(眞鍋賢二君) 預金保険法等の一部を改正する法律案及び保険業法及び金融機関等の更正手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案の両案を一括して議題といたします。

両案の趣旨説明は既に聴取いたしておりますので、これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願ひます。

○直嶋正行君 民主党の直嶋でございます。

この国会はどういうわけか予算以外に予算関連法案を含めて非常に大蔵関係の法案が、また重要なものがたくさんございまして、私どもも大蔵大臣も相当お疲れだというふうな漏れ聞いているのでございまして、やはりこの議論をする場合も大蔵大臣の御見解を伺わないとなかなか前へ進んでまいりませんので、きょうは金融問題に関して大蔵大臣の御見解を中心にお伺いをさせていただきます。

最初にちよつと私に短い演説をさせていただきます。私は一九九二年七月に初当選しました。そういう意味で、九〇年代の大半は国会で過ごさせていただいたんですが、つくづく思いますのは、この九〇年代というのは本当に日本が金融問題で揺れに揺れた十年だ。もちろん、深刻な不況というのもお互いに相乗効果があつたと思ふんですが、特にバブル経済が崩壊しまして、金融機関の巨額の不良債権がいわゆる顕在化したといひます。これがちよつと九一年から九二年ぐらいにかけまして、これは申し上げるまでもなく宮澤内閣のころでございまして、私が当選した年の秋に銀行の不良債権を一時預ける共同債権買取機構、これをつくるつくらないといひますか、つくつたわけですが、そういう議論をちよつとしていた時期でございました。

○西川きよし君 本件に対する質疑はこの

こういう状況の中で九六年に大蔵省がいわゆる金融三法というのをおつくりになりました。その法律でペイオフを二〇〇一年三月まで五年間凍結する、こういうことをやりまして、いわゆる来るべき金融ビッグバン、当時議論された言葉で言え、いわゆる従来の譲渡船団方式から、そういう規制されたシステムから市場中心の競争的なシステムに日本の金融機関を移行していくということを決断したのでこのころではないかというふうに私は思うわけでありま。

その後、アジア経済の問題等もあって、拓銀、山一、長銀と、こういう非常に大手の金融機関が経営危機に瀕しまして、御承知のように金融再生法、早期健全化法、こういう法律を野党本当に夜遅くまで議論しまして、何とか危機を回避して、そして金融機関の再編だとか統合だとか、いわゆる経営健全化に向けたこういう動きが急ピッチで進んできた、進んでいる、現在進行形だというふうに思うわけでありま。

そういう状況下で、今回、政府はこのペイオフの凍結解除の延期を決定された。これは、言いかえてみますと、一生懸命ゴールに目がけてそれぞれが努力をして走ってきた、何かゴールが見え始めた、その途端にゴールがちょっと先へずらされた、まさにこういうことではないかと思うんです。

私は、やっぱり金融機関の体質改善に向けた言つてみればランナーとしての緊張感をこのペイオフの延期というものが相当大きくなさせてしまったんじゃないかなと。そういうことを考えますと、私はやっぱり今回の延期というのは、これから議論させていただくわけでございますけれども、金融機関の体質改善ということはもちろんそのうなんです、同時に日本経済の構造改革をやはり先送りしてしまつたというふうに申し上げざるを得ないのではないかと、こういうふうに私自身は認識をいたしております。

そういった議論に入る前にまず大蔵大臣にお伺いを申し上げたいんですが、さつき申し上げたよ

うに、この九〇年代というのを振り返りますと、外国でもこれまでにいろんな金融問題というのはございまして。しかし、どうも我が国の金融問題の解決というのは外国の例に比べても非常に長い時間かかっているんじゃないか、何か十年たつてまだ道半ばという感もしないこともないのですね、大蔵大臣はこの点、もし長くかかっていることが、大蔵大臣は原因があるというふうに受けとめていらつしやいますでしょうか。

私は、やはりバブルがはじけたときの最初の不良債権処理、これを先送りしたといふことが、あのときに決断できなかったといふことが後々かなり大きな影響を及ぼしているのではないかと、こういうふうに思っているんですけれども、大蔵大臣のこの御認識、あるいはどういふところに原因があるというふうにお考えかといふことについてお伺いしたいと思つてます。

○国務大臣(宮澤喜一) 多少お時間をいただけるようでございますので、同じ問題意識でお答えを申し上げたいと思つてますが、いずれにしてもこの問題は将来何年かたまたましても一遍たらくさんの方があつたという学問のテーマとしても考えられる問題だらうと思つてますが、振り返つて、私も一九八五年まで振り返るかなと。これはプラザ合意の年でございまして。

そのころ日本経済は絶好調でございまして、世界の大銀行といえは十のうち九つまでは日本の銀行といふふうになつた、我々もそれを当然と心得ておつたような時代でございまして。確かに量的には非常な、もともと資本の大きい日本の銀行でございまして、資金を擁して、大きな国内の貯蓄も持つておりました。そういう位置を占めていた。

当時、アメリカの銀行は、理由はいろいろあつたと思つていただいても、いわゆるセービングス・アンド・ローンの話もありましたし、主としてラテンアメリカ等々に対する大銀行、マネーセンターバンクスの不動産投資といふようなこともあつたと思つてますが、非常な不調でありました。

バンク・オブ・アメリカが本店を売るといふような話を私どもは間違ひではないかといふような気持ちで聞きました。

しかし、やがてアメリカは、これは一番悲痛な話は、ナショナル・シティであつたと思つていただいても、もう首を覚悟でリードといふ人が再建をかけたといふような話はいふこの間のことで、結局バンク・オブ・アメリカを含めて立ち上がることはできた。

その間我々は大変に、栄華の夢にふけておつたと申しては情けない話ですけれども、量的な拡大といふものを誇つておつて、しかもそれがバブルだといふことを言ひましたときに、ここはちょっと途を飛ばすようにございまして、これもいわゆる護送船団方式のもとに各行の間に本當の競争関係、食うか食われるかといふ関係はございませんでしたから、したがって本當に監査部の人たちの厳しい自己監査といふものはなかつたし、そのもとをたどれば監査すべき国の銀行検査がすべき検査をしていなかったといふことにならざるを得ないんです、そういう状況の中で一挙に崩れ去つたと申し上げてほしいといふじゃないかと思つてます。

アメリカの方が早く立ち直りましたので、とて今太刀打ちできない状況になりました、いや決して悲観をしてゐるのではありませんけれども、そういう中で表面的に言へば九八年に突然三洋証券が倒れる、北海道拓殖銀行があるいは証券会社山一が倒れたといふような、国民には本當に降つてわいたように、思ひもしない、みんな銀行へ列をつくつたといふような、突如としてそういう状況が起つたときに、政府は全く不意、不準備ではなかつたのですけれども、その前の年ごろから早期正統といふものを心がけたために、それが、それだけが先行しましたから、銀行は引き締める、国民はおびえるといふことで、この状況を非常に悪くしたと思つてますが、しかし全体として、やはり銀行も不意であつたし、行政も全く護送船団方式といふことでほとんどなすことをなさな

かつた。

わずかにその前の年のあたりの住専処理という問題、御承知のように国会の大きな御議論になりましたが、これもちよつと私の拝見していただくと、その正体といふものを十分把握し切れず、何となく六千八百五十億金を出せばいいんだといふようなことで、それで済めばよかったんですが、もうそのときにはそれで済まないといふことははつきりしておりましたから、それでさらにいわゆるバブルの不良債権といふものの実態に入つていかなるを得なかつた、簡単に申しますとそういうことだと思つてます。

私はやはり、産業界と違ひまして金融界は競争といふものが、対外的な競争の自由化といふものが非常にありました。これはなぜおくれたのか、いろいろあると思つていただいても、役所側の抵抗もあつたと思つていただいても、プレッシャーも意外に強くなつて自由化をしなかつたといふことがやはり日本の金融が自己監査を怠つたといふことになつたのだらうと、これが一つでございまして。自由化をしなかつた理由は、護送船団方式といふものがあつて、その流れで物を考えていたといふこと。

一九九二年に私はたまたま総理をしておりましたけれども、この状況といふのは国が関与をする用意があると思つていただいても、実は深刻であつたと思つていただいても、しかしそのことは金融機関にとつては、もし国が関与をすれば責任問題になる、責任者が出るという見方と、うちは大丈夫だ、ほかのことだといふような見方。産業界は、金融に支援をするといふことはもう本能的に嫌いでございまして。そして、官僚機構は、今まで自分のお守りをしてきた行政がまあ土地でも何でもちよつと値段が上がればよいものになるだらうと。いろいろ自分たちがやつてまいりましたその努力といふのはあるんですが、その努力は一種の、やがて土地が上がるという力、そういう希望に裏づけされておるものだから、したがつてそれが実現しないときにはその努力といふものは破れてし

まう。そういう立場からいうと、役人としても経済の好転を期待したいという気持ちがあつて、とうとうこれは取り上げられませんでしたけれども、そういうような全体としての現状は、競争からくる気持の引き締めというようなものがない状況のまま突入してしまったというふうに思っております。

それで、最後のところで言われましたことは、しかしそうではございましたけれども、こういうことになって、本当にかつての好敵手からはもう遠くに置いておかれて二十一世紀でやれるだろう、各銀行もまた皆さんの責任者が出る、上の方の人間がいなくなつてしまひましたから、かえつてそれはやがていいのかもしれないけれども、当面非常に経営というものがしつかりはしてない。そういう状況でございますが、いろいろありましたが、私は最悪の事態は過ぎただろうと。随分国民のお金も使わせていただいたし、いろいろでございますけれども、随分高くつきました。そして、これは将来に向かつて大きな国の債務としてやつぱり残つていく、それももうやむを得ないことでありますから、大変に高くつきました、何とか立ち直れそうだと今思つております。

そこへいきますと、ペイオフを一年延期したという自身は、私は前にも申し上げましたが、実は理由があつてのこと、それが国際的な信用なり国内の士気をくじくことにはならないと思つておるものではございますけれども、委員が言われまされたような過去十年の回顧というものはやはり私はこれからのことを考える上で非常に大事な問題だと思つておりますので、御発想は私も極めて共感をいたすものがございまして、

○直嶋正行君 次に行政府の政策的な問題とかお伺いしたかったんですが、今、大臣御答弁の中で行政の問題等についてもお触れになりました。結局、業界の横並び体質とか、あるいはそのときに、今まさにおっしゃつたように現状認識の甘さといふかこういう問題があつて、今日のような非常に危機的状況にまで至つたと思ふんで

すが、私はそういう経過の中にあつて、二〇〇一年三月いっばいで、四月以降ペイオフをやるんだと、こういうことで決めてきたわけですから、これは非常に大きな意味を持つてゐるんじゃないか、そういうこと自体がどういふに私は思つてゐるんですけれども、この点は大臣の御認識はいいかなんでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 五年前になりますか、二〇〇一年までというターゲットを決めたことは確かでございます。そのときはしかし、マネーセクターバンクがつぶれるというようなことを考えなかつたものですから、せいぜい信用組合ぐらゐのことを考えていたんですが、預金保護をもう少し全面的に広げざるを得なかつた。そういうことで、二〇〇一年というのは確かにシンボルとしてございまして、ございまして、本当はこれは守れば守れたかつた。

しかし、これだけあれもこれもみんな預金保護になりましたし、そして最後に信用組合をやつぱり国の管理に入るのならばこれも金融機関として、今までのようにほつておかず、国の監督・検査の対象にした方がいいと考えたのが一年延ばしました主たる理由でして、ほかのものは延ばさずに信用組合だけ延ばしてやつたらという意見はございまして、組合自身がそれはむしろ自分たちのいわば信用の告白するよなものであるもの、というものでございまして、他方で、その他の各金融機関の状況はもうある意味で出るうみは出てしまつたという感じが強くございまして、これから後新しい負担が残ることはまずまずあるまいと。

したがつて、国際的な信用にかかわることも少なからうし、国の負担がふえることもなからうと、こう思ひましたこととございまして、この点は、どうも昨年の暮れに各党の協議の中からこれが出たものでございまして、何か非常に政治的に曲がつた決断をした、不適当な決断をしたと、殊に長年言つてきたことであるからという御批判がありまして、その御批判は御批判として、

私自身は信用組合のことまで考えると特に害になることはなさそうに思ひましたので決心をしたわけでございます。

○直嶋正行君 その辺の話、特に信用組合の話は後ほどまたゆつくりお伺いしようと思つていたんですが、

それで、今の信用組合の問題があるので一年先送りして、最悪の事態を越えてゐる、だから余り実害はないという御判断なんです、ただ私、多少大臣のこれまでお話しされてきたことというのは、少し含みはあつたのかもしれないが、例えば九八年の金融国会で、やはり私この場でペイオフどうされるんですかと、あのころはもう大変な時代でしたから、ということをお伺ひしたときに、大臣の方は、二〇〇一年四月の締め切りを延ばしたら怠けるだけだからこれは絶対変えないと、こういうトーンのお答えをされてゐました。

昨年暮れ、この問題が議論になり始めたころも、例えば十二月二十四日ぐらいでしたか記者会見の記事も拝見したんですが、やはりペイオフの凍結解除を延期することは日本の信頼を損ねると。つまり、大體クリスマスくらいまでは大蔵大臣は、先送りはないんだと、こういうことをお話しされていたんですが、十二月二十九日ごろですか、ちやうど年末ぎりぎりだつたと思うんですが、与党三党の合意ができましたと、実にあつさり、ちやうど表現はよくないかもしれないが、実にあつさりと本當にお受けになつたというのか。

したがつて、私は、なぜそんなに簡単にあれだけおつしやつていたことがころつと年末にお變りになつたのかなというので、率直に言つて本當に不思議だつたんですけれども、その間に、さつきお話があつたんですが、大臣のお気持ちな御判断が変化をしていくということが何かあつたんでしようか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 今、御觀察としておつしやつたことは大體そのとおりでございまして、けれども、おつしやいますように、三党でいろいろ御協議があつて、このときにはいゝゆる政治的

なというよりは、お若い代議士さん方、各党ともと申し上げてもいいぐらいなんですが、比較的純理的にこれはやるものはきちんとしてやつてしまふという御意見が多かつた。

ところが、中年以上の方は、これは党派に余り関係なく、大丈夫かね信用組合のことは、どうせ一年なら検査して一緒に抱き込んだらいいじゃないかという、意外に党派に余り関係なく、やや純理的にお考えになる方と少し保守的にお考えになる方。それは、信用組合というものは地域的あるいはいろいろな政治的な存在であることもございまして。しかし、これも大事なことであつてという方は、せつかくのことならちやんとそれまで抱き込んでやつたらいよいよいいじゃないか、ほかに何も弊害はないだらうというふうにおつしやつてゐました。

当時、調べてみますと、信用組合の一人当たり千万円以上預金を持つていらつしやる人は一%しかないといふこともありまして、そうであればどつちみちこれは大したことはない、どつちに転んでもいいことだから、皆さんがそうおつしやいますので私もそれに従つたということ、確かに両方の考え方があつたのだらう。

ただ、信用組合までこれから行政の対象にすぐにしていつても今こゝで一年延ばすことからくる害というものはどうもほとんどないではないかというふうには判断いたしましたので、比較的あつさりという決定をという印象をお与へしたかもしれないが、そんなようなことでありまして、別にどこから政治的なプレッシャーがあつたというところでもありませんし、またあつたところで大したことはない話ですから、自分の判断でこれでやつぱり間違ひはなからうなというふうに思つたというのが正直なところでございます。

御説明がその間、大変に、十二月のまさに御用納め過ぎたことでありまして、申し上げる機会が少なかつたことも申しわけなかつたと思ひます。

○直嶋正行君 信組の実態の話は後ほど何うとして、結局しかし大蔵大臣、信用組合の問題があつ

たんだと。

たしか前の再生委員長ですか信用組合がやつぱり問題なんだということをおっしゃって、何かあのあたりから随分信用組合の話が出てきたんです、当時の再生委員長の御発言がどういう影響があったか私にもよくわからないんですけれども、結局それが発端になって、確かに大臣おっしゃる通りに信用組合の場合には心配な点があるのかもしれないんですが、しかし結局いろんな議論をした結果として一年延ばした。

これは結局、さつき十年振り返ってというお話の中であった、まさに護送船団ではないんでしょいかね。どうなんですか、大臣、私はまさにこれこそ護送船団の決定だと思ふんですが。

○国務大臣(宮澤喜一君) そういう御意見がございまして、各党でございまして自由民主党だけでありまして、関係団体と呼ばれて、部会がいろいろ意見を聞かれた。そのときに、いわゆる大きな方の金融機関の団体はたしかもう現状で延期なしでやるべきだという御意見であつたと思ふんですが、中から下の方にいきますと必ずしもそういう機会をつくりません、必ず中以下と申しますかの方々はそういうことを言われる。危惧を持っておられたんだと思ふます。

ですから、聞かずにやるといふのも一方法であつたとおっしゃれば何も申しませんけれども、聞いてみるとなるほどなという意見を皆さんがそれに影響を受けられたのは私は無理もないことかなと思つております。

○直嶋正行君 当時のことはいろんなマスコミなんかでも報道されているんですが、例えば、信用組合について延期が必要だと、こういう話が出たことに對して、これは当時の、今もどうか知りませんが、地方銀行協会の会長さんが、信用組合について延期が必要ならば全業態を延期の対象にすべきだと、何かこういう発言をされた。しかし一方で、第一地銀の方は、ペイオフ解禁に向けた準備を何もなかったところが結局これは得をした

ことになる、だから、破綻とか合併とかメガバンク誕生とか、一体的資金の注入というのは何だったんだと、片一方でそういう発言がある。やはり、今の金融に問題意識を持って心配をして努力されてきた方というのが比較的こういう意見が多いんじゃないでしょうか。この点ちょっと申し上げておきたいと思ふんです。

ですから、確かに、大臣はこれは信用組合だけの問題だから大きなマイナスにはならないだろうからということ、それが発端になつたんですが、結局これはまた、さつき申し上げたように、赤信号みんなで渡れば怖くないじゃないんですが、そういうアクションの結果としてつながつてしまつたというふうに申し上げざるを得ないと思ふんです。

それで、そもそもこれをお決めたのは昨年十二月二十九日の与党政責任者間での合意というペーパーをちようだいしたんです。これを拝見しますと、要は、今後中小企業対策に万全を期す、こういうことが必要なので、一部の金融機関においてさらに改善を必要とするところがあると。結果これが、多分今の信用組合の話じゃないかと思ふんですが、一年延期をする、こういう結論につながつていったわけですね。

そういうことを考えますと、結局、それはそうかもしれないんですが、借金、信組から融資を受けているところはやはり中小企業が多い、特に信用組合は零細企業が多いと思ふんですが、そうすると、やはりもちろんペイオフがもし解禁されると、例えば中小金融機関から預金が出るとか、信用のないところはそういうことが起こり得るわけですし、それが結果的に貸し渋りだとか資金回収だとか、こういうことにつながつて中小企業の資金繰りが困る、だからペイオフ延期をという、こういう説がやはり強いんです。

しかし、それは結局、冷静に考えてみると、そういうことで延ばすすれば、これは預金者とか金融機関の問題ではなくて、突き詰めていくとこれは中小企業を中心としたつまり借り手保護のた

めに一部を延ばしてしまふんだと、こういうことにつながつてくると思ふんです。結局それは、巷間よく言われておりますように、やはり一種の、どうも選挙が近いから、ある意味ではそういう対策も含めて借り手の皆さんにも手を打っておかなきゃいかぬ、こういうことじゃないでしょうか。実態は、さつき大臣は、別に政治的プレッシャー等はありませんでしたと、こういうふうにお答えになつたんですけれども、結論的に言つと、この理屈立てから見るとそういうふうには判断せざるを得ないんですけれども、この点どうなんでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 確かにそういう趣旨の反対論をされた代議士が多々ございまして、その気持の中には具体的な企業との融資という問題よりは、三百近く信用組合が、三百近くというのはいまいいなんです、合併の途中の話であつたんなかするものでそういうあいまいな数字になるんですが、そのうちの二十とかなるとはきつとつづけるかもしれないと、過去の経験からいいますと。そうすると、やっぱり地域において少しいろんなことがあるんじゃないか。具体的に融資というよりは、地域でそういうものがさらに二十なり三十なりつづけるということについて我々同僚の代議士としてはやはり無関心でいられないと、そういう気持ちであつたように私は觀察いたしておりました。

○直嶋正行君 結局そこところなんです。当時の新聞を持ってきましたけれども、こういう貸し渋り再燃」というような大きな見出しが躍つて報道されているんですけれども、これを心配している。私はどうもそういう政治的なプレッシャーがやはりかなり強く作用したんじゃないか。

ただし、よく考えてみると、中小企業の皆さんの貸し渋り対策としては、これは通産省の所管ですが、中小企業金融安定化特別保証制度というのをちゃんとつくつたわけですよ、これは、やはり金融国会のときに貸し渋りが大問題になりましたと、与野党いろんな意見がありました、結論と

してはあれをつくつてきたわけです。ですから、本来、中小企業の借り手側の人たちに対する手当てとしては私はやはりこれを使うというのが本筋だと。

昨年末に資金も十兆円上乗せしたわけで、例えば、ちよつと調べてみましたので申し上げますと、ことしの三月末で見ると、制度が始まって以来トータルで二十兆九千億強。ですから、まだ十兆円ぐらいお金が余つていますから、これを活用すべきが筋であつて、そのためにペイオフの凍結解除を延期するというのは筋違いなんじゃないかなというふうには思ふんですけれども、この点どうなんでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) そこは、国民金融公庫であつたりあるいは信用金庫までは確かにそういうことがあると思ふんですが、信用組合となると、さあどの程度かなと。むしろ、信用組合が崩壊するということによる地域の不安というものを我々同僚の代議士さん方は心配されたのかと。一つ一つの企業の金融でいいますと、金庫あるいは国民金融公庫とかいろいろございまして、信用組合に全面的にとつてはさあどれだけございまして、ちよつと、むしろ私も、おっしゃいますように、企業の貸し出しの問題だつたらそれは信用保証もあるし、そちらからの不安ということをそういうふうには感じられたよりは、やはり地域の漠然とした社会の不安というものを信用組合が倒れた場合に心配されたのではないかと思ふます。

○直嶋正行君 僕も大臣のおっしゃられようとしてることがわからないわけじゃない。

私もちよつと信用組合の方にも話を聞かせていただきましたが、やはり取引相手に非常に零細なところが多くて、おっしゃる通りに確かに地域の零細企業が相手ですから、金融監督庁が言うようにBSとかPLを出せと言つたつてそんなもの出てきません、まさに個人の信用も含めてお貸ししているんです。

しかし、これは私はこのところが非常に大事なことだと思ふんです。なぜ大事かというと、

これが本当にそういった零細企業の問題を仮に理由とするのであれば、やはりそこに手だてを打たないといけないと思うんです。私自身は、さっき申し上げた中小企業の信用特別保証枠だつて、これはやはり方によつては大変なモラルハザードを招く制度だと思います。今のところむしろプラス面の方が強いかもしれませんが。

しかし、考えてみると、こういう制度をつくつて、これは中小企業対策としてつくつた。今度は、例えば流動性預金を守らなきゃいけない、あるいは今申し上げたような地域の問題があるので信用組合も含めてペイオフを延期する。つまり貸し手の側に手を打っていくわけですね。そうすると、これは結局突き詰めていくと、さっき申し上げた零細な借り手も含めて金融機関側からお金を入れていって、今度のスキームの中には信用組合にも資本注入する仕組みも入っていますし、さまざま形でお金を入れていって全体を支えていく、何かだんだんそういう絵柄に近づいてくるんですよね。そうすると、これはもう大変なモラルハザード社会になつてしまふんじゃないか、一体こんなことをどこで歯止めをきかしていくのだから、私は正直言つて本当にそういう危険性を持っているんじゃないかと。

ちよつとペイオフ延期の話から横道にそれてしまいましたけれども、今度の政府のお考えになつたこのやり方の中には私はそういう側面が入っていると、私は思うんです。

ですから、中小企業の問題について信用保証枠をつくつてやつたのと同じように、もし零細企業、地域問題があるのなら、それはそれとしてきちつとお金を手当てしていかないと、あるいは対策を打っていくという発想に立たないと、全然違うところで、金融機関の経営問題を公的資金を入れて支えることによつてそういうものすべてを支えていこう、こういうことになつてくると、これは私は結果的にすさまじいことになつてくるんじゃないか、こんな危惧を持っていますけれども、大臣はこういうことは余り発想としてはお考えに

なつたことはないでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) いや、それはおっしゃっていることはよくわかるような気がしております。

つまり、中小企業が倒産するかしないかというときにともかく信用保証をして金を出すということは、それによつて立ち直る企業が八つあつて、本当はつぶれなきゃならぬ企業がつぶれないで済むということが幾つかあるということは私はあることだと思ひます。

ただ、これだけ大きな改革を国を挙げてしかも失業を出してやつておられますときに、私はことごとく我が国には我が国の改革のやり方というものがあつた。レイオフをやっているアメリカとは違ふやり方がやはり日本にはあつて、しかも日本人の気性としてはそれにちやんとこたえていけるだけの正直さもあるとはあるところ、今までのところ信用保証の損失率というものは非常に少ない、意外にやはりまじめに支払いをしていくというふうなことで、これは今まではということですが、手術をしてしまつた方が早いぞということの場合でも、まあもうちよつと時間がかつても立ち直つてもらおうやという、そういう物の考え方が我が国なりにいろいろたくさんあるんだらうと私も思つています。

がしかし、それが我が国の我が国らしいやり方は危機の突破の仕方、立ち上がり方であるのだから。それに流れるようなことがあつてはいけませんけれども、アメリカのようなやり方ばかりではなかなかやつぱりいかないうふうなことがございしますから、直嶋委員のおっしゃつていらつしやいますことはよくわかつていて、これは限度を間違えたと確かに元も子もなくなる心配のあることとでございしますので大変用心しなければならぬこととでございしますけれども、立ち上がりのテンポが多少おくれましても我が国なりのやり方ですうやらいけそうだというような感じをいただいまは

持つております。

○直嶋正行君 これは議論をいろいろもつとしたいんですが、私の持ち時間も大分少なくなつてまいりましたので、もう少し具体的な問題、さっきからお話ししているんですが、協同組織金融機関の問題について少し踏み込んで御見解をお伺いしたいと思ひます。

それで、さっきのペイオフ延期の話に戻るんですが、さっき信用組合の問題ということでお話があつたんですが、衆議院でのやりとりもちよつと私説させていたんですが、大蔵大臣はやはり衆議院でそういう御答弁をされているんですが、その中でこういうくだりがあつたんです。

要するに、金融監督庁が信用組合の検査を六月から始めたとして、ことしの六月ですね、後どうするか。破綻させるか、早期に正させるのか、資本注入するかを決めて来年の三月までに終了させるのは難しい、だからもう一年延ばした方がいいと、こういう判断。ただ、そのときの中にこういう一文があつたんです。しかし一方で、金融監督庁は一年あれば大丈夫と、こう言つてくれたんだけれども、そういう判断をしたんだと、こういうふうにおつしやつていらっしゃるんです。私もどちらかというと、五年のリードタイムがあつて、もちろん国の管轄に入るのはことしの四月からかもしれないが、やる気があればもっと早く検査もしてそういう体制がつくれたんじゃないか、いまだにこういう思いがするんですが、この点はどうなんでしょうね。

再生委員長にお伺いした方がよろしいんでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは私がお答えした方がいいと思ひます。

そのときに、はは三百ぐらいの信用組合があつて、今まで地方団体がしておられた検査の結果というものは、そう申してはなんですけれども、これは全部やはり国のスタンダードで見直さざるを得ないと思つておりましたので、きちつとしたところもあるでしょうけれども、ですから初めから

始めなきゃならぬ、書類等々も整備されていると思ひえない、せめて六月から始めることだなど。そうして、今おつしやいましたような三つの方法で処理していくと。

六月からですと、来年の三月のペイオフの期間に間に合わないのではないかと私なんかは思ひます。しかし、金融監督庁は非常に検査官の方が熱心に、しかも人員的にも多少増強されるから、それは何とかしてやるよと言つておられたんです。それは何となく、こういう大事な行政の結束というものが自分たちが一生懸命やらなからさういうことになるんだという、そういうふうに言われることは、当然責任者の方としては無理もない反応だと私は思つていました。

しかし、やつぱり考えると六月からじゃちよつと無理じゃないかな、皆さん一生懸命やると言つていらつしやるんだがということ私はできる限りつけ加えておつたというふうな状況でした。

○国務大臣(谷垣禎一君) もう大蔵大臣から御答弁があつたところでございしますが、従前も都道府県の事務でございしましたから、都道府県としてそれぞれ検査はやつておられたわけでございますし、必要があれば我々も国の方としても連携というものがあつたわけでございます。

ただ、それを十分掌握する立場では必ずしもございせんし、今大蔵大臣がおつしやいましたように、決算期が終わつてから取り組むあれでございしましたけれども、来年の三月までにはきちつと終わらせるといふ体制を整えていたのでございしますが、一年間時間をいただきましたので、しつかりやつていかなくちゃいかぬと思つております。

○直嶋正行君 それで、実務方の方はやれると言つたんだけれども、まあいろんなことが必要なので、心配なので延ばした、こういうふうな聞こえとさつき申し上げたような選挙が非常に近いといふこともあるんじゃないかという勤りは持つていらっしゃるが、そのことはちよつと別にして、政策面として考えると、そういう状態で御認識

だったら、これはなぜ信用組合だけ一年先送りをする、こういう政策判断はとれなかったんでしょか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは、私どもの党だけでしたかあるいは与党全部でしたか各団体の方々に来ていただいてリアクションを聞かせていただきまして、信用組合の代表者は、一説によると信用組合だけ延ばすという話があるけれども、それは私も反対です、自分たちの信用を疑われるようなことになるのでそれは自分たちとしては賛成しがたい、そういうことでしたら皆さん一緒にお願いをしたいと、こういうことはかなりはつきりしたお話がありました。

他方で、話を聞いておきますと、代議士さんの中には、これは預貯金が動くのではないかと、モラルリスクがあるのではないかと。私は、まさか今になって何銀行から何々信用組合へ預金を移す人はいまさらかねと申しましたが、そういう一年遅えばモラルリスクがあるというような話もありまして、両方のことからするのなら一緒にという結論になってまいりました。

○直嶋正行君 結局それが、さつき申し上げたこととていば、護送船団が復活したと、こうさつき申し上げたんですけれども。

それで、少なくとも、確かに預金の話はあったんですが、大手銀行、都銀ですとかあるいはいわゆる地銀の中でも大手、このあたりまではよかつたんじゃないんでしょうか。

例えば、これはことしの一月二十日の日経新聞にたまたま掲載されていたのを私は見たんですが、こういう記事が出ています。「地方銀行や第二地方銀行の再編機運が急速に後退している。株価上昇で自己資本比率が改善し、ペイオフ凍結解除の一年延期で、預金者による銀行選別の本格化までに猶予期間が生じたため」。「公的資金申請の打診がばったり止まった」。金融再生委員会・金融監督庁の幹部はペイオフ延期が決まった昨年未以降、地銀の切迫感が明らかに薄らいだと悩む。」「こういうくだりの記事なんです。

これは少なくとも、さつき一生懸命走ってきたという話をしましたけれども、一生懸命やってきた人たちから見ると、あるいはここが期限だよと言われて何年間か努力してきた人たちから見ると、やはりこういう効果というのは相当あったんじゃないかと思うんです。

ですから、さつき大臣は、いろんな人の意見を聞いて全部延ばしたと、こういうふうにおっしゃったんですが、その中でも大手だけは予定どおりやるとか、そういうことは本当にとれなかつたんですかね、やっぱり政策判断としては。

○国務大臣(宮澤喜一君) 確かに、いわゆるマネーセンターバンク、大銀行を中心にしたこのまま変更しないでくれということははつきりしております。それから地方銀行でも、これは必ずしも明確でありまして、第二地銀でしたか専務理事か何なりの方は、向こうが二年延ばすのなら延ばしてほしいと言われた人があります。しかしそれは、どうやら地銀も第二地銀の方かもしれない、地銀の協会は延ばしてほしくないというのを私に同じときに言っていますから、多少銀行によつて違つたのかもしれない。

それから、お読みになりました記事は実は私も読みまして、ああ、これは足で書いていないな、頭で書いた記事だと思ひましたのは、各銀行とも今大変真剣で、一年延びたからちよつと休めるなんという、そんなことではございませんので、これはちよつと案に書いた記事だと私は今でも思っております。

○直嶋正行君 次に、少し信組問題について、検査の話についてちよつと再生委員長にお伺いしたいんですけれども。

さつきもお話があったように以前から監督者が都道府県になつていっていただけで、ただ、さつき申し上げた東京二信組の問題を初め幾つかの、これは信用金庫ですかね、組合もありますが、信用金庫、信用組合というところの経営不安というのがいろいろ指摘されてきていますよね。それから、これは平成九年だつたと思うんです

が、総務庁が行政監察結果報告というのをを出してまして、その中で、行政監察に入つて、もつと信用組合の検査もしつかりやらなきゃいけないじゃないか、こういう話があつて、都道府県と共同検査というんですか、連携検査をそれ以降やりになつていっている。こういうこともされてきたわけですね。

ですから、結局こういうことを考えるとやっぱり、もちろん管轄が都道府県というのにはあつたかもしれませんが、平成九年に総務庁からの行政監察を受けて共同検査をもつと強化するとかこういうことをやつておればもつと正確に信用組合の状況というのがつかめたんじゃないかと思うんですが、この辺ちよつと私はよく理解できないところがあるんですが、国が直接やる検査と共同検査と、これは全然違うものなんですか。

○国務大臣(谷垣禎一君) ことしの四月に信用組合に対する検査や監督事務が都道府県から私どもの方に移つてくる前は、都道府県が所管する信用組合については、いわゆる協金法というんでしょうか、協同組合による金融事業に関する法律、これの第七条で、都道府県知事の要請があつてかつ国が必要と認める場合に国と都道府県が共同で検査ができる、こういうふうになつておりました。

それでその当時は、大蔵省あるいは後を継いだ金融監督庁、それから財務局では、限られた人員の中なのでございまして、都道府県に検査監督の権限がゆだねられていた趣旨を踏まえて、個別の検査の必要性があると判断した場合には共同検査を行つてきたわけなんです。それでまた、共同検査以外にも、都道府県が実施する個別の検査については、必要に応じて都道府県が実施する個別の検査について財務局が実地に指導も実施してきたというところがございまして。

それから、都道府県が実施してきた信用組合に対する検査については、国としては、いわゆる資産査定通達といった検査に際して適用する通達、国の検査で適用するものを都道府県知事にもそれぞれお送りしまして、検査や監督事務の運用を統一しようというのをやってきました。

一にしようというのをやってきました。それから、都道府県から検査一般に関する相談がなされれば各種の指導を行うというような協力を行つてきたというのが過去でございます。

○直嶋正行君 ですから、さつきの実務家と大臣の御判断の話じゃないんですか、私も、例えば去年の暮れあたりの新聞報道を見ても、今再生委員長がおっしゃったように、国からも通達を出されて、状況の悪いところとか問題のあるところは何か基準を示して、きつと検査しない、それも二〇〇〇年の三月までですと、こういう通達を出しておられる。ですから、こういうことを考えると本当は、検査、これから掌握するんだというふうになつた大臣おっしゃったんですが、本当はこれきつとできたんじゃないかと。

そういう意味では、もし本当にことしの六月以降もう一度検査をやってみないと状況がよくわからない、こういう状況であるんだとすれば、これはやはり政府が少し努力が足りなかつたんじゃないか、こんなふうには思うんですけれども、そんなんじゃないんでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) もつと国と一緒にやればもつと前からはつきりわかつていたんじゃないかという御主張でございますが、それはおのずからやはり、先ほど申しましたような通達を出したり、あるいは先ほど申しました法律のそのような要件に従つて共同で検査をできるということももちろんございまして。それから、各都道府県もそれなりペイオフに向けて準備をされたことは事実でございましてけれども、やっぱり国が直接権限を持つていられる場合とおのずから違つて、これが私はあつたのはやむを得ないと思つております。

○直嶋正行君 ちよつと私はそこが腑に落ちないんですが、もう一度やり直してみないとどうも安心できないというか、そういうお考えのようなんです。結構問題のあるところ、どこかの報道にもありました、三百弱とさつき大臣おっしゃったんで

すが、三百弱のうち百弱ぐらゐがかなりしつかり調べなきやいけなところ、もう既にいろいろ言われておりますし、実態は結構早くからつかめ得たんじやないかなと、そんなふうに思つていすけれども。

それで、もう一つ次に、これも再生委員長にお伺いしたいんですが、結局、ペイオフを延期するという事になりますと、ペイオフ凍結中というのは、個人の預金だけじゃなくて、すべてのいわゆる金融商品というんですか、例えば金融債とかそういうものも保護されますし、もちろんいわゆる銀行間の取引なんかも含めて全額保護されるわけですね。結局、ペイオフコストを超える以上のもし費用がかかった場合は、さつき長銀の処理のお話がありました、これは公的なお金も使っていくと、こういうことなんです。

これは長銀のケースでもちよつとお聞きしたんですが、これはもちろん名寄せをする前の話ですが、例えば個人預金を見ると、全体の中で一千万を超えている口座というのは一%ぐらゐだ。日銀の資料なんかを見ても、一千万未満の預金口座数の割合というのは、これは都銀、地銀、信金、信組、労金、全部含めたもので、九九・二%が一千万未満。ただし、金額で見ると、この九九・二%の口座が金額全体に占める比率は四九・三%。個人預金の割合というのは六割強です、全体で見ると。

ということはどういうことになるのかというと、ペイオフをやっている間というのは、実は預金保険というのは、小口預金者、大衆の小口預金を保護するための制度なんです、それとは全く逆で、結局これは言つてみれば大口預金者とかあるいは機関投資家とか、本来これは自己責任ですべてやらなければいけない人たちの預金を保護するんです、ペイオフを凍結するということは、ですから、これを続けるというのは結局はそういう人たちが安心して大きなリスクをとれるということにつながっていくわけですが、こういう問題があるというのはもちろん承知の上で延ばされた

わけですね。どうなんです、その辺。
○国務大臣(宮澤喜一君) それはそうでございます。

ただ、そのときに名寄せをしてみたらどうかというのを、本当はちよつとわからないということはいつも思つておりますし、しかし普通きつとその地域のお金を持っている人がかなりぬきんでて積んでおる、預けておるということはあるかもしれせん。しかし、だからといって信用組合だけそれをどうするということにはまいりません。それから、やはりそれはもうペイオフをある時期にやめるといふことで回答するしかないだろうと。今の実態が、実際名寄せをしてみたらどれだけかはまたわからぬ点もあると思ひますけれども。

○直嶋正行君 大蔵大臣のお言葉ですが、これはやつてみぬとわからぬ話ですからここでやり合つてもしょうがないのかもしれないが、例えば、日本の金融資産は約一千三百兆円と言われますが、いわゆるその中で個人の預金というのを調べますと、平均しますと世帯別に見て大体六百数十万円ですよ。一番たくさん、最頻値というんです、ちよつと私は正確な数字を忘れましたが、この辺は大体四百万円以内だったと思ひます。ですから、大臣は名寄せをしないとわからないとおつしやつたんですが、私はかなりそれはやつてみれば偏りがあるんじゃないかと。だから、個人口座が九九%そふだというわけじゃなくて、もちろん一千万以上の比率は上がつてくると思うんですが、それはやはり限られた人のところに集中しているんじゃないかと思ひます。

ですから、もちろんこれで信用組合だけどうこうということじゃなくて、ペイオフ凍結を続けるということとはこういう矛盾を抱えたままやるということなんです、このことをやつぱり私たちは理解しておかなきゃいけないと思ひます。ですから、さつき信用組合のところでも申し上げたんですが、再生委員長に申し上げたかったのは、できるだけやつぱりきちんと早く努力をして

信用組合も含めてペイオフを実行できることにしたいかないとこういうひずみを抱えたまま行くんですよと、こういうことを申し上げたかったわけですよ。

もう一点申し上げますと、今回のペイオフ延期は一年延期だ、こういうふうな巷間言われていゝんですが、私は実際は二年延期だと思つています。というのは、いわゆる流動性預金というんです、決済預金は一年またそのまゝ継続するといふことですから。今の金利の情勢で考えれば、ばかしくて定期預金なんかできないですよ。だから、いつでも定期から当座とか普通預金にかえられると思ひますから、結局これは私は実態として二年延期することになるんじゃないかという説明をした方が正確じゃないかと思ひますが、この点はどうなんでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 確かに、昔は普通預金といふものも余り流動性のものでなかつたのでございましてね、金利としては少し高かつた。カードができましたからほとんどやつぱりそういうことになつてまいりましたので、これは実態にかなりみて、そういうものが何かも少し金利の高いものに定期性のものに移つてくれな限りは、そこまで見ておかないとカードを持つていらつしやる方が順死してしまうといふことございまして、これからは本当に定期性の預金は幾らかでも金利の高い、そしてそうでないものは金利の安い、そしてそうでないものはやつぱり保証金は高く積んでもらふ、そういうことになつていかなきゃならぬと思つています。

○直嶋正行君 二年延長だといふのはお答えがなかつたんですけれども、もう一つ言いますと、決済預金というのは、さつきもちよつと似たようなことを言いましたけれども、個人じゃなくて大企業を含めて決済預金を保護するといふのは、結局そちらを保護していくことになるんじゃないかと思ひます。もう一つの問題点は、さつき申し上げたんです

が、結局、では金融機関側で見たらどうかといひますと、これは借金、信組なんかで経営が苦しくなつたところがよくやる手だてですが、運用面でのいろいろリスクの大きなものに手を出していく。それはなぜかといふと、預金を集めるのは苦しいから金利を高くして大口預金を集める、当然コストが高いからリスクの大きい運用をする。こういう意味でいふと、やはり金融機関側にも非常に大きなこれはモラルハザードといひますか、そういうものを呼び起こしているんじゃないかと思ひます。ですから、かなり大きな問題を抱えたままこれは二年間延ばしていくといふことになるんだといふことを認識しておかないといふかと思ひますが、この点はどうなんでしょうか、そのとおりでよろしいでしょうか。

○国務大臣(宮澤喜一君) そういう部分があることは否定できないと思ひますけれども、いずれにしても、ともかくこれは一年で、あるいは直嶋委員の御表現では二年で終わらせていただきたいと思つています。

○直嶋正行君 余りしつこく言うつもりはないんですが、金融審議会がペイオフ問題を議論したときにパブリックコメントというのを募集しました、もちろんこれは賛否両論入つています。

ただ、おもしろいのは、モラルハザードの抑止を含む金融システムの信頼性維持、国民負担の最小化を考えると、全額保護を前提とした特例措置の解除を期限どおりに行うのが望ましい、通産省、とか。実は私の出身の連合はちよつと慎重論を言つていゝんですが、これがまたおもしろいところなんです。やはりこれで流動性預金を全額保護した場合、さつき私が言つた話ですが、金融機関、預金者双方のモラルハザードを助長するおそれがある。それから、決済預金とその他の預金を区別するのは実務上不可能なんだと。それからもう一つここでおもしろいことを言つていゝのは、やはり要は決済預金の問題はスピードで解決しなさいいかなんだと、これは地銀協のコメントです。もう一つちよつと申し上げますと、大手銀行

というのがありまして、これもやはり流動性預金を預金保険制度の中で全額保護することは小さな預金保険制度という基本理念に反する、だから予定どおりやるべきだと、こう言っていますし、もう一つ、やはりこれを延ばすことは預金者の間に不公平を生じて、多額の流動性預金を保有している大企業が保護される、一千万円超えの個人定期預金には特別の措置がないという事態が発生する、これは企業と個人の不公平だと言っているのは、これは再生委員の方がオビニオンとして意見を申されています。

ですから、確かに両面の意見があるんですが、大体金融に関して精通されている方は私が今申し上げたような心配を理由に挙げて慎重論をおっしゃっている。だから、この点はやはり私たちはきちっと受けとめておかなきゃいけないんじゃないか、こう思うわけがあります。

それで、何かコメントございましたらどうぞ。○政務次官(林芳正君) お答え申し上げます。

私も金融審議会に時間のとれる限り出席をしておりまして、今委員がおっしゃったような意見も、かなり議論を聞かされた結果、両論いろいろございましてけれども、この件につきましては、やはり決済への影響に懸念する意見というのも随分ありまして、迅速な破綻処理というものを今から仕組んでいくわけですが、これが現実になりました。

また、もう一つ大事な点でございますが、民間の方で決済のサービスというものを、今からこの体制に際していろいろなことを開発していつてもらわなければいけない、それができるまで特別に期限的に二年ぐらいが適当ではないかと。これは先ほどの御議論があつたペイオフを一年延期するしないの前の議論として二年ぐらいということが適当であるというのが最終的な結論でございます。

例えば、アメリカですと、スイープアカウントというのがございまして、例えば銀行が終る五時になりますと預金にあるものを自動的に国債やそれから信託へ移して、その間は倒れても大丈夫

だと、こういうような決済サービスが多様になつておりまして、そういうものが出てくればこの決済性のもも同様に扱うことができるわけですが、まだまだそこまで行っておりませんので、その間、時間の御猶予をいただきたいというような議論もありまして、最終的にこのような形になつたというのが審議の経過でございます。

○直嶋正行君 あとちょっと一点だけ、時間がなくなりましたので、一点だけ御確認をさせていただきたいんです、また時間がありませんら改めて議論させていただきたいと思っておりますが、これは大蔵大臣にやります。

今回の預金保険法の中で、金融機関の破綻によって、これは恒久措置として入っているんですが、いわゆる危機的な事態、システムリスクの場合に、通常の破綻処理以外のケースとして三つばかり規定されています。ちよつと最後に確認という意味でお聞きしたいのは、このシステムリスクと判断された場合に、その判断を金融危機対応会議で判断をするというふうに法律上なっているんですが、この危機的な事態というのは具体的にどういうことを想定されておられるんでしょうか。

往々にしてここはすぐわかりにくいと思いますが、通常の破綻なのかシステムリスクになるのかというところが、どうも私は今回の法案を拝見する限りはあいまいというか、きちつとした定義がございせんので、ちよつとそれだけ確認させていただいて、また後日議論させていただきたいと思ひます。

○国務大臣(宮澤喜一君) たまたま銀行に対する公的資金の導入等のごがあつたばかりでございますので、この規定が形が似ておりますので、そういうふうな言われる方があるかと思ひますが、この百二条は金融危機への対応という特別の金融危機に対応するための措置でございます、我が国が、昔でございましてこういうときは緊急勅令とか戒厳令とかいうことでございますが、そういう法制がございせんので、しよつちゅう起こる

ことではない、たまたまこの間公的資金を導入したものですから、いつものことのようなことではこれはございせん、これに書いてございまして、ように、めつたにあつてはいけないうことですが、しかし緊急勅令というものがいい状況でこういう規定を置いておかなきゃやばいじゃないのではありませんか。

ただ、それは発動は極めて重い条件にかからしめませんといけませんので、金融危機対応会議というもので協議をして、総理大臣が決定をして、それは国会に報告をする。しかも、これで金が入るといふようなことは、今の制度ですと銀行は公的資金の導入を申請することがだれでもできるわけですが、これも、これはもちろんそういうことではございせん。政府の方から、おまえのところを、何をやれと、こういうことしかございせんので、何十年に一遍もあつては困るような状況ではありますけれども、こういう恒久法を書きましますことと入りました規定でございます。

○直嶋正行君 ちよつともう一点。じゃ、小川議員の御好意でちよつと時間をいただいて確認させていただきたいんですが、その中に危機対応勘定を新たに設けるというのがあるんですが、それで、今回の法改正でいわゆる財政措置として幾つかブラスされているものがあるんですが、ここには例えば一般勘定から始まって特別業務、金融再生、金融機能早期健全化、これは従来のあれですが、それとは別にこの危機対応勘定というのをつくるということなんですか、恒久的に。

○国務大臣(宮澤喜一君) 今までやったこととは全然別にそういう必要があればそういうことでございまして。

○政務次官(林芳正君) 補足させていただきますと、新しく危機対応勘定をつくりまして、今委員がおっしゃった一般勘定はすつと残りますけれども、特別業務勘定と金融再生勘定は少しダブりますけれどもそのうちなくなってしまうということもございまして、行く行くのバーマネット案と

いうのは、一般勘定と今申し上げましたシステムリスクに対応する危機対応勘定の二つが残るといふのが最終的な恒久的な案ということになるわけでございます。

○直嶋正行君 それはつまり、いわゆるこの公的資金ということでしょうか、それはその段階で決めるということですか、実際にそのお金をどうするかということ。ちよつとこれも確認質問で恐縮なんです。

○国務大臣(宮澤喜一君) 危機の大きさに対応して決めるということです。歳出で立てて決めるということでございます。

○直嶋正行君 じゃ、委員長、済みません。私の質問はこれで終わりました、あとまた改めてやらせていただくといいふにしまして、同僚の小川議員の方に譲りたいと思ひます。

○小川敏夫君 民主党・新緑風会の小川敏夫です。

まず最初に、長期信用銀行の株式のニュー・LTCB・パートナーズへの売却に対して先ほど民主党の浅尾議員からも質問がありましたが、この契約書も私今手元で概観しますとどうも売り主側に随分甘い契約ではないかというふうに感じまして、まずそういった観点から金融再生委員長の方に質問させていただきます。

例えば、非常に抽象的な聞き方をしますと、LTCB側がこの売買契約に定めてあるそれぞれの事項を守らなかつた場合の責任のあり方、あるいはそれに対する賠償請求を行うときにどのような担保をとっているのか、そこら辺の包括的な考え方をまず最初にお聞かせいただきたいのでございます。

○政府参考人(森昭治君) お答え申し上げます。先生の御指摘は、契約の一つ一つの条項についての遵守、それを遵守しない場合のどういう追及の仕方ということかと思ひますけれども、いわゆる表明と補償そして誓約、それにつきましては、それぞれについて契約書の中に責任追及のあり方も示してあるということかと思ひます。それ以外

のことにつきましては、通常の契約の履行についての責任追及という枠組みの中で処理されるものと理解しております。

○小川敏夫君 余り抽象的な議論をしても始まらないから端的に聞きますが、例えばこの売買契約の中で、新しい新生長銀は融資先に関して取引を継続する義務、一定の条件で三年間は融資を継続する義務というものが課せられております。これを仮に守られなかった場合に、それに対する手だてというものはこの契約書上どうなっているんでしょうか。

○政府参考人(森昭治君) お答え申し上げます。

三年間、当方が承継資産として承継した貸出債権につきましては、三年間急激な回収は行わないということを先方が表明しているわけでございます。ただ、これはそういうことを向こうにいわば契約書の中で、これは公表されている契約書でございますので、表明させているわけでございますので、それはそれによって担保されているものと思っております。

○小川敏夫君 どうも答えになっていないんですけれども、それは契約だから一義的には守り合うというのがこれは当然のことだけれども、しかし我々、一般に契約というものは、そういう約束が守られなかった場合に、ではどのようにその約束事を実行するのか、あるいは損害が発生したらそれを請求するその請求権を担保するのとかということを決めるのがまさに契約書だと思ふんですよ。

金融再生委員長に聞きますが、この三年間の融資継続義務あるいは融資を急激に回収しないという規定が入っているわけですが、これはやはり長銀の融資先の企業を保護するために非常に重要な規定だと思ふんですが、委員長の御理解はいかがですか。

○国務大臣(谷垣禎一君) やはり、経営主体が大きく変わりますが、健全で善良な債務者と申します。クライアレントに大きく地位を変動するようなことは好ましくないもので、三年間従前の態度を守つてくれというものはこの契約の中できなり大

きな意味を持った部分であるというふうに思っております。

○小川敏夫君 そこで、契約というものを考えますと、それはこの契約書、そういうふうにするというものを約束されています。だけれども、契約書というものは、しかしその約束が必ず守られるというものを担保する手だてがあつて本来この契約書が契約書たるゆえんだと思ふんです。

しかし、今聞いていますと、もしこのLTCB側が経営権を掌握した後その条項を守らなかった場合にどうするのかというところについて規定があるのかないのか。ないんじゃないですか。もう一度はつきり答えていただきたいんですが。

○政府参考人(森昭治君) 先生御指摘のとおり、急激な回収を行わないということに対して、それは違反した場合はどうするかということについては規定はございません。

○小川敏夫君 だから、そんなことで売り主側あるいはそれに重大な利益を有する借入先の保護が徹底していると言えるんじゃないか。これ、先ほども浅尾委員が指摘したように、売り主側にはいろいろな責任が課せられていて、買い主側のLTCB・パートナーズ側には違約に対するものが入っていない、非常にひどい契約だというふうに言っておりますが、まさに私もそのとおり考えまして、LTCB側が約束したことを実行するということがこの契約書上何らその履行を担保する規定が入っていないし、違約した場合にそれに対する責任の手だてを講じる、責任をとらせるということの規定が入っていない契約というものは、これは契約書として欠陥だと思ふんですが、そういう御認識はいいですか。

○政府参考人(森昭治君) 新生長銀、三月一日にクロージングし譲渡した際に、貸出債権として約八兆円を譲り渡しておりました。それにつきましてもいろいろな交渉がございました。いろいろな交渉の中で、先方にそういう表明を契約書の中に書かせること自体がこれがやはり大変な一つの大きなポイントでございますので、当方とし

てはいわば善意かつ健全な借り手の保護を行うという観点から、こういう条項を入れさせるといふことに何とか成功したというふうな認識を持っております。

○国務大臣(谷垣禎一君) 契約上の権限としては、委員が御指摘のように、私どもも契約の一方の当事者でございますから、契約に従つて履行してくれと言ふ権限は持つております。それで、今委員は、じゃ、それを担保するものは何かと。

○小川敏夫君 答えになっていないんじゃないけれども、そんなに大事なことで、実際大事だと思ふんですよ。長銀の融資先、長銀から融資を打ち切られたりされた場合に経営が困難になるという関係会社が多いわけですから、そういう関係会社を守るという意味では大変に重要なことだと思ふんです。しかし、それがただ単に文書として約束されているけれども、それが必ず実行されるということについては相手方の信義に頼るしかないというやうなことになるんじゃないかと思ふんです。

○小川敏夫君 契約というものは常に善意の必ず守られるんだという性善説の立場に立つて最悪のことを想定しないでもいいんだと考えればそういうことかもしれないんですが、しかしそれではやはり契約が契約たる意味が全くないと思ふんです。

再生委員長その点に關して。

○小川敏夫君 契約というものは常に善意の必ず守られるんだという性善説の立場に立つて最悪のことを想定しないでもいいんだと考えればそういうことかもしれないんですが、しかしそれではやはり契約が契約たる意味が全くないと思ふんです。

○国務大臣(谷垣禎一君) 大変欠陥のある、何にも守るあれがないではないかという御批判でございますけれども、先ほど申しましたように、先ほども浅尾議員のときにいろいろ議論をいたしました。が、向こうに売り渡したわけですね。三月一日から日本の新生長銀として営業を開始しているわけでございます。それで、私どもの方はそれに対する監督官庁でございますから、やはりあれだけ存在を持って日本で営業している金融機関に対して、いろいろな手段での監督の手法というものは、一方で持つております。したがって、全く何にもないではないかというものは少し私はそのように理解をいたしております。

○小川敏夫君 しかし、何らかの法的な権限があるんですか。この株式売買契約書で約束された融資の急激な打ち切りをしてはいけないという、契約事ですね、この契約事に関して行政がそれの実行を強制させるような法的権限があるんでしょうか。

○小川敏夫君 しかし、何らかの法的な権限があるんですか。この株式売買契約書で約束された融資の急激な打ち切りをしてはいけないという、契約事ですね、この契約事に関して行政がそれの実行を強制させるような法的権限があるんでしょうか。

○国務大臣(谷垣禎一君) そこらは確かに小川委員がおっしゃるように、具体的にじゃ三年間の履行義務に対してこのやうな形で担保なりあるいはそのときのペナルティーというものが直接の形で決められているわけではございません。だから、私が先ほど申しましたように、監督権

限というものがすぐバラレルに結びついてこない
ということでは確かにそのとおりでございますけれども、通常の当事者同士とは違つたまたいろいろな
手法があるのか、このように思っております。

○小川敏夫 貴方、LTCBの出資者がこのような契
約関係に入つて出資してくるということは、これ
は利益を求めて入つてきているわけですね。その利
益の実現方法は、これは善意に考えれば、新生長
銀を優良会社にして、そして株の価値が上がる
それによつて売却なり配当なりで利益が得られる
ということに性善説に立てば考えられますけれど
も、しかし、必ずしもそうでないケースも想定し
て、やはり国民の権利を守らなければならぬ、
税金を大差多額に投入した銀行ですから守らな
ければならぬとなつた場合に、これは性善説だけ
で契約は結ばないで、もっと契約の相手方に違
う考え方あるいは魂胆があるんじゃないかと。

これは、LTCBがそうだとまだ断定するわけ
ではありませんが、例えばの一般論として、新生
長銀を再建して利益を得るといふのではなくて、
そこにある財産をいかに食いつぶして、そして利
益を得て、はいさようならするんだというよう
な考え方で投資に入つてきているのかもしれない。
例えば、雑誌の記事によれば、このLTCB・
パートナーズ以外に手を挙げたグループの中に
は、債権回収による利益が主たる目的で、必ずし
も長銀の再生によることを期待できないようなグ
ループもあつたかのような報道もされております。
これはいろいろな意見の立場のことでしょうから、
実際の事実関係まで私はわかる立場ではありませ
んが。

ただ、ここで質問させていただきますけれども、
要するに、仮にLTCBの出資グループが、もう
新生長銀を手に入れたら、そこにある財産は食いつ
ぶして、さらに逃げていってしまふばいんだとい
うような考え方と、仮にそういうような場合に、
預金保険機構の方はこのLTCB・パートナーズ
に対してどのような防止の手だてを講じることが

第二十三部 金融問題及び経済活性化に関する特別委員会会議録第三号 平成十二年四月二十六日

できるのか、あるいはそれによつて生じた損失を
回復することができるとか、その点のお考えをお
聞かせください。

○国務大臣(谷垣禎一) だから、それは契約で
向こうに義務を負わせているわけですね。

それで、委員は性善説ばかりに立つわけには
かぬというお考えかもしれません。確かに、当時
の再生委員会の議論に私直接関与していません
から、後から聞きますと、やはり今委員がおつ
しやうたのは、いわゆるハゲタカファンドみたい
なものであつては困るではないかという御指摘だ
ろうと思います。この点もいろいろ議論があつ
てこのような結論になつたわけでございますが、
もう一つ御理解をいただきたいことは、やはり長
銀を売却しますときに、娘にお嬢さん候補がもう
引く手あまたといううななかなか状況ではない
ということが一方であるわけなんではないかと。
そういう中で、言うなれば一番有利な条件は何か
ということをお求めの結論を得たということも
御理解をいただきたいと思つております。

○小川敏夫 幾ら売り先が少なからずといつて
も、国民が巨額な税金を投入した銀行をその利益
を守りかねないような契約で売買するということ
はやはり大きな問題があると思つております。

こうした議論の前提で一つ確認したいんです
が、LTCB・パートナーズというこの買主の
会社ですけれども、これはどういう会社なんです
か。いつごろ設立されて、どういう実績がある会
社なんですか。

○政府参考人(森昭治) ニュー・LTCB・
パートナーズは、長銀をいわば譲り受ける、買収
する目的を持って、そのために、たしかことしの
一月だったと思うんでございますけれども、つま
り最終契約、最終譲渡が決まつた後で設立された
投資組合と申しまししょうかリミテッドパートナ
シップでございます。

○小川敏夫 そうですと、このLTCB・パー
トナーズというのは、長銀に出資した、いわば株
式を買つた十億円と出資する千二百億円以外に何

の資産もない会社ですね。

○政府参考人(森昭治) おっしゃるとおり、千
二百億円をいろいろな投資家から集めて、そして
千二百億円と二十四億株の資産を持つて、そ
ういうリミテッドパートナーシップでございま
す。

○小川敏夫 そうですと、ですから、何か事が
あつた場合に国がLTCBに対して損害の賠償を
求めたとしても、相手は何の資産も持つていない
んだから、結局何の請求もできない会社ですよ。
そうすると、先ほど浅尾議員が指摘されたように
なぜ、LTCBに出資している出資主体であり実
際に資産を持つている会社に保証に参加させる等
の、すなわちLTCBの債務不履行なり契約違反
によつて生じた損害について保証の手だてを講じ
なかつたのか、これについてお聞かせいただき
たいです。

○政府参考人(森昭治) お答え申し上げます。
先ほど先生が資産は何もないと申されました
が、先ほど申しましたように、いわば長銀という
新生長銀という資産を持つている会社でございま
す。

そして、なぜその投資組合の先にある投資家に
連帯保証のような保証をさせなかつたのかという
点でございますけれども、その点につきましては、
預保の顧問弁護士、預保の渉外弁護士等の意見も
聞いた上で、十分チェックした上で、これでいい
ということと、そのチェックを経て最終契約書が承
認されたわけでございます。

○小川敏夫 ですから、長銀という資産があると
いっても、ですから、例えば長銀をここに書いて
ある売買契約に定めた条項を守らないで資産をさ
んざん食いつぶして逃げてしまつた。例えば、
先ほど浅尾議員が指摘したように、長銀が出資者
あるいはそういった会社の方に融資してしまつて
資産を流してしまつたといううな方法、あるいは
もつといろいろ考えればどんな方法だつてありま
すよ。そうやって長銀の資産を食いつぶしてし
まつて、長銀をまた破綻させてしまつて、はいさ

ようならということになつてしまつた場合に、こ
の長銀以外に何の資産もない、一銭も持つていな
い会社だつたら何の責任追及もできないじゃない
ですか。

ですから、そういったことのあらゆる場合に備
えて、LTCB・パートナーズ側が長銀を買収す
るためにつくつた組合であるなら、その出資者、
実際の保証能力がある、信用能力がある出資者に
対して保証責任を負わせるべきではないかという
のが浅尾議員の指摘だと思つて、またそうするの
が本来の契約のあり方だと思つて、しかし、それを
やらないというのは、これは大変にこの契約
のあり方について大きな落ち度がある。少なくと
も、国民の財産を危険にさらしている。そのさら
された危険を回復する手だてがないという欠陥契
約だと私は思つていますが、この意見についてどう
思ひますか。

○国務大臣(谷垣禎一) 先ほどと違つて御答弁が
できるわけではございませんけれども、先ほど事務
局長が御答弁いたしましたように、長銀というあ
る程度、ある程度というか、一回は破綻をいたし
ましたけれどももうみを取り戻つてすつきりさせ
た大きな金融機関が日本の中にあつて、それに対
して我々は監督手段を持つていてということござ
います。それを売り払うかどうか、これは性善説
に立つた性悪説に立つた、いろいろな見方がある
かと思つて、やはりこれに対して種々の監督
手段を持つていてということ、全く何もなしとい
う話とは私は雲泥の差であると思つておりま
す。

○小川敏夫 同じ議論をしてもしょうがない
んですが、そういう行政の監督権限が売買契約を履
行させるといういわば預金保険機構とLTCBの
一つの契約関係、これを実現させるかどうかとい
う問題と、そういう行政の監督行政というものの、
これはおおよそ筋が違つた問題だと思つて、少
なくとも、売買契約における違約に関するそれを
担保する手だてがないということを、これを行政
の監督権限で実現させようというなら、それはお

【参議院】

よそお門違いな話だと思ふんですが。

○国務大臣(谷垣禎一君) これも何度と同じことを押し問答のように申し上げるのは恐縮でございますが、監督権限と契約上の義務を履行させるものがパラレルに結びつかないというのはそのとおりでございます。しかし、これだけの規模の金融機関というのがやはりこの契約を履行させるときの最終的な担保になっているわけであります。

そして、この金融機関に対して我々は何も手法を持っていないというわけではございません。我々はこの金融機関に対して監督権限を持っているわけでありまして、確かに契約上の義務を履行させるのは行政府の役割ではありません、これは司法府なりなんの役割だと思ひますが、少なくとも最終的な担保であるこの長銀という資産に対して我々は監督権限を持っているんだということを申し上げたいと思ひます。

○小川敏夫君 では、もっと具体的に生の事実で聞きますが、急激な回収をしてはいけないという契約条項があります。これを破って急激な回収を新生長銀が行った場合に、これを行政が監督できるんですか、法律上です。

○政府参考人(森昭治君) お答え申し上げます。一つは、私先ほど申しましたように、じゃこれを破ったら、リーガリー、法律上はどういうふうになるのかということになれば、これは向こうは表明しているわけでございます、三年間の間は急激な回収をしない、売却をしないということをしていくわけでございますから、当然、向こうには表明責任が発生しているわけでございますから、当方は損害賠償請求ができるものと考えております。ただ、その前に当方は、二千四百億円の公的資本の注入をしている銀行でございます、したがって経営健全化計画のフォローアップという形で半期に一度その経営状態を見られるものがございますので、そういうところからいろいろなことが長銀というのに対して言える。その長銀の先にある株主がニュー・LTCB・パートナーズ社でございますけれども、そこに言えるという

ふうに我々は考えております。

○小川敏夫君 全然、何か支離滅裂な、あれこれつなぎ合わせて何の答えにもなっていないんですけれども。要するに、契約が履行されなかった場合に何の手だてもない、法的な意味では何もないということだと思ふんです。

同じような観点から別のことも聞きますが、例えばこのLTCB・パートナーズが近くにこの株を、千二百億円投下しているわけですが、それより高い買い手があつた場合に株式を売ってしまうことはどうなんですか。これは禁止されているんですか、認められているんですか。

○政府参考人(森昭治君) お答え申し上げます。契約書の一つの条項からいへばそれは特に禁止はされておられませんけれども、その前文におきまして、「長期的な視野から投資を行い、成長力のある銀行として長銀を運営する目的で長銀の株式を購入する意図を表明」とするということを前文に書かせております。したがって、そういうむしろ長期的な投資ということを前提にしているということを向こうが述べ、それを前提にパートナーズ社を売り渡し先として選んだわけでございます。

○小川敏夫君 だから、そういう目的で株をLTCBに売つたのであれば、これは契約のイロハとして、株式をある期間譲渡してはいけないと、少なくとも長銀を運営する目的で長銀の株式を購入する意図を表明したというのだから。しかし、前文じゃこれは法的拘束力はないですよ。だから、やはり契約の本文の中の条項でこの趣旨を実現する条項を盛り込む、そしてさらにそれが違約されたらどうするか、それを決めるのがまさに契約じゃないですか。

ですから、浅尾議員が、これは本当にひどい欠陥契約だ、欠陥という言葉を使つたかどうかは別にして、ひどい契約だというふうに言つておられるわけですが、私も全くひどい、国民の財産を全く危険にさらして何の反省もないひどい欠陥契約だと思つておられるわけですよ。

円でだれかに売っちゃつて、もう後は知りませんと言われても、それを防止する手だては全くないわけですね、法律上。

○政府参考人(森昭治君) 先生の御指摘のような御指摘はそれは可能かと思ふんですけれども、現実の交渉は、当方の弁護士、公認会計士、先方の弁護士、公認会計士の間でいろいろぎりぎりの交渉をしたわけでございます、国側にとつて一〇〇%満足すべき主張というのはもちろん最初はありませんでした。しかしそれが、先方との交渉事でございますし、先ほど大臣が申されましたとおりにお嫁候補がたくさんあるというような主体ではないわけですから、そういうぎりぎりの交渉の中で折り合つたのがこういうところであるということについて御理解いただきたいと思ひます。

ただ、一つ言えますことは、今先生は株を売つた場合云々というお話をされておりますけれども、一番の目的はこの新生長銀というものがしっかりと銀行として再生されていくということが一番重要であると我々は考えておりました、そういう観点から、資本注入の裏返しであります経営健全化計画をしつかり見ていくということが重要なことであると考えております。

○小川敏夫君 だから、新生長銀をしつかりとした形で立ち直つて運営してもらうことが一番の目的でしよう。であれば、それに反するような行為は禁止しなくちゃいけないし、それに反するような行為が行われたら、それに対する何らかの手だてを講じておかなければいけない。それがまさに契約の本筋だと思ふんです。

しかし、LTCBが株を売つたつたつたつて少なくともどうすることもできません、あるいはさつき言つたようにLTCBがこの定められた条項を無視して新生長銀の財産を食いつぶして逃げちゃつたといつても何の責任追及もできない。これはひどい契約ですよ。何か顧問弁護士の意見を聞いたからいいんだみたいなことを言いますけれども、私も弁護士として言えば、本当にひどいですよ、この契約は。

○国務大臣(谷垣禎一君) 何の責任追及もできないというのは私は少し違ふのではないかと思ひます。行政の持つてゐる権限は先ほど申し上げたようなことでございますが、やはりそこに司法というのがあるわけですね。だから、何の責任追及もできないというのは、やっぱり私は違ふんだと思ひます。

それで、やはりそこに、先ほどから繰り返して申しますが、長銀というものがここにあるわけですね。最後にそれが担保になっているわけですから、司法という道も開かれてはいるわけですよ。

ですから、今おっしゃつたように全く欠陥があるというのは、私はそういう見解にはくみしないというふうに申し上げたいと思ひます。

○小川敏夫君 それは委員長がくみしてくれなくても結構ですけれども、しかし少なくとも私が指摘した危険について対処できないような契約だということとは事実だと思ひます。

じゃ、私の見解にくみしないというのなら結構ですよ。だけれども、今言つたようにLTCBがこの契約の趣旨に反して株を売つてしまつたらどうするんですか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 趣旨に反してというふうにおっしゃつた、その趣旨に反してということですが、どこかの段階で行く行く銀行が立派な銀行になつて株の値段も高くとつて、それでその段階でパートナーズが仮に売つたといううなことがあつて立派な経営者に譲り渡すのなら、それはそれで金融機関として十分成長してパートナーズも利益をおさめたということがあるかもしれません。それは、私はこういう契約を結んでるんですからすぐあつていいとは思つておりませんけれども、将来にそういうことがあること自体までノーと言ふ必要はないんじゃないかと、私、これは金融再生委員長というよりも個人としての見解でありますけれども、そう思つております。

○小川敏夫君 何の質問にも答えていないじゃないですか、私の質問に。

ですから、将来新生長銀を再建して立派にした
という趣旨が契約の趣旨だと言っておるわけ
ですよ。そう言ったときに売ること、株式を市場
するなりなんなりして売ったって構いませんよ。
しかし、私が聞いているのは、いいですか、そう
いう趣旨に反してLTCBが売ったにでも株式を
売ってしまった、あるいは近々に株式を売ってし
まったと。まさに契約の趣旨に反しているわけ
でしょう。しかし、もしLTCBが売ってしまった
というふうな背信行為がなされた場合に、それを
やめさせられない契約ですよ。それについて、
再生委員長はこの契約は不備があるとは思いま
せんか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 先ほどから申し上げ
ておりますように、株を売ってはいかぬという条
項はないわけですね。だから、そのいわゆる売り
抜けをしたときの、何と申しましょうか、制裁とい
うものはこの契約上はないわけでございます。
ただ、その場合でもこの契約に定められた条
項を破ってやれば、当然のことながらそれは契約違
反になるわけです。

○小川敏夫君 条項を破っていないじゃないです
か。
○国務大臣(谷垣禎一君) いやいや、売ること自
体は、売ること自体はいかぬとは書いておりませ
んから、そのこと自体に契約違反はないわけでは
ない。

○小川敏夫君 何か支離滅裂な答弁をされても困
りますよ。
○国務大臣(谷垣禎一君) いやいや、売ること自
体は、売ること自体はいかぬとは書いておりませ
んから、そのこと自体に契約違反はないわけでは
ない。

になりますよ。しかし、LTCBがそういうこ
とをやっているわけではない、ということの禁止条項は
入っていないわけですよ。

○国務大臣(谷垣禎一君) それは、先ほど事務局
長が御答弁申し上げましたように、前文に長期に
わたってということが書いてございます。それで
これは、契約の趣旨と申しますが、この契約の趣
旨が契約内容にどう入っているか、これは解釈の
余地があるかと思いますが、私はそういう意味
での契約の前文には反していると思いません。

○小川敏夫君 前文に反しているけれども、しか
し契約条項に禁止されていないから売られてもし
ようがないというのが、委員長先ほど答えたで
しょう。だから聞いています。そういう前
文の趣旨に反しても、条項で具体的に禁止してい
ないから、LTCBが売り抜けて株を売ってしま
った場合にどうするんですか、それを禁止でき
ますか、できないんですか。それから、それに対
して損害の賠償請求できますか、少なくともでき
ないですと聞いているんです。

○国務大臣(谷垣禎一君) それは、先ほど、売
ること自体はできるわけです、売ること自体は禁
じておりませんから。
ただ、個々の、先ほど申し上げたようない
るな誓約やなんなりに反している場合は、これは
当然損害賠償ということがあり得るわけござい
ます。

社が株を売ってしまった、代金があると。しかし、
当然損害賠償請求権があつて損害賠償請求ができ
るといふ権利があつたつて、それを現実に回収し
てなければ損害は補てんされないわけですよ。
そこで聞くわけですよ。先ほど出てきたわけで、
LTCBというのはほかに資産がない会社ですよ。
ね、そして出資者も保証はしていません。これ
ですから、再三繰り返してはいますけれども、こ
れは契約の趣旨に反する行為をされても、それを
とめることができないし、またそれに対して、具
体的にそれによって生じた損失なり損害を實際に回
収する、そういう担保機能あるいは保証的なもの
についての規定がない欠陥契約だと私は言つて
おるわけです。

次に、それに関連して例えばもう一つ、非常に
私はすらつと読んで買主側都合がいいと思
うのは、今度は新生長銀、これまでの長銀が保有
している株の処分のことです。いろいろ区
分があつて、一月三十一日時点の評価を基準にし
て、市場で売れるかあるいは預金保険機構が買い
取るかというふうな区分けした取り決めがなされ
ています。

それで、私が思うのは、株が一月三十一日の評
価よりも上がった場合には、これはその利益は新
生長銀に入る、すなわちその出資者のLTCBの
利益になると思うんですが、株が下がった場合に
は、この一月三十一日の評価で預金保険機構が買
取ると、こういう規定に読めるんですよ。そうし
ますと、株が上がった場合はLTCB側に入るけ
れども、株が下がった場合にはその損失はLTCB
は負わないで預金保険機構が負う、このような
契約に読めて、随分買主側の一方向的に有利な規
定じゃないかと思うんですが、そのところはいい
かがですか。

○政府参考人(森昭治君) お答え申し上げます。
長銀の保有株式の売却方法でございますけれども、
株は毎日毎日動くものでございますから一つ
のルールを決めたわけでございますけれども、そ
のときに基準日を一月三十一日の株価ということ

に決めたわけですね。
先生御指摘の点は、それから後の上がり下がり
ということでございますけれども、これはファイ
ティー・フィフティーのリスクだと考えれば、預
保が持った、預保に売られるわけですから、預
保に売られた後それが上がれば預保の含み益に
なりますし、下がれば預保の含み損になります。
○小川敏夫君 何かちよつと質問に答えていま
いせんか。

市場で売るか預保で売るかという選択があるわ
けですよ。ですから、高く上れば市場で売りま
すよ、しかし下がれば預保に引き取られますよ。
ですから、上がれば上がった分の利益はLTCB
に入る、下がった場合には預保に引き取らせて預
保の方に損失が生じると、こういうことを聞いて
いるわけですよ。今、答えが違ふんじゃないで
すか。

○政府参考人(森昭治君) 事実を申し上げます、二
千五百億円の含み益の実現という意味におきま
しては、全株を預保に売っております。市場では売
っておりません。
○小川敏夫君 この「長銀保有株式の売却方法」
というのを見ますと、クロージングの後に、「含
み益の実現により長銀の自己資本比率を四〇以
上とするための上場株式」の売却は、「クロージ
ング後に市場又は預保に売却」、こういうふう
に説明資料があるんですよ。

あるいは、二千五百億円の含み益を有する株
式のうち上記Aとは関係のない上場株式、これ
は「実行日から九十日以内に市場又は預保に売却」
とあるんですよ。
ですから、クロージングの日以後に市場または
預保に売却という、そういう取り決めになってい
るんじゃないですか。

【参議院】

第二十三部 金融問題及び経済活性化に関する特別委員会会議録第三号 平成十二年四月二十六日

二五

クロージングのときであれクロージング後であれ預保に、第一次売却も第二次売却も預保に売るということになっております。

○小川敏夫君 契約のあり方として、今これは契約がされた後のもう四月ですから、事後的には預保に売ってしまったからよかつたということかもしませんが、しかしこのときにもしこの持っている保有株が高騰していた場合、これはその利益はLTCB側に入った、こういう仕組みであった契約であるわけですね。ただ結果的には、預保が買いつたからそういう問題は起きなかつたという結果論だけであつて、私が聞いているのは、契約するときにそういう虫のよき、都合のよさが買手側にあつた契約の仕組みではないかと、こう聞いているわけですが。

契約の仕組み自体は私の指摘どおりでいいですね。

○政府参考人(森昭治君) パートナース社の方は二月七日にどちらにするかを決めたわけでございますけれども、市場に売却するという、例えば市場に売却したならという仮定でございましたら、先生の御指摘のとおり益の方も損の方もニュー・LTCB・パートナーズ社の方がかぶるといふことでございます。

○小川敏夫君 私は、その契約を結んだこの契約のあり方が欠陥契約だといふことのひとつとして指摘しておるわけですよ。だから、契約したその時点のときのことを考えれば、以後に市場で売るか預保に買収するかはこれはLTCB側に選択の余地があつたわけですから、ですからその間に株が高騰していれば市場で売ってその利益を得たでしょうし、下がっていれば預保に売つたでしょう。すなわち買手側に都合のいい仕組みが残された、そういう契約の仕組みだつたんじゃないかと、こう聞いているわけですよ。これは意見の部分だから別にどう答弁もわなくてもいいですよ。私の言っていることが、指摘が少なくとも客観的事実として明らかです。

次に、時間の関係で質問行きますけれども、先

ほど浅尾議員が質問したアドバイザー契約、長銀とゴールドマン・サックス社、それから日債銀の関係のモルガン・スタンレーのアドバイザー契約ですが、そのモルガン・スタンレーの方のアドバイザー契約に関しては、柳沢再生委員長長の段階で、守秘義務がないと、守秘義務に関する条項はないような答弁をして、適時開示するような趣旨の答弁を前されていたんですが、その点はどうですか。

○政府参考人(森昭治君) お答え申し上げます。先ほど浅尾先生から御指摘があつて私も一生懸命思い出しただけですけれども、私は正直、議事録を調べさせていただきましても、柳沢元大臣がそういう御答弁をされたということは記憶にございませんし、また事実として守秘義務に関する条項につきましては基本的に長銀と日債銀において変わりはないと存じます。

(理事須藤良太郎退席、委員長着席)
○小川敏夫君 その守秘義務の書き方も、それは守秘義務と一言で言えば守秘義務かもしれないけれども、その契約の条項によつてはさまざまなスタイルの守秘義務だと思ふんですが、具体的にその守秘義務を定めた条項の書き方はどのような文章になっているんですか。もう未来永久に絶対見せないという、そんな守秘義務なんですか。

○政府参考人(森昭治君) お答え申し上げます。委員の御指摘の点からすれば、その守秘義務と申しますのは当方のいわば守秘義務でございます。そして、そういう意味におきましては先方の合意があれば当方の守秘義務は解除されるわけでございます。

そういう意味におきまして、先ほども申しましたとおり、先方が今後のF&A活動といふかM&Aの分野で活動していく中で、今の時点においてはF&A契約等について開示することには反対である、そういうことを言っている以上、当方からF&A契約の内容を開示できない、そういう意味での守秘義務を当方の方が負っていると、そういう意味でございませう。

○小川敏夫君 まず、国民の税金を使った契約で

すよね。ですから、本来情報開示のルールということからすれば当然明らかにしなければならぬ。であるなら、なぜ守秘義務のあるような契約を結んだんだと、なぜ守秘義務を取り決めたんだと、私はこのように言いたいんですが、どうして守秘義務を定めたんですか。

○政府参考人(森昭治君) 守秘義務を定めたと申しますか、当方、国家公務員法の第百条におきまして守秘義務がかかっているわけでございます。そして、先方が秘密性のあるものとして持っているものについて客観的に見ても秘密性があるというふうに認められたものについて、先方の合意がない限り国家公務員法上我々は開示はできないと、こういうことでございませう。

○小川敏夫君 何か答弁が一貫していないですね。だって、ゴールドマン・サックスなりモルガン・スタンレーが見せてはいけないと希望する場面に見せてはいけない、先方がモルガンなりゴールドマン・サックスがいと見え見せていい契約ですよ。だから、公務員法上関係ないじゃないですか。

○国務大臣(谷垣禎一君) この守秘義務の何というか仕組みです。これはF&A契約の中に守秘義務があるからというわけではなくて、先ほど事務局長が言いましたように、国家公務員法上我々は守秘義務を負っているわけですが、その守秘義務はどういう場合に守秘義務がかかってくるかということになるわけで、この場合は民間の要するに企業と一種の契約を結んでおりまして、それを明かしていいかというのは、これは普通の取引の中身でございますから向こうがいと見え見せていいわけなんです。それで、向こうがノーと、これはやっぱり表に出してもらつたら自分の例えば営業上のノウハウや何か傷ついてしまつて困るという場合には出せない、こういう仕組みになつていくわけですよ。

○小川敏夫君 そうすると、アドバイザー契約の中に守秘義務を定めた条項があるのではなくて、一般の取り扱いだということですか。

○政府参考人(森昭治君) 守秘義務を定めた条項はあります。ありますけれども、向こうが守秘する義務、こういうものは向こうが守秘してくださうというのを書いてあるわけでございます。こちらの方が守秘する義務みたいなものがあるわけではございません。

○小川敏夫君 だから、委託者であるこちら側が守秘する義務はないわけですね、今の規定です。○政府参考人(森昭治君) それは、そういう規定上から、契約の規定上から出てくるものでございませう。先ほど申しましたとおり国家公務員法上から出てくるものでございませう。

○小川敏夫君 であれば、これ国民が一つの銀行に四兆円近くの税金を投入した銀行の処分に關するアドバイザー契約、しかもこの長銀に關して言えば大変な欠陥契約ですよ。そんなアドバイザー契約をした。まあ一般論からいへばそんな非常に国民の重要なというか高額な税金を投入した資産の処分に關する国民の関心が高い契約に關して、それを公務員法上を盾に開示しないというのは、これはそのあり方として非常に不適切だと思ふんです。

それから、柳沢元委員長は未来永久に見せないんじゃないと適時公開するときにいつたら見せると言つておりましたが、このアドバイザー契約の公表に關しては谷垣委員長はどのようにお考えですか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 先ほど申し上げたことの繰り返しになりますが、国家公務員法上で我々も法上の守秘義務を負っているわけで、向こう側が出してもよいということになればこれはお出しできるけれども、それでは困ると言へば出せない、こういう関係でございませう。

○小川敏夫君 ただ、今の政府参考人の答弁ですと、別に向こう側が、アドバイザーのモルガン・スタンレーなりゴールドマン・サックスの側が守秘義務を負っているというだけで、依頼者の方が負っているわけじゃないということですね。だから、そうしたアドバイザー契約の相手方の

承諾がなくても、この国民の関心事から考えれば、重要性から考えれば、当然情報公開の趣旨からして公表すべきだと思ふんですが、もういいですよ、議論してもしょうがないから。ただ、柳沢元委員長は適時公表すると言っていたんですが、谷垣委員長はどうですか、これは将来もずっと公表しないんですか、それとも時期が来たら公表するといふうな考えなんですか。

○国務大臣(谷垣禎一) これは相手方が当分オープンにしたら自分たちの営業上困ると言っておりますので、それはそういうことであらうと思います。

○小川敏夫君 長銀関係の質問はきょうはこの程度にさせていただきます、きょう来ていただいた関係がありますので、残された時間を平成三年に発覚した富士銀行の巨額不正融資事件のことにしてお尋ねします。

まず、金融監督庁の方に、質問の手順として、この巨額不正融資事件の概要について簡単に説明していただければと思います。

○政務次官(村井仁) 平成三年の六月十七日でございますけれども、私どもと申しますより金融監督庁は当時の大蔵省銀行局の事務をそのまま引き継いでいるという立場で申し上げますけれども、大蔵省銀行局に対して富士銀行から、役員行員が架空の預金証書を作成し、それを用いて不正にノンバンク等から資金を引き出したという第一報を受けたわけでございまして、その後、その事後措置や人事処分等について一連の報告を受けてきたと、こういう立場でございます。

その後、累次にわたる国会審議における御質問や御指摘を踏まえて、私どもとしましては、その都度富士銀行から報告を受けるとともに、必要に応じ関係書類等の確認を行ってきたというところでございます。

○小川敏夫君 その不正に処理された金額は幾らで、それで実際に実損として生じた損失は幾らになるんですか。

○政府参考人(乾文男) 発覚時における不正融資金額は二千五百七十億円というふうに報告を受けておりまして、その後その数字がふえたということとは報告を受けておりません。

○小川敏夫君 実損額が二千五百七十億円じゃないですか。不正総額はもっと、六千億円というような話をこれまで聞いていたんですが、違いますか。

○政府参考人(乾文男) 一部において六千数百億円という報道がされているようでありますが、私どもはその金額の根拠は全く承知しておりません。

○小川敏夫君 警察庁の方にお尋ねしますが、刑事事件として立件した金額は幾らになるんですか。

○政府参考人(林則清) 先生のおっしゃる事件は、富士銀行赤坂支店を舞台にした不正融資をめぐる多額詐欺事件ということで警察では事件検挙を行っておりますけれども、これで立件送致した額は八百二十一億円が正確なところでございます。

○小川敏夫君 この犯罪資金の中で、結局その犯罪によって詐欺された資金の中で、尾花万里子というところに資金が流れていると、それが十三億円も流れていると、こういうふうにならわれているんですが、そのことについてはいかがでしょうか。

○政府参考人(林則清) この事件に関連いたしました内容の報道がなされていることは承知しておりますが、立件に至らなかった個別の事案については警察がその内容を云々するということについては答弁を差し控えていただきたいと思います。

○小川敏夫君 ただ、八百二十一億円の事件について立件したわけですが、一般に犯罪によって得たお金が何に使われたのかということは、これ一般的に捜査すると思うんですが、そうした場合には、この立件されたお金の中で尾花万里子という人に流れた資金があると思うんですが、この点についてはいかがですか。

○政府参考人(林則清) この詐欺で立件された資金額は二千五百七十億円というふうに報告を受けておりまして、その後その数字がふえたということとは報告を受けておりません。

○小川敏夫君 実損額が二千五百七十億円じゃないですか。不正総額はもっと、六千億円というような話をこれまで聞いていたんですが、違いますか。

○政府参考人(乾文男) 一部において六千数百億円という報道がされているようでありますが、私どもはその金額の根拠は全く承知しておりません。

○小川敏夫君 警察庁の方にお尋ねしますが、刑事事件として立件した金額は幾らになるんですか。

○政府参考人(林則清) 先生のおっしゃる事件は、富士銀行赤坂支店を舞台にした不正融資をめぐる多額詐欺事件ということで警察では事件検挙を行っておりますけれども、これで立件送致した額は八百二十一億円が正確なところでございます。

○小川敏夫君 この八百二十一億円の中で実際に流れたもの何千万円単位で既に公開の裁判で明らかになっていると思うんですが、ただ、実際の実損二千五百七十億円の中から立件されたのが八百二十一億と、立件されなかった事件の中から流れた金を中心だと思ふんですが、そうするとこれ、一部のジャーナリストの見方によれば、なぜ立件しなかったのか、それは結局尾花万里子に流れたお金の解明を避けるために政治的な処理がされたのではないかと、このように言う者もいるわけですが、そうした考えについてはどうですか。

○政府参考人(林則清) 本件の事件に捜査に着手しまして、法と証拠に基づいてその立件すべきものにつきましてはすべて立件送致したということとでありまして、今先生御指摘のような何らかの捜査外の配慮によって立件できるものを立件しなかったという事実はないものというふうに承知しております。

○小川敏夫君 この不正事件は、ウラウス・リゾットという開発公社、花田某というのが関係してくるわけですが、これで保安林の指定解除というものが一つの焦点となったんですが、林野庁にお尋ねしたいんですが、このウラウス・リゾット関係で解除の予定告知までなされたというお話を聞きますが、実際のその手続の結果について簡単に説明してください。

○政府参考人(伴次雄) 本事業につきまして、平成二年六月二十日に当会社から保安林の解除申請が提出されております。そして、五十四日目に当たります同年八月十三日に保安林の解除の

○小川敏夫君 この事件に関して、そのウラウス・リゾット開発公社をやっていた花田敏和ですが、林野庁OBの松岡利勝議員に八百万円を渡していたというようないことが言われているんですが、そこら辺のところ、警察庁では捜査したのかどうか、あるいはどのように把握していたのか、お聞きしたいんですが。

○政府参考人(林則清) 議員御指摘のような報道等がなされたことは承知しております。それで、具体的な事件について捜査をしたかしたかたかということは、お答えを差し控させていただきます。

○小川敏夫君 終わります。

○笠井亮君 今回、まず預金保険法改正案について伺いたいと思います。

現在の金融早期健全化法による資本注入と金融再生法による特別公的管理は、二〇〇一年三月までに終わるという期限立法とされております。それが、今度の法案では、金融危機への対応というところで、先ほどもありましたけれども、一つは特別資金援助、二つ目に資本増強、そして三つ目に特別危機管理という三つの仕組みがいわば期限なしに用意されている。政府の説明では、あくまでシステマチックリスクにつながるおそれのある場合に金融機関の危機を救うためとしております。

そこで、まず伺いたいんですが、本会議で総理は、我が国の金融システムは安定してきている状況にあるが、今後、将来にわたって危機的な事態が起る可能性を否定することはできないと答えられて、大蔵大臣も先ほど一種の非常事態の規定だと、戒厳とか緊急命令というものがなければ、大きな金融危機が発生したときにどうするか、しよつちゅう起こつてはならない事態、めつたにあつてはならない、しかし法的にはそういうものをつくつておくんだというふうにおっしゃいました。そこで、まずしよつちゅう起こつてはならない事態、めつたにあつてはならない、しかし法的にはそういうものをつくつておくんだというふうにおっしゃいました。

○小川敏夫君 この事件に関して、そのウラウス・リゾット開発公社をやっていた花田敏和ですが、林野庁OBの松岡利勝議員に八百万円を渡していたというようないことが言われているんですが、そこら辺のところ、警察庁では捜査したのかどうか、あるいはどのように把握していたのか、お聞きしたいんですが。

○政府参考人(林則清) 議員御指摘のような報道等がなされたことは承知しております。それで、具体的な事件について捜査をしたかしたかたかということは、お答えを差し控させていただきます。

○小川敏夫君 終わります。

○笠井亮君 今回、まず預金保険法改正案について伺いたいと思います。

現在の金融早期健全化法による資本注入と金融再生法による特別公的管理は、二〇〇一年三月までに終わるという期限立法とされております。それが、今度の法案では、金融危機への対応というところで、先ほどもありましたけれども、一つは特別資金援助、二つ目に資本増強、そして三つ目に特別危機管理という三つの仕組みがいわば期限なしに用意されている。政府の説明では、あくまでシステマチックリスクにつながるおそれのある場合に金融機関の危機を救うためとしております。

そこで、まず伺いたいんですが、本会議で総理は、我が国の金融システムは安定してきている状況にあるが、今後、将来にわたって危機的な事態が起る可能性を否定することはできないと答えられて、大蔵大臣も先ほど一種の非常事態の規定だと、戒厳とか緊急命令というものがなければ、大きな金融危機が発生したときにどうするか、しよつちゅう起こつてはならない事態、めつたにあつてはならない、しかし法的にはそういうものをつくつておくんだというふうにおっしゃいました。そこで、まずしよつちゅう起こつてはならない事態、めつたにあつてはならない、しかし法的にはそういうものをつくつておくんだというふうにおっしゃいました。

○小川敏夫君 この事件に関して、そのウラウス・リゾット開発公社をやっていた花田敏和ですが、林野庁OBの松岡利勝議員に八百万円を渡していたというようないことが言われているんですが、そこら辺のところ、警察庁では捜査したのかどうか、あるいはどのように把握していたのか、お聞きしたいんですが。

○政府参考人(林則清) 議員御指摘のような報道等がなされたことは承知しております。それで、具体的な事件について捜査をしたかしたかたかということは、お答えを差し控させていただきます。

○小川敏夫君 終わります。

○笠井亮君 今回、まず預金保険法改正案について伺いたいと思います。

伺っておかないと、私もどうもよくわからないところがあるのであれなんです、大蔵省で結構なんですけれども、システミックスの態様として具体的にどういう場合が想定されているのかということについて御説明いただけないでしょうか。

○政務次官(林芳正) 先ほども御議論があったところでございますが、システミックリスクは具体的にどのような場合かという御質問だったと思いますが、後ほど申し上げますけれども、さまざまな局面が想定をされるということで、定義を具体的に法律に明記するというのはなかなか困難であるということをお理解いただきたいと思うんです。それは万が一の事態に備えておくものですから、仮にその要件をこれとこれとこれというふうに書きますと、それ以外のことが起こった場合には使えない、こういうことも想定されますのでこういう表現ぶりになっております。

具体的に例へばということでも申し上げますと、ほかの金融機関の連鎖的な破綻が発生するような場合ですとか、連鎖的にほかの金融機関の資金繰りが困難になる場合、またあるいは大規模な貸し出し抑制や回収等資産の圧縮を進める動きが生じるようなおそれがある場合、こういうことが例示としては挙げられるわけでございますが、このような場合には、信用秩序が混乱することによりまして我が国あるいは当該地域全体の金融機能が不全に陥りかねないということで、実体経済への悪影響も懸念されるような事態ということで、こういうことが考えられるということでございます。

○笠井亮君　そうすると、今例示として具体的に三つ言われたんですけれども、これはそれぞればらばらに起こった場合についてもシステミックスクにつながつていくということで該当するのか、それとも、幾つかありまして、他の機関に波及するとか、連鎖的だとか、大規模な貸し出し抑制その他ということがあったんですが、このすべてが起こった場合というのか、いわばオアナのか、アンドなのかというあたりはどんなふうなことで

考えたらいいんでしょ。うか。

○政務次官(材芳正君) 今のはあくまでも例示でございしますが、今の御質問にお答えするとすれば、多分いろんなことが起こって連鎖的にいろんな一、二、三と今申し上げたようなことが同時に起こるような可能性が多いとも思いますけれども、それぞれ一つでも、要するにオアということで、それぞれ一つが起こったとしてもこの定義には該当するのではないかとということでございます。

○笠井亮君　大蔵大臣に伺いたいんですけれども、そうしますと、一つでもということになりますと、今のようにと言うのがいいのかわかりませうんが、大銀行が大規模に融資を減らしている場合についても、大規模な貸し出し抑制、回収等資産の圧縮を進める動きということでシステミックリスクということになり得るのかどうか。そうなるのと、不況の局面というか、いろいろあると思うんですが、いずれにしても、そういう問題がある意味では常に起こり得る。

大蔵大臣が御説明いだいて、めつたにあつちやいけないとか何十年に一回とか、それもあるてはいけないんだ、万が一のことだということをおっしゃるんですけれど、ニエアスがちよつと違うんじゃないかと思うんですが、その辺はどういうふうに理解したらよろしいんでしょうか。

○國務大臣(宮澤喜一君) 今、たまたまこの何年間で公的資金の導入なんかいたしましたから、何かその続きのことではないかという連想を持たれる方が多いと思いますけれども、そういう意味ではなくて、先ほども申しましたような意味で、

そういう非常なバニツキーな状態にあったときに、どうするかということをお定めしておりますし、先ほど政務次官が言われましたように、したがって、具体的にはなかなか包括的に、インクルーシブに定め得ないものですから、こういうふうに書いております。

に對する非常な措置を用いず、立法と予算措置によつて解決してまいりましたから、こういうことをこの法律で言つておるといふふうには私は思いません。

○笠井亮君　私の質問があれだったかもしれませんが、例えば大規模な貸し流りの状況、資金回収率があつと行われるというような状況の局面ですね、これはいろんな要素があるかもしれませんが、不況の局面でそういうことが起こり得る可能性があるかと。そうなたつた場合に、先ほど一つでも該当すればこういうこともあり得るんだというふうなことがあつたものですから、そうなると、この間続いてきたようなことと違って、連想されるかもしれないけれどもそういうことじゃないんだと言うんですけれども、そういう場合はまるんじやないかというふうに思つて、ちよつとその辺のことがよくわからないんですが。

○国務大臣(宮澤喜一君) この間うちのこの何年間の場合が大変な危機でございましたけれども、いわゆる取りつけ、ふだん申しますが、取りつけない状態がわあっと起こつたと、こういうことではなかつたように思いますから、それに対する緊急的な措置がその日に必要だといったような、最近で申せば昭和二年のような状況がこれに似ているかと思ひますけれども。

○政務次官(林芳正君) 先ほど言葉足らずだったかもしれませんが、委員が今大規模な貸し出し抑制、回収等資産の圧縮を進めるところだけをとらえまして、そういうことが起こった結果、先ほども申し上げたんですが、こういうような信用秩序が混乱をしまして我が国またはその地域の金融機能が不全に陥りかねなくて実体経済への悪影響が懸念されるような事態というのが全体でございまして、先ほど申し上げたこれが起こることによってこういうことが起こるところまで含めて判断をするということでございます。

○笠井亮君 そうすると、昭和二年とかいうことだけではなくて、もう少しいろんな可能性が起こり得るというふうに私は思うんですね。

しかも、今度の場合はおそれがあるときというふうになっているので、私も思い出して、九七年秋からの山一、拓銀の事態以来、九八年一月八日、正月早々に参議院の大蔵委員会でもこの問題は議論して、ジャパン・プレミアムの問題、それから長銀、日債銀と。そして、この間の経過というのが時限措置ということで作られてきてあったわけです。

大臣は連想というふうに言われるかもしれないが、私が今理解した範囲では、かなり幅広いいろんな範囲で、しかもそのどれかにひつかかるおそれがある、それが今最後に林次官が言われたような形で全体の信用秩序の低下につながるということになりますと、危機的な事態ということで例外措置をとれるということになる。

そうするとやっぱり、総理は通常の破綻処理の枠組みでは対応できないことも予想されるので万が一に備えて例外的な措置が可能になるようにしておく必要があるということやうなやつだし、大蔵大臣もそういうニュアンスのことでおっしゃたんですが、それではまさにこの間の緊急そして時限措置だと言ってきたことを、枠組み、形を変えて、恒久措置ですけれども、恒久化と、そしていろんなあらゆる事態に対応できるようにと、こういうものになってくるのではないかということ、を非常に思うんですね。

それで、ちょっと具体的に聞いてみたいと思うんですけども、例えば預金保険機構による株式等の引き受けによる資本増強というのが今度の金融危機対応の中であるわけですが、この問題で見てみたいと思うんです。

これについて見ますと、これまでは期限を切つてすべての金融機関が申し込むことができる、手を挙げる事ができるとなっていた。ただ、今度は、私が理解している限りでは、金融危機対応会議の議を経て内閣総理大臣の認定を受けた金融機関のみが定められた期間内に申し込むことができるというふうになっていると思うんですね。

そうすると、この認定ということが大きくなっ

てくると思うんですが、これも衆議院でも議論があったのを私も読んで承知しているんですが、この基準は何かというのがやっぱり非常にまだわかりにくいと思うんですね。これについてはどういふふうに考えたらいいんですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは総理大臣が会議を開いて、あの銀行を補強しなきゃこれは危ないなど、そういう、これが認定です。

○笠井亮君 そうすると、法案でも百二条で「金融機関」と書かれている。今までは手を挙げてやってきてそれを受けるのは違つて、対応会議の方からおまえのところはこれは受けるべきだ、病氣だから危ないよということ認定を受けなければ申請できないということになるわけですね。

そうすると、この特定の問題は、ある単数または複数の銀行だけを認定してそこに資本増強をする、こういうことで理解はよろしいのですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 危機を解消するための最小限の措置をとるとのことですから、私もなると言つても、おまえなんかは関係ないということになると思います。

○笠井亮君 しかし、そうしますと、その特定をすると、今度は認定されたところは危ないということ短期資金がとれなくなるとか預金の引き揚げが起ころうとか、当該銀行が直ちに破綻につながつてしまふ。実際には、全体に網をかけるという信用秩序が低下している中でそれが引き金になつてということになりかねないということだと思ふんです。

現にこの間のやり方でも、私も振り返つてみて思ふんですけれども、結局は資本注入やつてきた経過を見ても、要らないと言つていた東京三菱なんかも結局横並びで資本注入する。そういう横並びでやらないと、これはどこだけが危ないよと言われないと、それが標的になつて、それが全体のパニッキーなことになるといふことになつていたと思ふんですけれども、やっぱり同じようなやり方をとられるということですか。

それとも、やっぱり結果的には横並びになる、

あるいは認定のときにおまえのところというところをもつと広く、おまえのところというのは要するに統合合併の中で、どれだけの大手行があるかわかりませんが、銀行でいうとおまえのところ、おまえのところ、おまえのところ、言い方は悪いですが、おまえの大臣がおつしやつたので、この銀行、この銀行という形で全部認定するという結果になるのか、その辺はどういうふうにかえたらいいんですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) それは、そういう状況で常識的に考えればいいこととございまして、確かにあの銀行は手当てしなければ危ないなということとはわかりますから、それを手当てすればいいのであつて、あつちの方で手当てする、あつちからも話があるといったような状況ではないわけですから、せんだつての公的資金導入とは全く状況の違うこと、第一、目的が違いますから。

○笠井亮君 私が思うのは、特定のところを公表することによつて、あなたのところは病氣ですよということを広く世の中にするることによつて、それがさらに事態を大きくして一気に危なくなることににならないかと。この間もそういうことで結局は横並びの資本注入という形になつたのではないかと思ふんですけれども。

あるいは、その金融危機対応会議で、おまえのところと言つてまたあれで済めども、あなたのところは受けるべきですよと認定をしたときに、それは直ちにその時点では公表しないと、広くは、そして資本注入する。後で一定期間安定したら、あのとさ実は入れたんですよということとやるんですか。それとも、もう直ちに認定して、直ちに公表して、期限を設けてその期間に申し込みをさせる、国民も認知し、国会もみんな知つていふという形になるんですか。ちよつとそこら辺が。

○国務大臣(宮澤喜一君) それはもう少し考えてみないとわかりませんけれども、普通考えますと、相手は国民でございまして、預金者、銀行の前へつながらる人ですから、言つたときにはもうすぐ幾らでもおれはありますという状況にしておかなければいけないのが普通だと思ひます。言つておいて、行つてみたらお金がなかつたなといううなことをしてはいかぬので、言つたときにはもう心配ない、銀行へ来なくてもいいという状況になつていなきやおかしいと思ひます。

○笠井亮君 ということは、認定したときから大丈夫な状況までの間には国民には知られないということですね。

○国務大臣(宮澤喜一君) 知らせるということですね。

○笠井亮君 ちよつとその辺がよく私理解できないんですけれども。公表されて、ここは危ないよとなつて、国民がそこに行つたときにはもう既にあるわけですよ、大丈夫だという状況ですから、そこには注入されて大丈夫な状況になつていふことになつていなきやいけないと思ふんですけれども。ですから、認定した時点、その辺はどういふうな形になるんですか。認定して、すぐ国民は知るけれども、すぐ行つてもまだ注入されていなきやいけないことになりませんか。

○国務大臣(宮澤喜一君) そんなに難しくお考えいただくことはないで、どこかの銀行が危ないよといううわさが出ることがありますね。それで人が並んだりする。もうそのときは、あそこには金を入れましたと、そうしておかなければだめでございますから。それはごくごく常識的にやられることと。

○笠井亮君 随分私が考えているのと違ふんですけれども。認定をするわけでしょう。内閣総理大臣がその後でも同時にやつちゃうわけですか。それでは、一定の期間、この法案を見ますと期間内に申請をさせるといふわけですから、それはもう瞬間的に認定してすぐやらせて、そしてもう入れちゃうといふと、そういう法案なんですか、これ。

○国務大臣(宮澤喜一君) それはどこだつて何はお金持っていますから、来ても、すぐ今度は政府が全部応援に出るとなればそれでもう騒ぎはおしまひになりますから、初めから一文も金がないんというところはあり得ませんので。

○笠井亮君 この辺が、初めからないというわけじゃないけれども、危ないから認定をするわけですよ。そして、期限をつけて、その期間内に申請させて、入れるわけでしょう。この辺のところがちよつと非常にわかりにくいですが。

○国務大臣(宮澤喜一君) 申請させて入れるといふと、何かその間に時間がたつようですけれども、そんなことは瞬間的にできるわけですね。そういう状況が出たら、銀行が言つてきた、大変ですよと言つたら、よしと言つてやればそれで済んじやうに思ひますね。行政的にそんなに時間がかつたり、形式的にいろいろ手続を踏まなきゃならぬということじやないと思ひますね。

○笠井亮君 形式的な手続じやないんですよ、これ。厳格にやるから大丈夫だと言われているわけですよ。金融危機対応会議の議を経て、内閣総理大臣の認定を受けた金融機関のみが定める期間に申し込むことができると、そして国会にも報告するといふうになつていふわけですね。そして、今回は厳格にやるから大丈夫なんですといふのを繰り返して言われているわけですね。

ところが、一瞬のうちにやつちゃうと、国民が知らないうちにですよ。実際どういふ状況になつていて、そして注入していいのか。それは、こんなところに入れていいのかといふのはこの間いっぱいありますよ、経営状態の問題とかその他含めてですよ。だけれど、とにかくこの銀行はもたせらんだといふこと前提に立てば、もちろんとにかく危ないとなつたらすぐ入れちゃう、何が何でもすぐ入れちゃうと。そして、国民が行つたときにはもう大丈夫ですよといふ状況になつていふことになりませんか。

しかし、問題は、この間さんざん問題になつてきたのは、金融機関の行動というの、じゃ、すべていいことをやつてきたかといふとそうじやなくて、やっぱりいろいろ問題がある中で、それは危なくなる原因がある、そして要因があると。そしてそういう銀行に対して公的資金を注入するの

○国務大臣(谷垣禎一君) 確かにそのようなことを申しました。

ただ、一般論として、再編とか新たな統合とかいうのをどう考えるかということをごさいます。これは私も金融再生委員会として、こうせよ、あせよというような行政指導をしなからやっていくというわけではございませんで、それぞれの金融機関で、これから競争も激化していくことが予想されますので、そこでどういう体力をつけ、あるいは顧客に対するニーズにかなったサービスを提供していくために何をしたらいいかというの、それぞれのやりばり金融機関でまずお考えをいただくべきことだろうと思います。

ただ、私もとしては、これだけ競争が厳しくなってきたときの体力であるとか、あるいはこのごろはコンピュータ等のシステムに対する投資、大変膨大な額になっておりますし、あるいは新たな金融商品を開発するというのにもいろいろコストがかかりますので、そういう中で、競争にたえてどういう仕組みをつくっていくかということは避けて通れない課題ではあるだろうと、このように思っております。

○笠井亮君 課題の問題は別として、ニュースが出た際に、一般論として、金融再生委員長が、結構なことだと、そこまで言えるのかということ、私ちよっと思っておりますがね。

これは事務当局の方で結構なんです、銀行法によつて合併等の申請があった場合に、どういう基準で審査することになりますか。

○政府参考人(乾文男君) 銀行法で、合併等によりまして、「業務を行つていられる地域における資金の円滑な需給及び利用者の利便に照らして、適当なものであること」、あるいは「合併等が金融機関相互間の適正な競争関係を阻害する等金融秩序を乱すおそれがないものであること」、また「合併により設立される銀行が、合併等の後に、その業務を的確、公正かつ効率的に遂行する見込みが確実であること」といった要件が規定されておりました、こうした基準に適合するかどうかを審

査することとしたしております。

○笠井亮君 つまり、再生委員長、再生委員会は、合併等の申請があったときに、その計画が資金の円滑な需給、利用者の利便性の向上に役立つものかどうかを初めとして、今三つ言われましたけれども、三つの基準から、これから審査をしなきゃいけないときだと思ふんですよ。そういう立場にあられるのが再生委員会だし再生委員長だ。

にもかかわらず、谷垣委員長が「合併、統合の記者会見を聞いた段階で、申請もされていないと歓迎します、結構です」と。私は、何を根拠にそれが言えるのかというの、これから申請があつて審査するんですから、ちよっと思ふんですが、何を根拠に結構ですと言われるのか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 私は、今私どもの仕事の根拠になっておりますのは、一つは金融再生法です、もう一つは早期健全化法、ほかにもいろいろ預金保険法や銀行法もみんなそうでございますが、今金融再生委員会の仕事の根拠になってい

るのは主として金融国会でつくられた二本の法律だと思ふんです。

それで、金融再生法はそれから早期健全化法も、やはり基本のねらいは、今こういう山一や北拓が倒産して以来金融システムが非常に脆弱になっておりますけれども、その中でやはり健全な金融システムをつくれ、安心していただける金融システムをつくれという思想がこの二つの法律の背景にあると思っております。そして、その目的を達成するために資本注入等の武器が与えられているわけでありまして、その資本注入をしていく場合の考え方として、やはり金融システムの再編やあるいは金融システムを強化していくことに役立つ場合、こういうことがあるわけでございますので、そういう観点から先ほどのような考え方を申し上げたわけでありまして。

○笠井亮君 銀行法もありませんかと言われたいんですが、銀行法でこういう合併申請とかいうことについて審査するというのはどこがやるんですか。

○国務大臣(谷垣禎一君) 金融監督庁でございます。

○笠井亮君 そうすると、再生委員会のもとできちつとやるということですか。ですから、健全化法とか再生法があつてそれを実現するためにというの、それは一方である。しかし、銀行法から、根本は銀行法があるわけですから、銀行法に照らして果たして公共性を果たしているのかとかいう問題を初めとして、とりわけ合併をする際には基準をわざわざ設けて、これまでは大蔵省の所管だったけれども、それは今度こちらに移ったわけですから、監督庁の方に、という形で、監督する立場の方にありますから。

そういう広い意味で、そういう立場にある方が、再生法とか健全化法で大いにその再編を進めるなととかいうことは結構ですということを一方向で考えたい。もう一方で、こっちの方の銀行法もあるんですけれども、いさやなくて、これはきちつと厳格にチェックしないと、いざれにしても健全な姿に発展していかないということになると思ふんですが、最初から旗を振る方だけは大いに使つて、銀行法できちつと監督してチェックする側の方についてはそつちもありません。しかし、それよりも旗振りなんです、だから結構ですと最初から言つていいんです、こんなことを言つたら、銀行の合併のことについて厳格にどこできちつと責任を持つて審査するのかという問題になってきますよ。もう護送船団の船長みたいなもので、合併、統合したら資金の円滑な受給の点でも貸し渋りがもう一挙に改善される、すべて万々歳だと、審査しなくてもわかつていまして、こういうことなんです。これは重大な問題ですよ。

○国務大臣(谷垣禎一君) 銀行法もありませんかと言われたい。銀行法は、一般法といいますが基本法として、平時のときもあるいは今のようである意味での非常に不安のあつて、今不安は去りつづつあると思つておりますが、そういうときにも適用される銀行法に關しての基本法でございますけれども、それと同時に、今この数年来的金融システムの不安定の中で銀行の問題、合併の問題を考えると、再生法とかあるいは早期健全化法の言つていられる精神は私がかつてくるんだらうと思ふんです。

だから、先ほど確かに歓迎すると申しまして、これから先また銀行法できちつとそれは審査していかねければなりませんけれども、そこにはやはり健全化法や再生法の趣旨もあわせてかかつてくるものであると、こういうふうにごさいます。

○笠井亮君 申請があつたときに審査する基準は、先ほどあつたように三つなんです。これは合併については、再生法、健全化法はそこにはないわけですから、そこには、その三つから見てどうかということとをきちつとやるのが銀行法の立場からの合併の申請を受けてのやるべき仕事なんです。

じゃ、大型合併、統合で銀行はどうなるか、残つた時間若干見てみたいと思ふんですが、銀行統合によるリストラ状況について伺つてみたいと思ふんですが、店舗数です。

これは事務方で結構ですが、みずほグループ、住友・さくら、東海・三和・あさひ、中央・三井信託のそれぞれが統合前、統合後どれぐらい増減する計画になっているか、数字を言つていただきます。

○政府参考人(乾文男君) 統合前、統合後で申しますと、まず、みずほグループが店舗数は七百七十八から五百四十八に二百三十を削減する。それから、住友、さくらは八百七十五から六百九十二に百八十三削減する。それから、三和、東海、あさひの三行は九百一から七百八十九に百十二削減をするということでございます。

さらに、もう発足しておりますけれども、中央・三井信託は百六十六から百に六十六削減するということでございます。先般発表のありました三菱グループにつきましては、まだ具体的な計画を

表しておりません。

○笠井亮君 今のを合わせると五百九十一も減る計画ですね。この四グループに集約される金融再編で共通しているのは、先ほどもあったと思うんですが、競争力強化ということ看板にして収益率優先と効率重視ということで、収益拡大第一の姿勢が非常に活きてきていると思うんです。

この間、私も計画を持っていた幾つかの銀行の関係者にもお会いしていろいろ伺って調査もしてまいりました。どの銀行でも先取的に収益率アップのための業務拡大や激しいリストラ、そして長期不況で資金繰りに苦しむ中小企業に対する選別融資というのが行われている。

支店の配置などを見ましても、今までのように地域単位ということじゃなくて、例えば優良法人だけを対象にエリアをつくるというふうなことをしたりとか銀行の収益本位の支店展開になっていて、これまで近くに銀行の支店がありましたからと言って勧誘してきたのに、ある日さつと支店の方が開店する。例えば三鷹の方は、支店があったのが、今度はその法人業者の方が今度は吉祥寺まで交通費を払って行つてくださいますよということであるというふうなことも起こっている。

再生委員長はもちろんこういう事態を御存じですね。

○国務大臣(谷垣禎一君) 合併、統合等の再編の計画の中で、いろいろな意味での何というんでしょうか、肉をどう落とすかというところをお考えなのは承知しております。

○笠井亮君 そういう中で中小企業に対しては、再編するからもう貸せない、零細の方には特に、あるいは返してくれということもあちこちで起こっております。

それで、富士銀行の山本頭取が雑誌の中ではつきり言われているんですが、「高度な専門知識、相談機能が不可欠な大企業、個人富裕層には、徹底して人材を張り付け、ビジネス・チャンスをつかむ。一方で、利幅の薄い中小企業取引については、IT技術をフル活用し、ギリギリまでコスト

トを絞り込む。一例が、先ごろ中小企業向けに創設した六〇〇〇億円のファンドだ。ここでの事務処理は申込み、与信から融資実行に至るまですべて電話、ファックス、パソコンで完結する。支店長がわざわざ出向いて一時間も話し込む、という手間はかけない。コストをかけるべき相談機能には重点的に経営資源を投入する。そうでないビジネスについてはIT化で効率性を追求する。」と。

ここまではつきり言われているわけです。つまり銀行がもうかる部分については厚くして、しかし中小零細とか庶民の預金者に対しては薄くしていく。そして中小零細には、例えば商工ローンなんかで大問題になってきた中で、新たなシステムを立ててどこにありましたけれども、ローンなどに直接乗り出して、そういうところは選別してもうだめと切るところは切っちゃうんだけれども、しかし手間をかけずに、もうからないところには貸さないで、もうかるところにやっていく仕組みをつくるということだと思いませんか。

合併、統合に向けてこういうことをどんどん先取的にやっている。再生委員長は、こういうことではない、これが円滑な資金需給につながるという観点から見てもいいことかと。そして、こういうことをお知りになって、なおかつ合併、統合結構ですと、こういうことなんですか。

○国務大臣(谷垣禎一君) その方針、今お読みになったのは富士銀行の方針でしょうか。

○笠井亮君 頭取がおっしゃったんです。

○国務大臣(谷垣禎一君) 私、今伺っていて、それはど間違ったことをおっしゃっているとは思わずに聞いておりました。

ですから、例えば余り利幅の上がらないものはITなどで徹底的にコストを削減していくというようなことも別段悪いことではなくて、やはり経営の効率化を図ることによって、例えば貸出金利なんかも安くできるんだと思うんですね。コストがかかっていたら、貸出金利が高くなるを得ない、中小向けの。ですから、私は今のよう

御努力はしていただく方がいいのではないかと思いがかりに聞いておりました。

○笠井亮君 私は非常に驚きであります。そして、中小零細企業にとつてみたらどんなことになるかと。

こういう新しいシステムを使ってコストをかけずにやるというのは、いろんな銀行ごとにベストアシストとかいろいろつくつていますよ。これは、その銀行の支店に融資してくだされと行っても、うちではちょっと御相談に乗れません、〇一二〇の番号を教えますからそこで直接やつてくだされといつて、中央のセンターに言つて、そこでそこに直接文書を送つてもらつて申請する。そして、その業者の顔も知らない、経営状況も知らない人が、ここはだめだとほんと切っちゃうんですよ。こういう形でやられているんですよ、コスト削減の名のもとで。そういう中で、貸し出ししていたものが貸し渋りされ貸してももらえなくなるといことが現実起こっているんです。

だから、これを大いに結構なこと、コスト削減いい、もうかばいいなんということをただそこだけ追求して、では銀行の公共性だとかあるいは地域社会への貢献という問題があります。貢献というか、要するにありますが、貸与する、これはそういう役割だ。〔ボランテアじゃないよ〕と呼ぶ者あり。

いや、これはボランテアじゃないんです。これは森総理もそういうことを言われているんです。そういうことで寄与するという役割を持つていって、中小企業に対して、それは森総理自身と言っていることなんです。

そういうことに反することが起こっているじゃないですか。そういうことも検討せず、審査もせず、申請も来ないのに、結構です、歓迎です、どんどん進めてくださいということ、金融再生委員長というお立場で、私個人じゃないんです、なさることがいいのか悪いのか。これで果たして銀行法に基づいてきちっとした銀行の管理、監督、運営ができるのか、行政ができるのかとい

う問題なんですよ。

○委員長(眞鍋賢二君) 笠井君、時間が来ております。

○国務大臣(谷垣禎一君) 笠井先生のおっしゃったことは、確かに一面の真実ではあるかと思ひます。

私の地元でも、金融機関が合併いたしましたので、そのせいで一番地元の支店がなくなつてしまつた。今まではたばこ屋まで行つて気軽に相談に応じてくれたのに、今度は遠いところまで電車で行かなきゃならないから不便になった、こうおっしゃる方がおります。

ですから、それは確かに今笠井先生のおっしゃったような面が私もあるかと思いますが、他方、それでもつて体力が弱つておかしなことになるれば、これまた地域経済に対しては大きな影響があるかと思ひます。

○笠井亮君 だから、国民全体の立場に立つてきちんと審査してやるべきで、それ以前に結構ですといふことだけ言うべきじゃないということ、私は申し上げたいわけです。

○委員長(眞鍋賢二君) 両案に対する本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後六時二十三分散会

平成十二年五月十一日印刷

平成十二年五月十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

F